

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月30日(火)

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 堀池 岳

1. 調達内容

- (1) 調達件名
鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事
- (2) 履行期間
契約日から令和8年12月3日(木)まで
- (3) 履行場所
支出負担行為担当官が別途指定する場所
- (4) 契約方法
一般競争入札(最低価格落札方式)
- (5) 契約書作成の要否
要 原則、契約書の締結は電子契約によること。ただし、電子契約により難しい者は、紙による契約書作成を認める。
- (6) 入札説明書の交付
鹿児島労働局ホームページからダウンロードが可能。ダウンロードした場合、下記2の担当あて電子メールにより連絡を行い、事業所名、担当者名及び連絡先を申し出ること。申し出がない場合、仕様の変更や他の参加予定事業者からの質問への回答があった場合等、各種の連絡ができない恐れがある。
- (7) 入札説明会の日時及び場所
入札説明会は実施しない。
- (8) 入札説明書の交付期限及び競争参加資格確認関係書類等の提出期限
令和8年7月15日(水) 16時00分
- (9) 入札書の提出期限
令和8年7月16日(木) 16時00分
- (10) 開札の日時及び場所
令和8年7月17日(金) 13時30分 鹿児島合同庁舎1階 第3会議室

2. 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先。
〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階
鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 担当：黒木
電話：099-223-8275(内線：126) Mail: kuroki-taiga.v46@mhlw.go.jp
上記の交付場所、鹿児島労働局ホームページ及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、九州・沖縄地域で役務の提供等の「B」「C」又は「D」等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間に次の（⑤及び⑥については2保険年度）保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない者であること。

4. 入札方法等

(1) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難しい者は、書面により支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙による入札を認める。

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であつて、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

以上

最低価格落札方式

鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う
電源・通信配管等整備工事

入札説明書

本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続きに使用するものとする。ただし、紙による従来の応札及び入開札手続きも含むものとする。

鹿児島労働局 総務部 総務課

○鹿児島労働局総務部総務課の入札公告(令和8年6月30日付け)に基づく入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

○契約担当官等 支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 堀池 岳

I 個別事項

1 概要及び日程等

(1) 調達件名及び数量	鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事	
(2) 履行期間	契約日から令和8年12月3日(木)まで	
(3) 履行場所	支出負担行為担当官が別途指定する場所	
(4) 契約方法	一般競争入札(最低価格落札方式)	
(5) 競争参加資格の等級	令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)において、九州・沖縄地域で役務の提供等の「B」「C」又は「D」等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。	
(6) 入札説明書の交付	この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで(鹿児島労働局ホームページからダウンロードが可能。ダウンロードした場合、下記2の照会窓口あて電子メールにより連絡を行い、事業所名、担当者名及び連絡先を申し出ること。)	
(7) 入札説明会の日時及び場所	入札説明会は実施しない。	
(8) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限	令和8年7月15日(水)	16時00分
(9) 入札書の提出期限	令和8年7月16日(木)	16時00分
(10) 開札の日時及び場所	令和8年7月17日(金)	13時30分 鹿児島合同庁舎1階 第3会議室
(11) 低入札価格調査基準額の設定の有無(予定)	有	
(12) 質問の期限	令和8年7月15日(水)	12時00分
(13) 入札保証金及び契約保証金	免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札価格の100分の5以上に相当する金額を納付させる。	

2 照会窓口

入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 担当：黒木

電話：099-223-8275(内線：125) Mail：kuroki-taiga.v46@mlhw.go.jp

3 質問等

入札者は入札公告、本入札説明書及び別紙等を熟読のうえ入札書を提出しなければならない。契約条件、仕様等に疑義がある場合は、入札書を提出するまでの間に当局に対して説明を求め、全て解決しておくこと。

(1) 本入札に関し質問等がある場合は、次の区分に従い質問の期限までに提出すること。

① メール

上記2 照会窓口に記載のメールアドレスへ行うこと。

- ・質問送信後、必ず電話にて受信確認すること。
- ・電子メールで質問する場合には、メール本文に記載することとし、添付ファイル等は添付しないこと。(セキュリティの関係上、ファイルが添付された電子メールは自動的に削除される場合があるため)

② 照会窓口に持参

(2) 質問に対する回答は、質問者へ回答後、入札説明書受領通知書を提出された参加者へもメール等により共有する。

4 本入札者に求められる事項

本入札に参加しようとする者は、「Ⅱ 共通事項」に記載する事項の他、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 前記競争参加資格の等級を有していること。
- (2) 本調達別冊「仕様書」を期間内に閲覧すること。

5 提出書類

本入札に参加しようとする者は、次の書類等をそれぞれの提出期限までに提出しなければならない。(提出部数 各1部)

① 競争参加資格を有することを証明する書類等

ア 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書「厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)物品の販売及び役務の提供等」の写し

※競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階
鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 電話：099-223-8275

イ 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書(入札説明書様式-1)

② 暴力団等に該当しない旨の誓約書(入札説明書様式-2)

※ 開札日の属する年度に誓約書を既に提出したことがある場合で、その内容に変更が無いときは、当該提出済のもの写しを提出すれば足りる。

③ 保険料納付に係る申立書(入札説明書様式-4)

④ 入札書(紙入札での参加者は、入札説明書様式-5を提出)(代理人が紙により入札する場合には、委任状(入札説明書様式-6)を併せて提出する必要がある。)

6 支払条件

契約書案（入札説明書様式－9）記載のとおり。

（以下この頁余白）

II 共通事項

1 電子調達システムの利用に関する事項

- (1) 本件は、電子調達システムを利用して実施する。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。
- (2) 電子調達システムを利用して書類及び入札書等を提出する場合の要領は、電子調達システム所定の操作方法による。
- (3) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ・ ヘルプデスク 0570 - 014 - 889
 - ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp>ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には「I 個別事項」2に記載した照会窓口へ連絡すること。

2 書類の提出義務

- (1) 入札者は、競争参加資格確認関係書類等及び入札書等の必要な書類を、本入札説明書の定める期限及び場所に提出しなければならない。
- (2) 書類提出の受付時間については、受付期間中の平日（ただし12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- (3) 入札者は、提出した書類等について真正性確保等の観点から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 言語及び通貨

契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

4 競争参加資格

- (1) 法令により競争に参加できない者
 - 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
 - ① 以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の

- 品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- キ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 競争に参加させない者

次に該当する者は、競争に参加することができない。

- ① 厚生労働省から指名停止を受けている者
- ② 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- ④ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、本入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がある者
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険

※ ア～エを社会保険、オ、カを労働保険という。各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- ⑤ 本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者

※ これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ入札説明書記載の照会窓口に照会すること。

(3) 再委託を予定している者の取扱い

業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委

託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。

なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。

(4) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとす。

5 競争参加資格確認関係書類等の提出方法等

(1) 競争参加資格確認関係書類等は、次の手順により提出しなければならない。

① 電子調達システムにより入札する場合

ア 競争参加資格確認関係書類等をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システム所定の操作方法により提出しなければならない。

なお、競争参加資格確認関係書類等を電子データ化する際のファイルは、PDF形式とする。

また、電子データ化は、各項目別に一つのファイルを作成するか、一つのファイルとして作成した上で各項目別にしおりを付けるものとする。

※ 電子調達システムは、仕様上の制約により一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、LZH形式又はZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

※ 送付する際において、電子調達システムの仕様上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。提出したファイルの追加、修正等については紙による提出が必要である。

イ 前記にかかわらず、送付したファイルに不備が生じている場合であっても、内容確認に支障が無い場合には、支出負担行為担当官の判断により有効な提出として認める場合がある。

ウ 電子調達システムで入札参加をする場合であっても、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出することは差し支えない。ただし、システムの仕様上「証明書等／提案書等」の提出機能を用いて何らかのファイルを送付しなければ入札額の登録を行うことができないため、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出する者は「証明書等／提案書等」の提出画面から、「入札説明書様式-3」を提出すること。

② 紙による入札の場合

入札説明書に定められた競争参加資格確認関係書類等を、持参又は郵送（必

- 着)により提出しなければならない。電信、電話等による提出は認めない。
- (2) 競争参加資格確認関係書類等を提出後、入札への参加を取り止める場合は速やかに「I 個別事項」の2に記載した照会窓口へ連絡すること。

6 入札書に記載する金額

- (1) 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。ただし、「I 個別事項」において契約金額と別に支払うこととされている経費については、この限りでない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札書の引換え等の禁止

- (1) 入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (2) 入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を充分理解した上で入札するものとし、入札後不明の点があったことを理由として異議を申し立てることができない。

8 電子調達システムによる入札書の提出

- (1) 電子調達システムにより入札する場合、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
- (2) 入札積算内訳書(入札説明書様式-5(2))の提出については、スキャナ等により電子データ化した入札積算内訳書を添付し、政府電子調達システムにて送信すること。
- (3) 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

9 紙による入札書の提出

- (1) 紙による入札を希望する者は、電子入札案件の紙入札方式での参加について(入札説明書様式-8)を令和8年7月15日(水)16時00分までに提出すること。
- また、「入札説明書様式-5」により作成した入札書及び入札積算内訳書を持参又は郵送(必着)しなければならない。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
- (2) 入札書には電子くじ番号として、任意の3桁を記入しなければならない。入札書に電子くじ番号の記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。
- ※電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が2者以上いる場合のくじ引き(16(3)参照)に使用される。

- (3) 電話、電信等による提出は認めない。
- (4) 入札書を直接提出する場合は封筒に入れて封をし、その封皮に、宛名（鹿児島労働局支出負担行為担当官殿と記載）及び氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載（氏名の記載は、社名の記載してある封筒を使用することでも可）した上で、『令和8年7月17日開札「鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事」の入札書在中』と朱書しなければならない。
- 入札書に記入する数字はアラビア数字を、数字以外の文字は楷書体を用い、黒色ボールペンで鮮明に記入する。ただし、商号又は名称、代表者氏名及び代理人の氏名についてはゴム印等でも構わないものとする。入札書の日付は提出日を記入すること。
- 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に、『令和8年7月17日開札「鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事」の入札書在中』と朱書し、入札書を中封筒に入れて封をし、その封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記Ⅰ個別事項 2 照会窓口宛に入札書の提出期限までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をすることがあること。
- (5) 代理人が紙により入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に「入札説明書様式-6」による代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 前項の場合において、入札書に記載する代理人の氏名は、委任状の内容と一致しなければならない。
- (7) 委任状の日付は入札書の提出日とする。

10 代理人の兼務禁止

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

11 入札の無効

- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 次に掲げる入札書は無効とする。
- ① 入札書に記名がされていないもの
 - ② 入札金額を訂正したもの
 - ③ 入札書または入札積算内訳書（再度入札の場合は、再入札書または再入札積算内訳書）の提出がなかったもの
 - ④ 金額の数字及び入札者の名称等、記載事項が不明瞭なもの
 - ⑤ 同一の者による入札が複数あるもの
 - ⑥ 電子調達システム利用規約に違反した者のもの
 - ⑦ 頭名を欠いた（契約当事者となるべき者の記載が無い）代理人によるもの

⑧ その他、入札公告若しくは通知、本入札説明書又は関係職員が指示した事項に違反しているもの

- (3) 入札に参加した者が、「入札説明書様式-2」の誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
- (4) 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時までに競争参加資格を失い、又は競争参加資格を有しないことが判明した場合は、当該入札者の入札を無効とする。

12 入札の延期等

入札者が連合又は不穏な挙動等をする場合であって、本入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められるときは、開札の延期又は入札の中止をすることがある。

13 入札公告の取消

支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することがある。

14 開札手続

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（既に提出済の場合を除く。）を提示又は提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札終了まで開札場を退場することができない。
- (6) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

15 再度入札

- (1) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。
- (2) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。
- (3) 紙による入札者又はその代理人は、当局職員が示す再度入札日時までに再入札書等

【入札説明書様式－5（3）及び（4）】を提出すること。

- （4）電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとし、スキャナ等により電子データ化した再入札書積算内訳書【入札説明書様式－5(4)】を添付して、政府電子調達システムにより送信すること。
- （5）再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

16 落札者の決定

- （1）入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。なお、事情聴取及び関係資料等の提示に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない場合があるため留意すること。

① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予決令第 86 条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。調査に当たって求める資料は以下のとおり。）

・当該価格により入札した理由及び積算の妥当性が分かるもの（価格内訳書、工程表を含む）

- ・契約の履行体制
- ・契約期間中における他の契約請負状況
- ・手持機械その他固定資産の状況
- ・国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況（※契約実績）
- ・経営状況（設立・営業品目・資本金等（直近の財務諸表、全部事項 証明））
- ・信用状況（※貸金不払い及び下請代金支払い遅延状況等）
- ・個人情報の取扱いに関する事項（セキュリティ体制）

② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合

- (2) 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするところがある。また、その場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。
- (4) 入札書（入札説明書様式-5（1））に記載された入札金額と入札積算内訳書（入札説明書様式-5（2））の金額に相違がある場合、又は入札積算内訳書に計算誤りがある場合は、以下の取扱いとする。
 - ① 入札書に記載された入札金額で入札したものとする。
 - ② 落札者は速やかに品名、数量、単価及び金額等を明らかにした契約金額内訳書を提出すること。契約金額内訳書の様式は適宜とする。
 - ③ 落札者は契約金額内訳書の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。
- (5) 再入札書（入札説明書様式-5（3））に記載された再入札金額と再入札積算内訳書（入札説明書様式-5（4））の金額に相違がある場合、又は入札積算内訳書に計算誤りがある場合は、以下の取扱いとする。
 - ① 再入札書に記載された入札金額で再入札したものとする。
 - ② 落札者は速やかに品名、数量、単価及び金額等を明らかにした契約金額内訳書を提出すること。契約金額内訳書の様式は適宜とする。
 - ③ 落札者は契約金額内訳書の補正を求められたときは、直ちに再入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

17 落札者の通知

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの落札通知書により通知する。

18 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。

なお、電子契約書（原則）による契約の場合は、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に申し出るとともに、開札日までに電子調達システムの利用者権限を取得しておかなければならない。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印する。
- (3) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送

付する。

- (5) 契約書の規定により再委託の申請をする際の所定の様式は、「入札説明書様式-7」とする。

19 契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て））の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

20 費用負担

本入札に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、入札者の負担とする。

21 書類の返還

提出された書類は返還しない。

22 入札者参加者の公開等に対する同意

入札者は、厚生労働省が行う情報公開等の際、自己の名称又は商号、入札金額等が公開される場合があることにあらかじめ同意するものとする。

23 臨機の措置

自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

◎ 様式等

- ・ 入札説明書様式-1 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書
- ・ 入札説明書様式-2 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・ 入札説明書様式-3 競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について
- ・ 入札説明書様式-4 保険料納付に係る申立書
- ・ 入札説明書様式-5(1) 入札書
- ・ 入札説明書様式-5(2) 入札積算内訳書
- ・ 入札説明書様式-5(3) 再入札書
- ・ 入札説明書様式-5(4) 再入札積算内訳書
- ・ 入札説明書様式-6(1) 委任状
- ・ 入札説明書様式-6(2) 委任状（復代理人用）
- ・ 入札説明書様式-7(1) 再委託に係る承認申請書
- ・ 入札説明書様式-7(2) 再委託に係る変更承認申請書
- ・ 入札説明書様式-7(3) 履行体制図
- ・ 入札説明書様式-7(4) 履行体制図変更届出書
- ・ 入札説明書様式-8 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・ 入札説明書様式-9 契約書（案）
- ・ 別冊 仕様書

(以下この頁余白)

[提出期限]令和8年7月15日(水)16時00分まで

競争参加資格確認関係書類

1. 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書「厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）役務の提供等」の写し
2. 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書（入札説明書様式-1）
3. 暴力団等に該当しない旨の誓約書（入札説明書様式-2）
個人の場合は、生年月日を記載すること。
法人の場合は、役員全員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。
4. 保険料納付に係る申立書（入札説明書様式-4）
 - ・ 納付書の写し又は保険料の納付を証明する書面を添付すること。
 - ・ 申立書記載のとおり、直近2年間（社会保険）及び直近2保険年度（労働保険）の納入が確認できる書類をあわせて提出すること
5. 【競争参加資格確認関係書類を紙で提出する場合】
競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について（入札説明書様式-3）

提出部数 各1部

[提出期限]令和8年7月15日(水)16時00分まで

競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書

(入札件名：鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事)

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

代理人名

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

[提出期限]令和8年7月15日(水)16時00分まで

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所又は所在地

社名及び代表者名

生年月日（個人の場合のみ）

年 月 日生

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（入札説明書様式-2別添又は任意様式にて作成したもの）を添付すること。

[提出期限] 令和8年7月15日(水)16時00分まで

競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について

調達件名：鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備
工事

上記調達に係る競争参加資格確認関係書類等については、電子調達システムを利用せず、紙により提出します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

照会先

担当者電話番号：

担当者氏名：

[提出期限] 令和8年7月15日(水)16時00分まで

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間（24か月間）に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、直近2年間（24か月間）に支払うべき社会保険料及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料の納付に係る書面を別添のとおり提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

所在地

名称

代表者氏名

* 上記期間に係る領収印のある納付書の写し又は保険料の納入を証明する書面を添付すること。

[提出期限] 令和8年7月16日(木)16時00分まで

入 札 書

¥ _____

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること)

入札件名：鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工
事

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)		

(注) 「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

再 入 札 書

¥ _____

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること)

入札件名：鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工
事

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)		

(注) 「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

代理人入札に係る留意事項

代理人をもって入札に参加する場合には、下記により委任状を作成の上、入札書提出の際に提出してください。

1. 入札を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合

(1) 委任状の委任者名は、その法人の代表者名とし、代理人は入札を行うものとする。

(2) 入札書の入札者は上記代理人とすること。

2. 入札を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合

(1) 委任状は、「法人の代表者 → 支店又は営業所等の長 → 入札を行う者」の形で委任状を二通作成すること。

イ) 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所の長に対し委任する場合の委任状の場合、委任状の代表者は、その法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所の長とすること。

ロ) 同一法人の支店又は営業所の長が更に他の者に委任する場合の委任状の場合、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所の長とし、代理人は実際に入札を行う者とする。 (なお、任意代理人の復任権は、制限されており、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない (民法第 104 条) 。)

(2) 入札書は前記 1 と同様、入札者を上記代理人 (実際に入札を行う者) とすること。

[提出期限] 令和8年7月16日(木)16時00分まで

委 任 状

当社（私）は、次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

(代理人) 住 所
所属（役職）
氏 名

記

1. 入札件名：鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事
2. 委任事項：（1）当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
（2）復代理人の選任
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

(注) 復代理人選任権限を付与しない場合は、不用な文字を抹消して作成して下さい。

[提出期限] 令和8年7月16日(木)16時00分まで

委 任 状

(復代理人用)

私は、次の者を復代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

(復代理人) 住 所
所属 (役職)
氏 名

記

1. 入札件名：鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事
2. 委任事項：(1) 当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
(2) 復代理人の選任
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

再委託についての要件

第1 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、入札説明書様式7－（1）「再委託に係る承認申請書」を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

第2 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記第1の(2)のただし書きに該当する場合を除き、入札説明書様式7－（2）の「再委託に係る変更承認申請書」を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

第3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託行う業務の範囲を記載した入札説明書様式7－（3）「履行体制図」を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに入札説明書様式7－（4）「履行体制図変更届出書」により発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ① 受託業の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記第3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

入札説明書様式-7 (1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

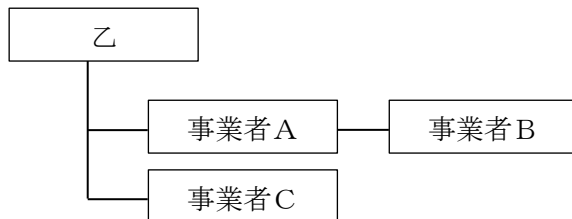
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区		
B			



入札説明書様式-7 (4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第4条第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

別紙のとおり

[紙入札申出提出期限]

令和8年7月15日(水)16時00分まで

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事

2 政府電子調達システムでの参加ができない理由

3 政府電子調達システムの導入予定時期

4 政府電子調達システムを導入できない理由（時期未定又は導入予定なしの場合に記入）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

[紙入札申出提出期限]

令和8年7月15日(水)16時00分まで

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事

2 政府電子調達システムでの参加ができない理由

- ・ 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため
- ・ 電子調達システムの導入について検討中であるため

3 政府電子調達システムの導入予定時期

令和〇年〇月頃 若しくは 時期未定 又は 導入予定なし

4 政府電子調達システムを導入できない理由（時期未定又は導入予定なしの場合に記入）

※政府電子調達システム導入にあたって妨げとなっている事情や、その他電子調達システムを導入できない理由を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

工事請負契約書(案)

- 1 工事名 鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事
- 2 工事場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3 工事期限 契約日から令和8年12月3日まで
- 4 契約金額 金 〇〇〇〇〇円
(うち消費税及び地方消費税額 〇〇〇〇〇円)
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者 支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 堀池 岳 (以下「発注者」という。)と受注者 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (以下「受注者」という。)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 鹿児島市山下町13番21号
氏名 支出負担行為担当官
鹿児島労働局総務部長 堀池 岳

受注者 住所
氏名 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

約 款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書、図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工事期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(業務工程表)

- 第2条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により発注者に届け出なければならない。

(一括再委託の禁止)

- 第4条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者(会社法の子会社を含む)に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、所定の様式により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再

委託者と約定しなければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の通知)

第5条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾

及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第8条 受注者は、現場代理人及び主任技術者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第9条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第10条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者と兼任する現場代理人にあっては、その職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者（現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第11条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第12条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたとき

は、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 5 前項の場合においては、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第13条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第11条第2項又は第12条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第14条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実

- を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第15条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第16条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第17条 受注者は、天候の不良、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第18条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第19条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第17条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第20条 請負代金額の変更については、次に掲げる場合を除き、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注

者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第21条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第22条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第24条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者の損害)

- 第23条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第24条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第11条第2項、第12条第1項若しくは第2項、その他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗

力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(検査及び引き渡し)

第25条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

第26条 受注者は、前条2項の検査に合格したときは、官署支出官 鹿児島労働局長（以下、「官署支出官」という。）あて書面により契約金額の支払を請求するものとする。

- 2 官署支出官は、前項の規定による請求を受けた時は、その日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延)

第27条 官署支出官の責に帰すべき事由により代金が支払約定期間に支払われなかったときは、受注者は官署支出官に対して、支払いの時期到来の翌日から起算して遅延日数1日につき「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」（財務省告示で定める率）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に請求することができるものと

する。但し、約定期間内に支払いをしないことが、受注者の責に帰すべき事由による
とき、又は天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期
間に参入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満の端数があるときは切り捨てる
ものとする。

(契約不適合責任)

第 28 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合
しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修
補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の
追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、
発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間
内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求
することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することな
く、直ちに代金の減額をすることができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に
履行しなければ契約した目的を達成することができない場合において、受注者が履
行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 第 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追
完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 発注者は、工事目的物が第 1 項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第 2 項に定め
る期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなけれ
ばならない。

5 第 1 項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の
指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が
不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞違約金)

第 29 条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場
合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請求代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額
を控 除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8
条の規定により財務大臣が定める率を乗じて得た額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 26 条の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が定める率を乗じて得た額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第 30 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
 - 三 第 8 条第 1 項に掲げる者を設置しなかったとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 五 第 32 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第 31 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第 32 条 受注者は、次の各号の一に該当する事由のある時は、契約を解除することができる。
- 一 第 15 条の規定により設計図書を変更したため、頭書の契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - 二 第 16 条第 1 項の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者が契約に違反し、その違反によって工事を終了することが不可能となるに至ったとき。
- 2 第 1 項の規定により契約を解除した場合には、発注者は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。その損害額は発注者受注者協議して定める。

3 第30条第2項の規定は、第1項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(属性要件に基づく契約解除)

第33条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為に基づく契約解除)

第34条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、

何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第35条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当

しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人

等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負人等に関する契約解除）

第 36 条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請

人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第 37 条 発注者は、第 33 条、第 34 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これに

より受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第 33 条、第 34 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 発注者は、第 33 条、第 34 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の 10 パーセントの金額を受注者から違約金として徴収するものとする。
- 4 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第 38 条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 39 条 発注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は

一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第40条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、発注者が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10パーセントに相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10パーセントに相当する額のほか、契約金額の3パーセントに

相当する額を、違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7条又は同法第7条3項及び同法第7条の7第3項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第41条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第42条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - 二 受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する競争参加資格証明書に虚偽があったことが判明したとき。
 - 三 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第43条 前条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額の10パーセントに相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(危険負担)

第 44 条 本契約の給付が、発注者又は受注者の責に帰さない事由により、給付されない場合の危険は、第 25 条第 2 項に規定する検査完了までは受注者が負担し、検査完了後は発注者が負担するものとする。

(紛争の解決)

第 45 条 本契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合は、鹿児島地方裁判所を専属的な管轄裁判所とする訴訟手続きによって解決するものとする。

(契約外の事項)

第 46 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定めることとする。

(秘密の保持)

第 47 条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(存続条項)

第 48 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 29 条、第 35 条、第 37 条、第 40 条、第 43 条、第 45 条、第 47 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

仕様書

1. 工事件名

鹿児島合同庁舎分庁舎解消及びレイアウト変更に伴う電源・通信配管等整備工事

2. 工事場所

鹿児島合同庁舎（鹿児島市山下町 13-21）

3. 履行期限

契約締結日から令和8年12月3日(日)まで

4. 一般事項

(1) 適用範囲

本工事は本仕様書に基づくほか、以下の仕様書に準拠して実施する。

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版。
- 「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版。
- 「建築保全業務共通仕様書」最新版。

(2) 見積前の現地確認

受注者は見積書提出に先立ち、必ず現地確認を行い、既設設備の状況、施工条件、作業時間帯、搬入経路その他見積に必要な事項を十分把握すること。

現地確認は、発注者の指定する担当者へ事前連絡のうえ、日時調整を行うこと。

(3) 施工前の調査及び設計

受注者は施工に先立ち、既設設備の状況を詳細に調査し、その結果に基づき、回路構成、分岐方法、配管ルート、機器配置その他必要な施工計画を立案すること。

また、当該計画については発注者と協議のうえ決定すること。

(4) 業務工程表

本工事は、他業者による什器の移設、OAフロアタイルカーペットの入替等と工程調整を要するため、契約締結後速やかに発注者と協議のうえ、業務工程表、作業場所を示した図面、搬入・駐車計画その他必要書類を提出すること。

(5) 疑義

仕様書の内容に相違がある場合又は不明点が生じた場合は、発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(6) 軽微な変更

施工に当たり、現場状況に応じて位置又は工法を一部変更し、これに伴い数量が若干増減する場合、又は仕様書の大幅な変更を伴わない範囲の軽微な変更が必要な場合は、発注者の指示に従い施工すること。

(7) 見積範囲

本工事に必要となる調査、設計、資材、施工、試験、養生、撤去、発生材処分その他付帯作業等については、本仕様書に明記の有無にかかわらず、本工事を完成

させるために必要な一切の費用を見込むこと。
なお、軽微な数量変更については契約金額の範囲内で対応すること。

(8) 既設設備の取扱い

既設設備（配線、分岐ボックス、コンセント、配管等）については、安全性及び機能性に支障がない場合に限り再利用して差し支えない。

ただし、劣化、損傷その他使用が適当でないと認められる場合は、補修、更新又は新設により対応すること。

(9) 現場管理

現場における火災予防、安全衛生及び既存施設の保護については、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、既存施設の保護及び安全衛生に十分留意すること。

これに関連する責任は受注者が負うものとする。

作業に際しては養生等を施し、建物、設備及び備品等に損傷を与えないよう十分注意すること。

作業中に発生した損害は、受注者の責任において原状回復するものとする。

作業中は必要に応じて回路の遮断その他安全措置を講じ、第三者の立入り防止に必要な表示を行うこと。

(10) アスベスト対策

本工事において、壁、床、天井等の穿孔、開口、撤去その他建材に影響を及ぼす作業を行う場合は、作業に先立ち、当該作業箇所についてアスベスト含有の有無を確認し、必要な調査を実施すること。

1階及び3階については、別途実施されたアスベスト調査結果を参考資料として示す。

アスベスト含有が確認された場合は、関係法令に基づき、発注者と協議のうえ適切に対応すること。

なお、下記に示す箇所については、本工事において調査を確実に実施するものとする。

1階：事務所内内壁

2階：事務所内内壁、事務所内天井

3階：事務所内内壁、事務所内天井

(11) 発生材処分

施工に伴い発生した不要材及び撤去材は、受注者の責任において関係法令に基づき適切に処分すること。

工事完了後は現場の清掃及び後片付けを行うこと。

(12) 秘密保持

落札者は、本仕様に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報及び本作業上知り得た秘密を、法令で定める場合を除き、第三者に漏えいしてはならない。なお、これは契約の解除又は契約期間満了後も同様とすること。

(13) 工事完了届

全ての作業完了後、契約担当者に対し、任意様式の工事完了届（工事件名、工事場所、工事完了日等を記載）を提出すること。なお、工事完了届には下記を添付すること。

- ・更新機器情報（設置したコンセント等の品番等）
- ・着工前・施工中・完成後の写真（隠蔽部を含む作業エリア及び撤去機器の状況）。を整理した工事用アルバム。デジタルデータ可。
- ・通電確認等の結果（電流値測定、絶縁測定、外観確認等）
- ・設置コンセント位置図（分電盤及びブレーカー番号入り：L-2-1-16、L-2-2-13 等）

(14) 留意事項

- ・使用する部材は、電気設備技術基準に適合したものとすること。
- ・カバープレートはステンレス製の角形プレート（1連用）とすること。
- ・使用する電源ケーブルは600V 耐圧のEM-EE-F（2.0mm²・3芯）とし、公共建築工事標準仕様書に準拠すること。
- ・分岐延長用ケーブルおよび分岐ボックスは、新品かつ通電確認済みのものを使用すること。
- ・使用しないケーブルは、絶縁テープ、熱収縮チューブ、端末キャップ等の使用により恒久的な絶縁処理を行うこと。
- ・ケーブルの末端は、金属部材や他の配線と接触しないように、ボックス内または天井内の安全な位置に固定すること。
- ・必要ケーブル長は、別添2の区画寸法を参考に現地調査の上で算定し、過不足のないよう配慮すること。
- ・0Aフロア内の配線は、無理な曲げが生じないように注意すること。
- ・引出した0Aタップには、分電盤のブレーカー番号（例：L-2-3-3）をラベル（テプラ等）で表示し、識別可能とすること。

5. 参考資料

本工事に係る参考資料は、以下のとおりとする。

なお、参考資料は施工条件、既設状況及び配置計画等を示すものであり、受注者は見積前の現地確認及び施工前の調査を行ったうえで、必要な施工計画を立案し、発注者と協議のうえ施工すること。

また、参考資料と現地の状況が異なる場合は、現地の状況を優先し、発注者と協議のうえ施工すること。

- 01_電源整備工事_コンセント配置図・数量表
- 02_鹿児島合同庁舎3階 整備局実施電源工事範囲
- 03_電灯・動力設備配線図等（平成9年～平成20年）
- 04_アスベスト調査結果
- 05_設置予定什器資料（ワークヴィスタ）
- 06_電話回線用配管作成工事およびLANケーブル敷設工事資料

6. 現地担当者

鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階
鹿児島労働局総務部総務課 会計第2係 中嶋（なかしま）、黒木（くろき）
電話：099-223-8275

7. 契約担当者

鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎 2 階
鹿児島労働局総務部総務課 会計第 2 係 黒木（くろき）
電話：099-223-8275

8. 電源整備工事

本工事において、壁、床、天井等の穿孔、開口、撤去その他建材に影響を及ぼす作業を行う場合のアスベスト対策については、4. 一般事項（10）アスベスト対策によるものとする。

なお、3 階については、別途整備局委任工事により一部の電源工事が実施される予定である。受注者は、参考資料「02_鹿児島合同庁舎 3 階 整備局実施電源工事範囲」及び「01_電源整備工事_コンセント配置図・数量表」を確認し、整備局委任工事の施工範囲、回路構成及びコンセント整備内容を踏まえたうえで、本工事の施工範囲を計画すること。

整備局委任工事の施工範囲と重複する部分については、原則として本工事の対象外とする。

施工範囲、施工方法及び数量について疑義がある場合は、施工前に発注者と協議のうえ決定すること。

なお、本工事は他業者との連携が不可欠であるため、詳細な作業スケジュールについては、契約締結後、速やかに発注者及び関係業者と協議のうえ決定するものとする。

(1) 鹿児島合同庁舎 1 階 雇用環境均等室（企画）

① 工事概要及び作業内容

- ・既設盤流用する為、雇用環境均等室（企画）へ電気を供給する為の配線を実施
- ・部屋間の配線ルート作成のための壁貫通
- ・天井から床へ配線時のメタルモール取付（メタルモール材も含む）
- ・OA 内配線
- ・コンセントボックス、ジョイントボックス取付と OA タップ（例：TAP-F37SH-2K4）、ハーネス用 OA タップ、分岐ボックスの取付作業
- ・既設分電盤の名称変更・2 次側回路名称の変更を行うこと

② 工事日

(ア) OA フロア内回路分岐作業

令和 8 年 9 月 29 日（火）から 10 月 16 日（金）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分において行うこと。

(イ) OA タップ地上引出し、OA フロアケーブル出口加工作業

什器設置時（令和 8 年 10 月 26 日（月）から 10 月 30 日（木）の昼間）に実施すること。具体的な日程は什器設置業者と協議の上で決定すること。引出し位置の特定が容易な場合は、(ア) の時間帯で対応してもよい。

作業は原則として、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分において行うこと。ただし、騒音の発生及び粉塵の飛散を伴う作業がある場合は、当該作業は閉庁時（土曜日、日曜日、祝日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分について行うこと。

(2) 鹿児島合同庁舎 1 階 雇用環境均等室 (指導)

① 工事概要及び作業内容

- ・既設盤流用する為、雇用環境均等室 (指導) へ電気を供給する為の配線を実施
- ・部屋間の配線ルート作成のための壁貫通
- ・天井から床へ配線時のメタルモール取付 (メタルモール材も含む)
- ・0A 内配線
- ・ハーネス用 0A タップ使用の為の分岐ボックス取付・ハーネス用 0A タップを新設
- ・既設分電盤の名称変更・2 次側回路名称の変更を行うこと

② 工事日

(ア) 0A フロア内回路分岐作業

令和 8 年 9 月 29 日 (火) から 10 月 16 日 (金) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分において行うこと。

(イ) 0A タップ地上引出し、0A フロアケーブル出口加工作業

什器設置時 (令和 8 年 10 月 26 日 (月) から 10 月 30 日 (木) の昼間) に実施すること。具体的な日程は什器設置業者と協議の上で決定すること。引出し位置の特定が容易な場合は、(ア) の時間帯で対応してもよい。

作業は原則として、月曜日から金曜日 (祝日を除く) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分において行うこと。ただし、騒音の発生及び粉塵の飛散を伴う作業がある場合は、当該作業は閉庁時 (土曜日、日曜日、祝日) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分について行うこと。

(3) 鹿児島合同庁舎 1 階 労災補償課

① 工事概要及び作業内容

- ・新設盤を取付し、労災補償課へ電気を供給する為の配線を実施
- ・電気室～労災補償課までのケーブル敷設 (それに伴う貫通及び配線も実施する)
- ・分電盤から床へ配線時のメタルモール取付
- ・0A 内配線
- ・ハーネス用 0A タップ使用の為の分岐ボックス取付・ハーネス用 0A タップを新設
- ・什器設置業者及び関係者と日程調整を行い作業を実施する事

② 工事日

(ア) 0A フロア内回路分岐作業

令和 8 年 9 月 29 日 (火) から 10 月 16 日 (金) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分において行うこと。

(イ) 0A タップ地上引出し、0A フロアケーブル出口加工作業

什器設置時（令和8年11月16日（月）から令和8年12月3日（木）の昼間）に実施すること。具体的な日程は什器設置業者と協議の上で決定すること。引出し位置の特定が容易な場合は、(ア)の時間帯で対応してもよい。

作業は原則として、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時00分において行うこと。ただし、騒音の発生及び粉塵の飛散を伴う作業がある場合は、当該作業は閉庁時（土曜日、日曜日、祝日）の午前8時30分から午後5時00分について行うこと。

(4) 鹿児島合同庁舎2階 労働保険徴収室

① 工事概要及び作業内容

- ・2階分電盤（L2-1、L-2、L-2-3、L-2-4）より電源供給を行う。
- ・既設内配線等流用できる箇所は流用可とする。
- ・OA内配線
- ・ハーネス用OAタップ使用の為の分岐ボックス取付・ハーネス用OAタップを新設
- ・天井から垂下しているLANケーブル（4か所）は既存プレートを残置し、ケーブルのみ天井内へ引き込む。
天井コンセントに挿入されている電源ケーブル及び接続されたOAタップを撤去する。

② 工事日

(ア) OAフロア内回路分岐作業

令和8年11月6日（金）17時15分から翌日8時30分までの閉庁時間帯に実施すること。

(イ) OAタップ地上引出し、OAフロアケーブル出口加工作業

什器設置時（11月8日（日）8時30分~14時00分まで）に実施すること。具体的な日程は什器設置業者と協議の上で決定すること。具体的な日程は什器設置業者と協議の上で決定すること。引出し位置の特定が容易な場合は、(ア)の時間帯で対応してもよい。

(5) 鹿児島合同庁舎2階 電子申請センター・需給調整事業室

① 工事概要及び作業内容

- ・新設盤を取付し、電子申請センター・需給調整室へ電気を供給する為の配線を実施
- ・電気室～電子申請センター・需給調整事業室までのケーブル敷設（それに伴う貫通及び配線も実施する）
- ・分電盤から床へ配線時のメタルモール取付
- ・OA内配線
- ・コンセントボックス、ジョイントボックス取付とOAタップ（例：TAP-F37SH-2K4）

② 工事日

令和8年10月31日（土）から11月5日（木）にかけて、他業者によるOAフロアタイルカーペットの入替および什器の移設・設置作業を予定している。この

期間中、既存什器の撤去後から OA フロアタイルカーペットの入替開始までの間に、OA フロア内のコンセント設置作業を行うこと。

ただし、本工事は他業者との連携が不可欠であるため、詳細な作業スケジュールについては、契約締結後、速やかに発注者、他業者と協議のうえ、決定するものとする。

(ア) OA フロア内回路分岐作業

令和 8 年 10 月 31 日（土）から 11 月 1 日（日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分において行うこと。

(イ) OA タップ地上引出し、OA フロアケーブル出口加工作業

什器設置時（11 月 4 日（水）から 11 月 5 日（木）までの昼間）に実施すること。具体的な日程は什器設置業者と協議の上で決定すること。

(6) 鹿児島合同庁舎 3 階 助成金センター①

① 工事概要及び作業内容

- ・既設 L-3-1 10 番・11 番回路を流用し、各所へ電源供給を行う。
- ・OA 内配線。既設ケーブルを流用する。
- ・コンセントボックス、ジョイントボックス取付
- ・3 階については、OA タップの用意、設置は発注者が行うためコンセント BOX 取り付けまでを行う。

② 工事日

(ア) OA フロア内回路分岐作業

令和 8 年 9 月 29 日（火）から 10 月 16 日（金）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分において行うこと。

(イ) コンセント BOX 地上引出し、OA フロアケーブル出口加工作業

什器設置時（10 月 26 日（月）から 11 月 5 日（木）までの昼間）に実施すること。具体的な日程は什器設置業者と協議の上で決定すること。

作業は原則として、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分において行うこと。ただし、騒音の発生及び粉塵の飛散を伴う作業がある場合は、当該作業は閉庁時（土曜日、日曜日、祝日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分について行うこと。

(7) 鹿児島合同庁舎 3 階 助成金センター②

① 工事概要及び作業内容

- ・既設 L-3-1 4 番～8 番、12 番～14 番回路を流用し、各所へ電源供給を行う。
- ・OA 内配線。既設ケーブルを流用する。
- ・コンセントボックス、ジョイントボックス取付
- ・3 階については、OA タップの用意、設置は発注者が行うためコンセント BOX 取り付けまでを行う。

② 工事日

(ア) 0Aフロア内回路分岐作業

令和8年9月29日(火)から10月16日(金)の午前8時30分から午後5時00分において行うこと。

(イ) コンセントBOX地上引出し、0Aフロアケーブル出口加工作業

什器設置時(10月26日(月)から11月5日(木)までの昼間)に実施すること。具体的な日程は什器設置業者と協議の上で決定すること。

作業は原則として、月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時00分において行うこと。ただし、騒音の発生及び粉塵の飛散を伴う作業がある場合は、当該作業は閉庁時(土曜日、日曜日、祝日)の午前8時30分から午後5時00分について行うこと。

(8) 鹿児島合同庁舎3階 助成金センター③

① 工事概要及び作業内容

- ・既設0A-3-1回路にて電源供給を行う。
- ・0A内配線。既設ケーブルを流用する。
- ・コンセントボックス、ジョイントボックス取付
- ・3階については、0Aタップの用意、机上への設置は発注者が行うためコンセントBOX設置までを行う。

② 工事日

(ア) 0Aフロア内回路分岐作業

令和8年9月29日(火)から10月16日(金)の午前8時30分から午後5時00分において行うこと。

(イ) コンセントBOX地上引出し、0Aフロアケーブル出口加工作業

什器設置時(10月26日(月)から11月5日(木)までの昼間)に実施すること。具体的な日程は什器設置業者と協議の上で決定すること。

作業は原則として、月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時00分において行うこと。ただし、騒音の発生及び粉塵の飛散を伴う作業がある場合は、当該作業は閉庁時(土曜日、日曜日、祝日)の午前8時30分から午後5時00分について行うこと。

(9) 鹿児島合同庁舎3階 対策課・安定課・訓練課

① 工事概要及び作業内容

- ・L-3及び新設盤にて、3階メインフロアの電源供給を行う。
- ・電気室～メインフロアまでのケーブル敷設(それに伴う貫通及び配線も実施する)
- ・分電盤から床へ配線時のメタルモール取付
- ・0A内配線。
- ・コンセントボックス、ジョイントボックス取付
- ・3階については、0Aタップの用意、机上への設置は発注者が行うためコンセ

ント BOX 設置までを行う。

② 工事日

(ア) 0A フロア内回路分岐作業

令和 8 年 9 月 29 日 (火) から 10 月 16 日 (金) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分において行うこと。

(イ) コンセント BOX 地上引出し、0A フロアケーブル出口加工作業

什器設置時 (10 月 26 日 (月) から 11 月 5 日 (木) までの昼間) に実施すること。具体的な日程は什器設置業者と協議の上で決定すること。

作業は原則として、月曜日から金曜日 (祝日を除く) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分において行うこと。ただし、騒音の発生及び粉塵の飛散を伴う作業がある場合は、当該作業は閉庁時 (土曜日、日曜日、祝日) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分について行うこと。

9. 電話回線用配管作成工事

① 工事概要及び作業内容

2 階に設置予定の電話主装置と 1 階及び 3 階の電話利用箇所を接続するため、必要な配管を作成すること。

電話線そのものの敷設は電話会社が行うものとし、本工事では主として電話回線引込み用配管の作成を行うこと。

② 工事日

電話回線用配管工事の日程については、契約締結日から 10 月 16 日 (金) までとする。

また、電話会社による後続作業に支障が生じないように、工程調整を十分に行うこと。

③ 配管ルート

配管ルートについては、「別添 06_電話回線用配管作成工事および LAN ケーブル敷設工事資料」を参照とすること。

なお、現地条件等により当該ルートに不都合が生じる場合は、発注者と協議のうえ、適切なルートを決定するものとする。

④ 配管の工事

配管の径については、「PF36 以上」とする。

必要なプルボックス、支持材、配管付属材その他施工に必要な設備については、現地状況及び施工計画に応じて適切に設置すること。

設置設備例

- ・プルボックス 錆止型 ET 端子付 PB-C 200×200×100 ET 1 面
- ・プルボックス 錆止型 ET 端子付 PB-C 300×300×100 ET 3 面

- ・ネジナシ電線管 EP 51 18m
- ・ネジナシ電線管 EP 39 12m
- ・合成樹脂製可とう電線管 PF-S 36 40m
- ・1種金属線び 本体 MM-B 10m
- ・1種金属線び コーナーボックス MM-B 10個
- ・1種金属線び ブッシング MM-B 10個

⑤ 穿孔及び開口

配管作成にあたり、壁、床、天井等の穿孔又は開口が必要となる場合は、事前に発注者と協議のうえ実施すること。

また、既設配管、既設貫通部及びシャフト等の利用を優先し、穿孔又は開口は必要最小限の範囲とすること。

防火区画を貫通する場合は、関係法令及び施設管理上必要な措置を講じること。

⑥ 留意事項

電話設備施工業者と十分調整を行い、電話回線の敷設に支障のないよう施工すること。

工事完了後は、施工写真及び配管ルート図を提出すること。

10. 無線 LAN 利用用 LAN ケーブル敷設工事

① 工事概要及び作業内容

3階第二会議室において無線 LAN 利用を可能とするため、電話回線用配管を利用し、2階側設備から3階第二会議室まで LAN ケーブル 1本を敷設すること。

LAN ケーブル敷設位置については、「06_電話回線用配管作成工事および LAN ケーブル敷設工事資料」を参照すること。

なお、電話回線用配管は本工事とは別に施工する電話回線用配管作成工事を利用するものとする。

② 工事日

3階第二会議室に係る配管作成及び LAN ケーブル敷設の日程については、契約締結後、発注者及び関係業者と協議のうえ決定すること。

また、3階で実施される他工事との調整を十分に行い、施工に支障が生じないようにすること。

③ LAN ケーブル敷設

LAN ケーブルについては受注者が敷設するものとし、Cat6以上の規格を使用すること。電話回線用配管を利用して敷設し、必要な成端処理を行うこと。

なお、本工事には無線 LAN アクセスポイント、無線ルーターその他通信機器の設置及び設定は含まないものとする。

設置設備例

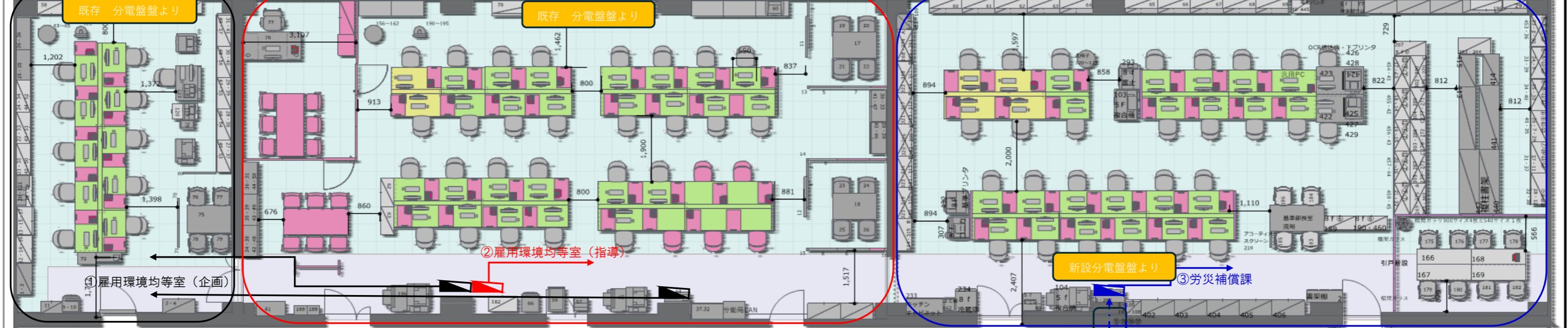
- ・情報用ケーブル UPT Cat6 75m
- ・コネクタ成端 2か所

④ 留意事項

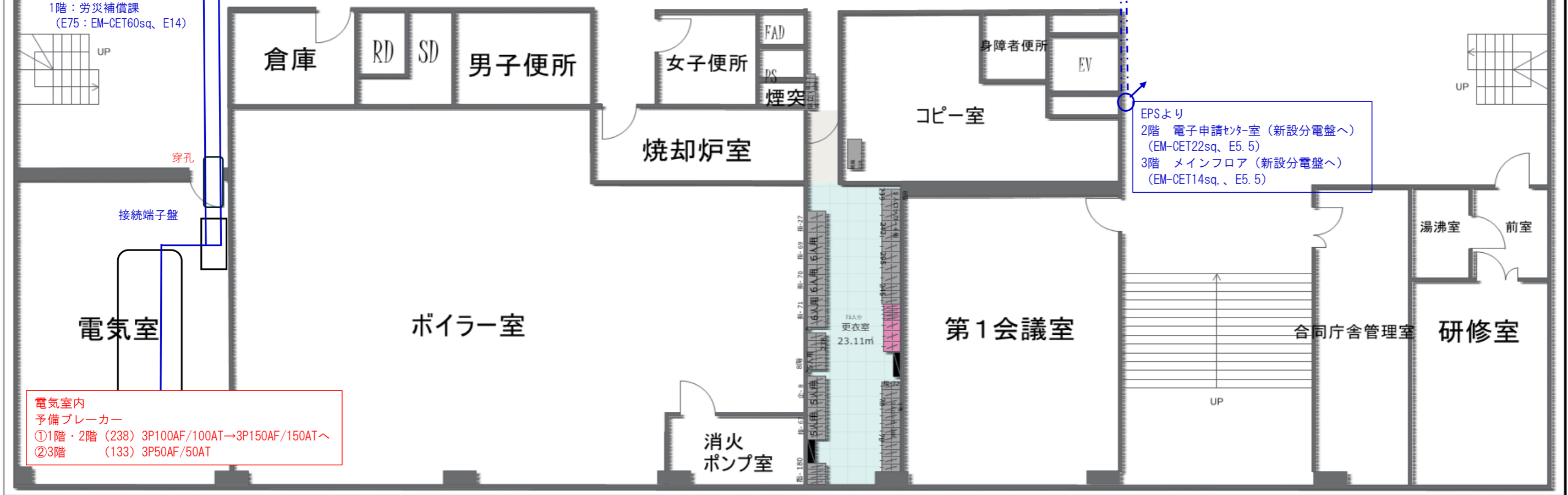
LAN ケーブル敷設完了後は、導通試験その他必要な試験を実施し、その結果を書面で提出すること。

工事完了後は、施工写真及び LAN 配線図を提出すること。

雇用環境均等室 10台 (企画) 雇用環境均等室 30台 (指導) 労災補償課 26台 1階
 雇用環境均等室 0台 (企画) 雇用環境均等室 1台 (指導) 労災補償課 1台 カールコード電話機 66台 コードレス電話機 2台

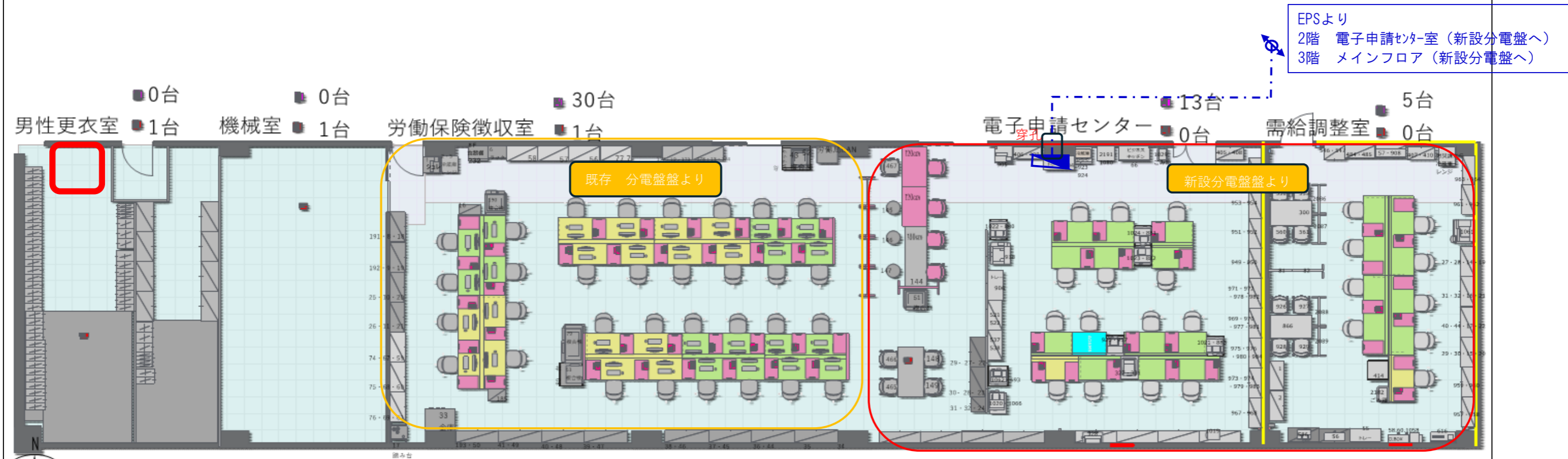
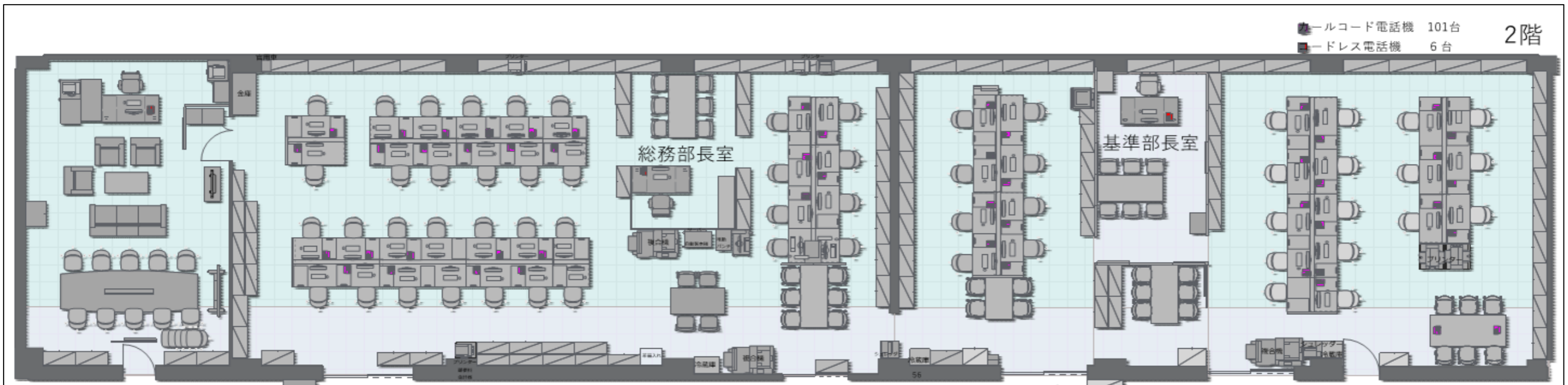


①雇用環境均等室 (企画) ②雇用環境均等室 (指導) ③1階：労災補償課 (EM-CET60sq, E14) ③労災補償課



EPSより
 2階 電子申請センター室 (新設分電盤へ)
 (EM-CET22sq, E5.5)
 3階 メインフロア (新設分電盤へ)
 (EM-CET14sq, E5.5)

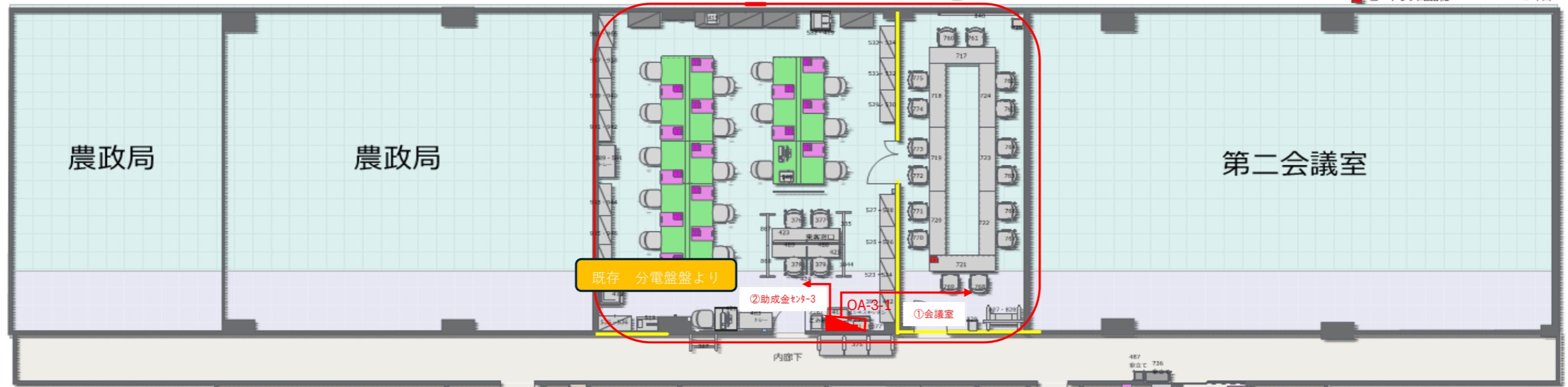
電気室内
 予備ブレーカー
 ①1階・2階 (238) 3P100AF/100AT→3P150AF/150ATへ
 ②3階 (133) 3P50AF/50AT



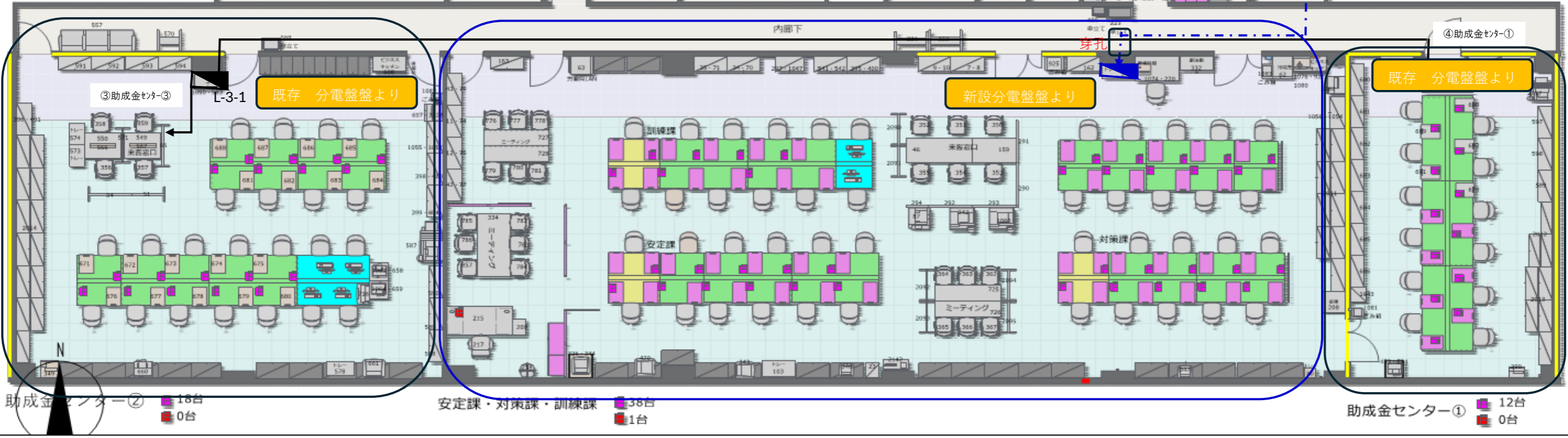
助成金センター③ 15台
1台

会議室 0台
1台

■ カールコード電話機
■ コードレス電話機



EPSより
3階 メインフロア (新設分電盤へ)



助成金センター② 18台
0台

安定課・対策課・訓練課 38台
1台

助成金センター① 12台
0台

雇用・環境均等室（企画）			
1	1085	W	職員端末65W×11台 周辺機器30W×11台 扇風機40W×1台
2	1200	W	プリンター1200W×1台
3	1200	W	プリンター1200W×1台
4	1200	W	プリンター1200W×1台
5	1500	W	複合機1500W×1台
6	1500	W	シュレッダー700W×1台 冷蔵庫800W×1台
7	1200	W	電子レンジ1200W×1台
8885			

EM-EEF2.0-3C(m)	ハーネス用OAタップ (個)	ハーネス分岐ボックス (個)	TAP-F37SH-2KS	ジョイントBOX	コンセントボックス	コンセント+プレート
45	5	2	1	1	2	2
35	0	0	0	0	1	1
30	0	0	0	0	1	1
30	1	1	0	0	1	1
30	0	0	0	0	1	1
30	0	0	0	0	2	2
25	0	0	0	0	1	1
225	6	3	1	1	9	9

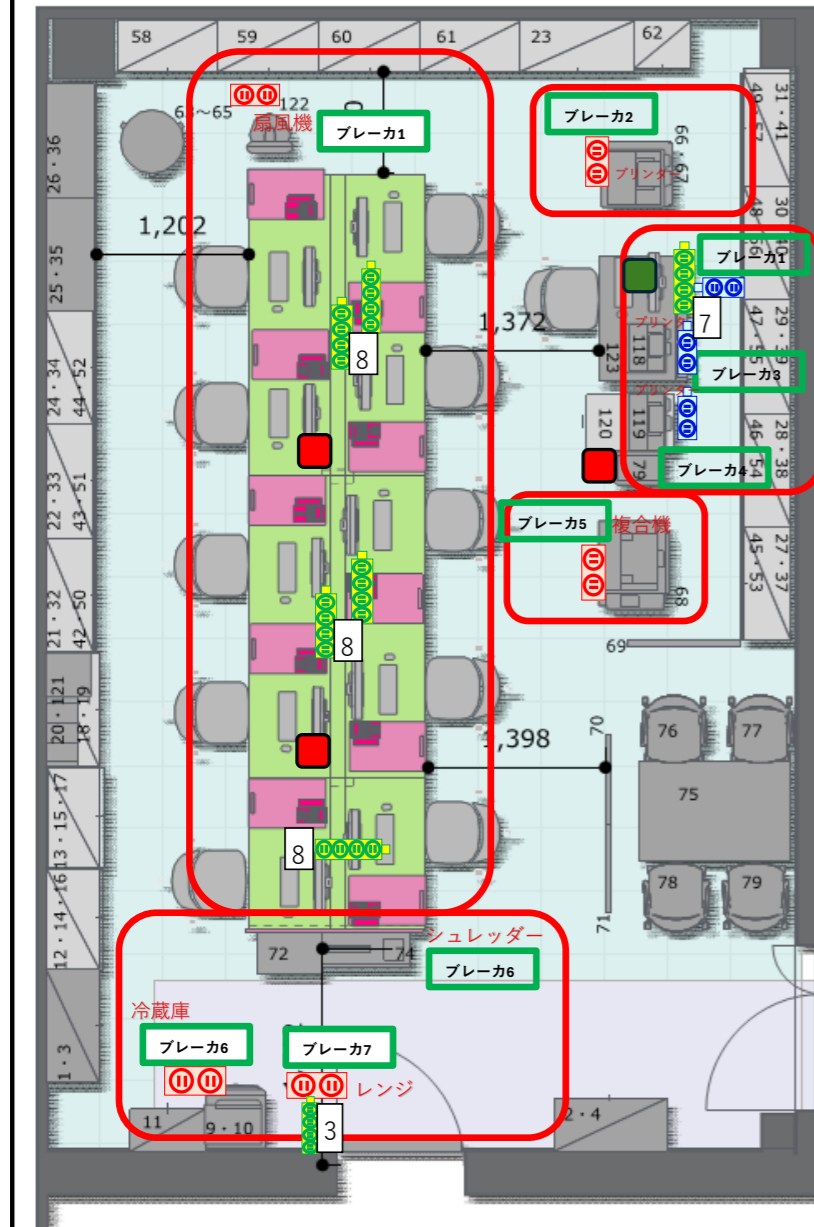
【作業内容】

1階_雇用環境均等室（企画）

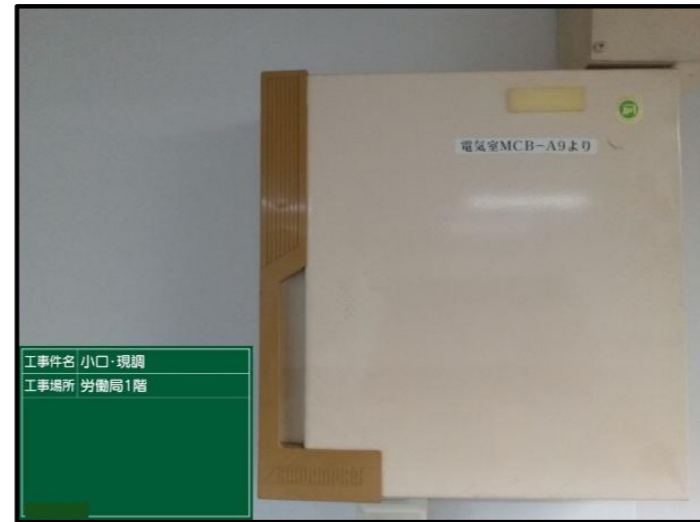
- ・ 既設盤流用する為、雇用環境均等室（企画）へ電気を供給する為の配線を実施
- ・ 部屋間の配線ルート作成のための壁貫通
- ・ 天井から床へ配線時のメタルモール取付（メタルモール材も含む）
- ・ OA内配線
- ・ コンセントボックス、ジョイントボックスの取付と
OAタップ（例：TAP-F37SH-2K4）、ハーネス用OAタップ、分岐ボックスの取付作業
- ・ 既設分電盤の名称変更・2次側回路名称の変更を行うこと

- (1) 作業箇所に関して、石綿含有調査を実施する事
- (2) 什器設置業者及び関係者と日程調整を行い作業を実施する事

雇用環境均等室 10台
(企画) 0台










既設盤流用



既設盤流用



図面での表示	品目名	個数	備考
 8	ハーネス用OAタップ 8個口 (WFA66587HG)	5	
 3	ハーネス用OAタップ 3個口	1	
 7	TAP-F37SH-2KS 7個口	1	
	壁コンセント	6	
	コンセントBOX	3	
	分岐ボックス	3	図面の位置は例示であり、実際の位置を限定しない。
	ジョイントボックス	1	図面の位置は例示であり、実際の位置を限定しない。

雇用・環境均等室（指導）		
1	895 W	職員端末65W×9台 周辺機器30W×9台 扇風機40W×1台 小型ラック90W
2	1200 W	プリンター1200W×1台
3	1200 W	プリンター1200W×1台
4	1520 W	職員端末65W×16台 周辺機器30W×16台
5	1460 W	職員端末65W×8台 周辺機器30W×8台 シュレッダー700W×1台
6	1500 W	複合機1500W×1台
7	800 W	冷蔵庫800W×1台
8	1500 W	複合機1500W×1台

10075

EM-EEF2.0-3C(m)	ハーネス用OAタップ (個)	ハーネス分岐ボックス (個)	TAP-F37SH-2KS	ジョイントBOX	コンセントボックス	コンセント+プレート
50	5	2	0	0	3	3
18	1	1	0	0	1	1
22	1	1	0	0	1	1
45	8	3	0	0	0	0
25	4	2	0	0	1	1
10	0	0	0	0	1	1
5	0	0	0	0	1	1
5	0	0	0	0	1	1
180	19	9	0	0	9	9

【作業内容】

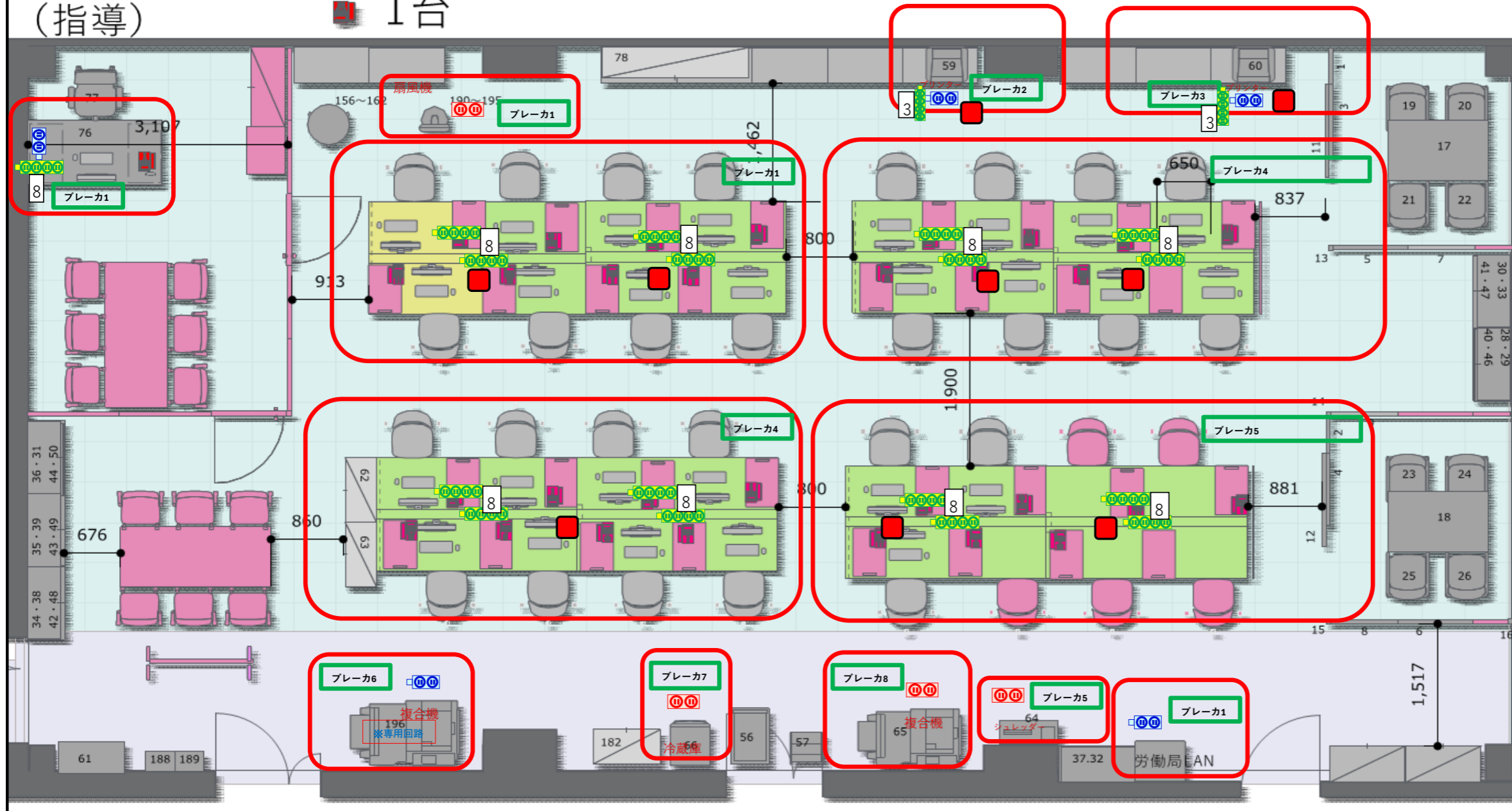
1階_雇用環境均等室（指導）

- ・ 既設盤流用する為、雇用環境均等室（指導）へ電気を供給する為の配線を実施
- ・ 部屋間の配線ルート作成のための壁貫通
- ・ 天井から床へ配線時のメタルモール取付
- ・ OA内配線
- ・ ハーネス用OAタップ使用の為の分岐ボックス取付・ハーネス用OAタップを新設
- ・ 既設分電盤の名称変更・2次側回路名称の変更を行うこと

- (1) 作業箇所に関して、石綿含有調査を実施する事
- (2) 什器設置業者及び関係者と日程調整を行い作業を実施する事

雇用環境均等室
(指導)

30台
1台



既設流用分電盤

図面での表示	品目名	個数	備考
	ハーネス用OAタップ 8個口 (WFA66587HG)	17	
	ハーネス用OAタップ 3個口	2	
	壁コンセント	4	
	コンセントBOX	5	
	分岐ボックス	9	図面の位置は例示であり、実際の位置を限定しない。



労災補償課		
1	1300 W	職員端末65W×6台 周辺機器30W×7台
2	1500 W	複合機1500W×1台
3	1500 W	複合機1500W×1台
4	1534 W	職員端末65W×8台 職員端末247W×2台 周辺機器30W×10台 電動パンチ220W
5	1200 W	OCR読込機265W×2台
6	1200 W	Fat Client用プリンタ (Fat Client) 1200W×1台
7	1200 W	Fat Client用プリンタ (Fat Client) 1200W×1台
8	1320 W	汎用プリンタ (カラーレーザ) 1320W×1台
9	1500 W	複合機1500W×1台
10	1140 W	職員端末65W×12台 周辺機器30W×12台
11	800 W	冷蔵庫800W×1台
12	1500 W	複合機1500W×1台

15694

EM-EEF2.0-3C(m)	ハーネス用OA タップ(個)	ハーネス分岐ボッ クス (個)	TAP-F37SH-2KS	ジョイントBOX	コンセントボックス	コンセント+プレート
30	4	1	0	0	2	2
14	1	1	0	0	0	0
14	1	1	0	0	0	0
36	6	2	0	0	1	1
25	2	1	0	0	0	0
22	1	1	0	0	0	0
25	1	1	0	0	0	0
16	1	1	0	0	0	0
15	1	1	0	0	0	0
29	6	2	0	0	0	0
10	0	0	0	0	1	1
5	0	0	0	0	1	1
241	24	12	0	0	5	5

【作業内容】

1階_労災補償課

- ・新設盤を取付し、労災補償課へ電気を供給する為の配線を実施
- ・電気室～労災補償課までのケーブル敷設（それに伴う貫通及び配線も実施する）
- ・分電盤から床へ配線時のメタルモール取付
- ・OA内配線
- ・ハーネス用OAタップ使用の為の分岐ボックス取付・ハーネス用OAタップを新設

【共通】

- (1) 作業箇所に関して、石綿含有調査を実施する事
- (2) 什器設置業者及び関係者と日程調整を行い作業を実施する事

労災補償課

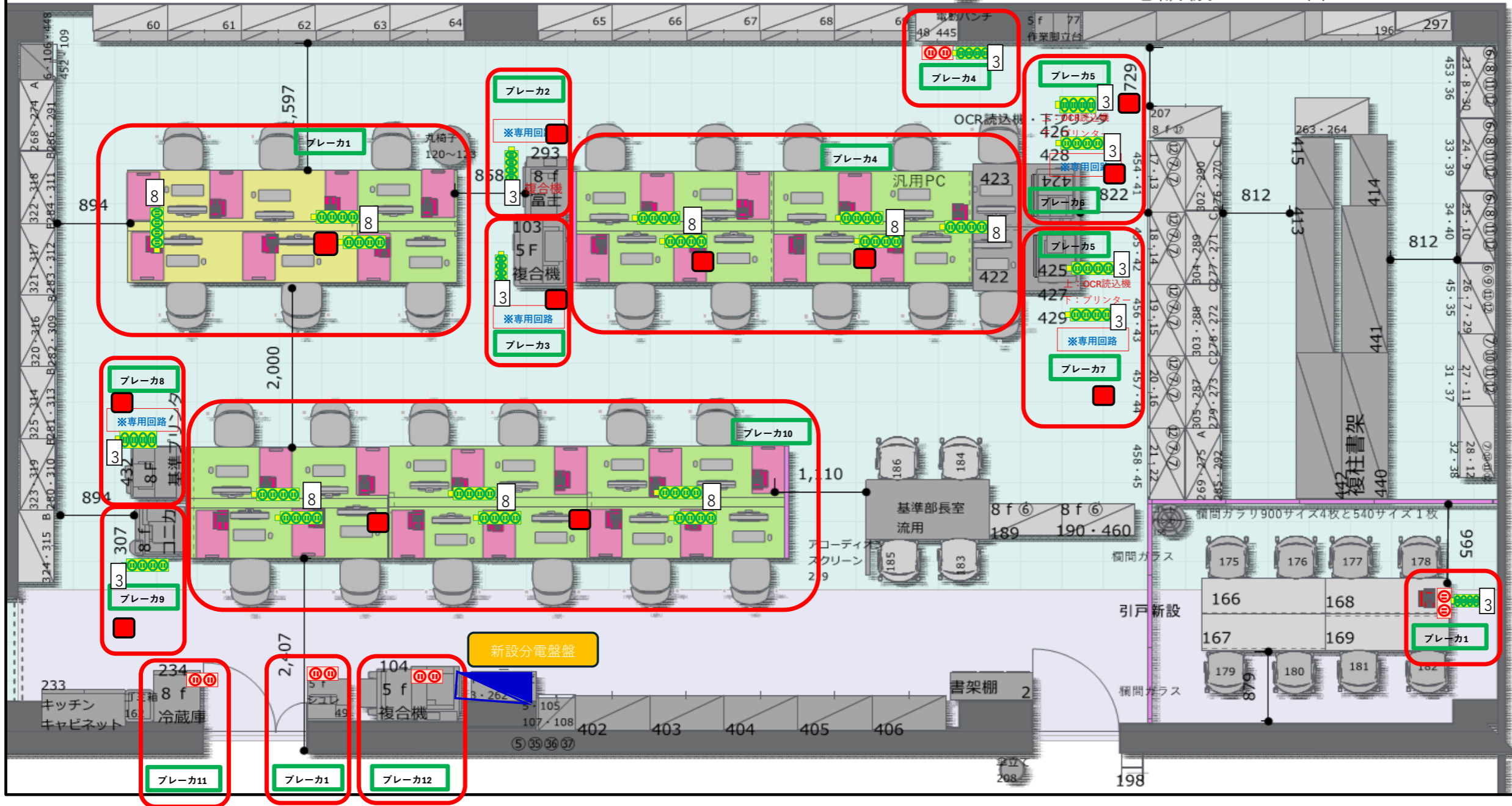
■ 26台

■ 1台

■ カールコード電話機 66台

■ コードレス電話機 2台

1階



図面での表示	品目名	個数	備考
	ハーネス用OAタップ 8個口 (WFA66587HG)	14	
	ハーネス用OAタップ 3個口	10	
	壁コンセント	5	
	分岐ボックス	12	図面の位置は例示であり、実際の位置を限定しない。

労働保険徴収室・機械室		
1	1500 W	シュレッダー700W×1台 冷蔵庫800W×1台
2	1200 W	電子レンジ1200W×1台
3	1500 W	複合機1500W
4	1500 W	複合機1500W
5	1230 W	小型ラック90W 職員端末65W×12台 周辺機器30W×12台
6	790 W	職員端末65W×8台 周辺機器30W×8台 周辺機器30W×1台
7	1140 W	職員端末65W×12台 周辺機器30W×12台
8	1500 W	複合機1500W
9	1500 W	複合機1500W
10	1500 W	複合機1500W
11	1600 W	サーバー1600W→サーバー室分電盤より

EM-EEF2.0-3C(m)	ハーネス用OAタップ (個)	ハーネス分岐ボックス (個)	TAP-F37SH-2KS	ジョイントBOX	コンセントボックス	コンセント+プレート
20	0	0	0	0	2	2
20	1	1	0	0	1	1
20	0	0	0	0	1	1
20	0	0	0	0	1	1
20	6	2	0	0	1	1
25	4	2	0	0	1	1
30	6	2	0	0	0	0
20	0	0	0	0	1	1
20	0	0	0	0	1	1
30	0	0	0	0	1	1
15	0	0	0	0	3	3
240	17	7	0	0	13	13

【作業内容】

2階_労働保険徴収室・機械室

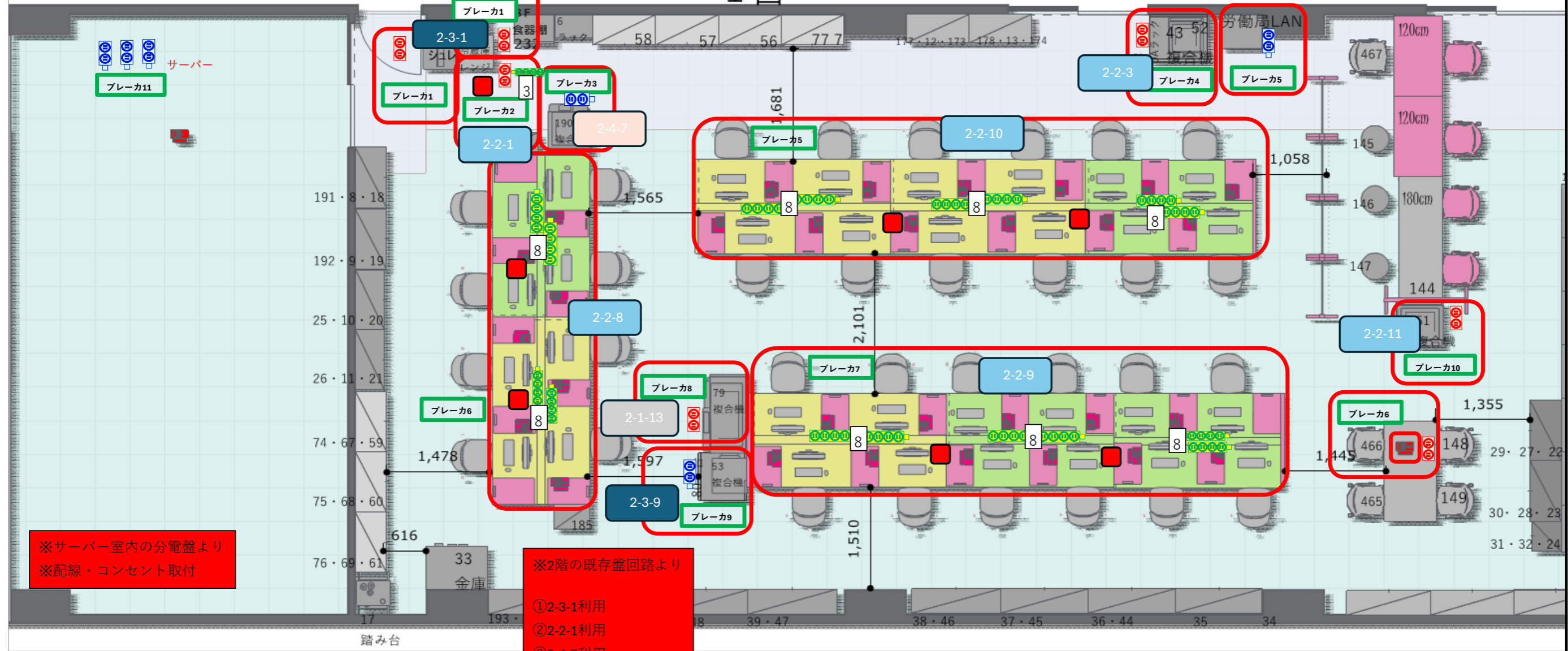
- ・ 2階分電盤（L2-1、L-2、L-2-3、L-2-4）より電源供給を行う。
- ・ 既設内配線等流用できる箇所は流用可とする。
- ・ OA内配線
- ・ ハーネス用OAタップ使用の為の分岐ボックス取付・ハーネス用OAタップを新設
- ・ 天井から垂下しているLANケーブル（4か所）は既存プレートを残置し、ケーブルのみ天井内へ引き込む。天井コンセントに挿入されたOAタップを撤去する。

【共通】

- (1) 作業箇所に関して、石綿含有調査を実施する事
- (2) 什器設置業者及び関係者と日程調整を行い作業を実施する事

0台
1台
機械室






30台
1台
労働保険徴収室



※サーバー室内の分電盤より
※配線・コンセント取付

※2階の既存盤回路より

- ①2-3-1利用
- ②2-2-1利用
- ③2-4-7利用
- ④2-2-3利用
- ⑤2-2-10利用
- ⑥2-2-8利用
- ⑦2-2-9利用
- ⑧2-1-13利用
- ⑨2-3-9利用
- ⑩2-2-11利用
- ⑪サーバー室回路利用

図面での表示	品目名	個数	備考
	ハーネス用OAタップ 8個口 (WFA66587HG)	16	
	ハーネス用OAタップ 3個口	1	
	壁コンセント	7	
	コンセントBOX	6	
	分岐ボックス	7	図面の位置は例示であり、実際の位置を限定しない。

電子センター			
1	1500	W	シュレッダー700W×1台 冷蔵庫800W×1台
2	1200	W	電子レンジ1200W×1台
3	1280	W	小型プリンタ900W×1台 職員端末65W×4台 周辺機器30W×4台
4	1500	W	複合機1500W
5	1090	W	小型プリンタ900W×1台 職員端末65W×2台 周辺機器30W×2台
6	900	W	小型プリンタ900W×1台
7	1280	W	小型プリンタ900W×1台 職員端末65W×4台 周辺機器30W×4台
8	900	W	小型プリンタ900W×1台
9	1090	W	小型プリンタ900W×1台 職員端末65W×2台 周辺機器30W×2台
10	1120	W	小型プリンタ900W×1台 電動パンチ220W
11	1500	W	複合機1500W
12	1500	W	複合機1500W
需給調整室			
1	800	W	冷蔵庫800W×1台
2	855	W	職員端末65W×9台 周辺機器30W×9台
3	1500	W	複合機1500W
4	1600	W	小型プリンタ900W×1台 シュレッダー700W×1台
5	1200	W	電子レンジ1200W×1台

EM-EEF2.0-3C(m)	ハース用OAタップ (個)	ハース分岐ボックス (個)	TAP-F37SH-2KS	ジョイントBOX	コンセントボックス	コンセント+プレート
12	0	0	0	0	2	2
12	0	0	1	0	1	1
18	0	0	2	1	3	3
18	0	0	0	0	1	1
18	0	0	1	0	2	2
18	0	0	0	0	1	1
22	0	0	2	1	3	3
22	0	0	0	0	1	1
22	0	0	2	0	3	3
22	0	0	1	1	2	2
22	0	0	0	0	1	1
22	0	0	0	0	1	1
23	0	0	5	1	5	5
23	0	0	0	0	1	1
23	0	0	0	0	1	1
23	0	0	1	0	2	2
23	0	0	1	0	1	1
343	0	0	16	4	31	31

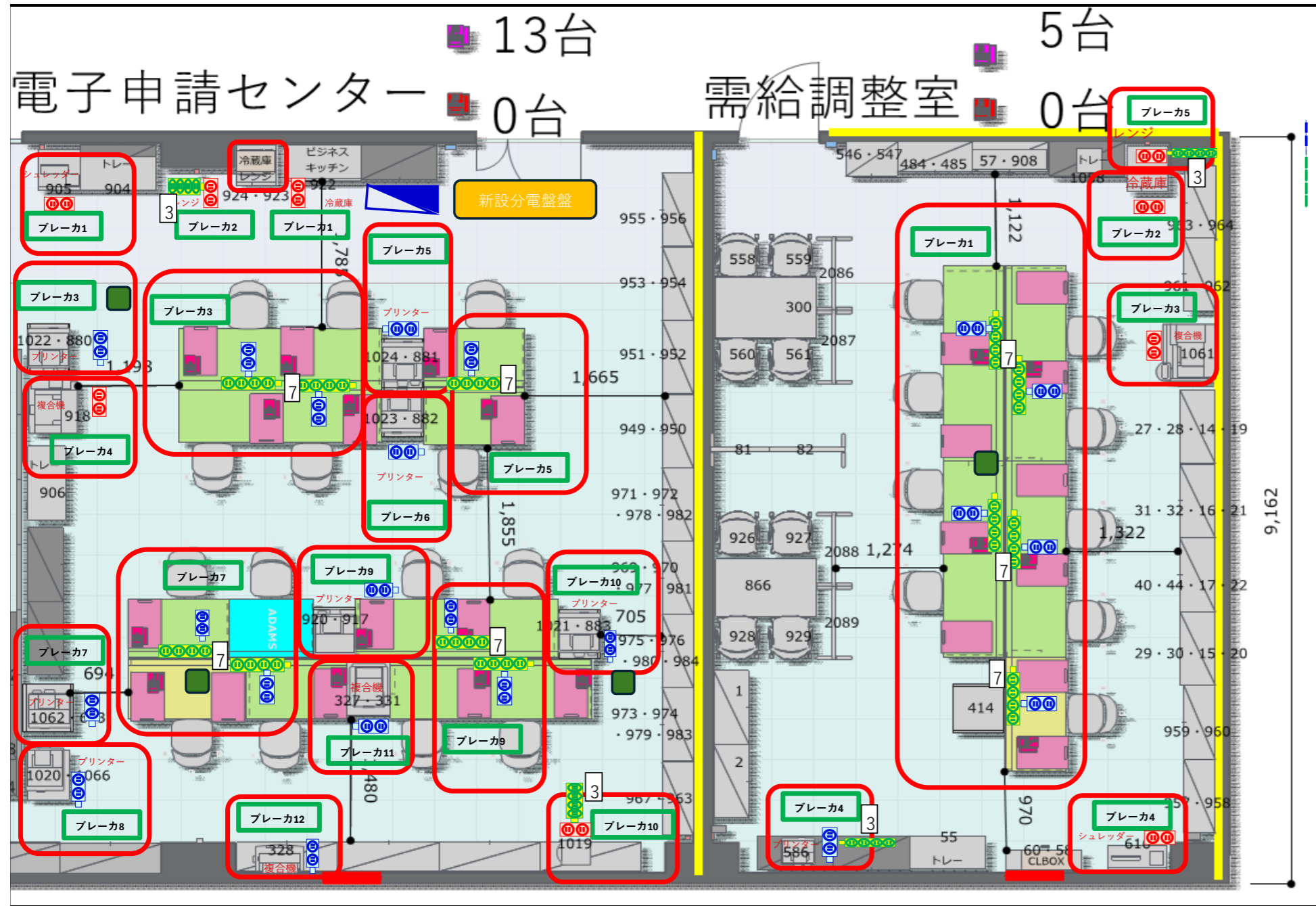
【作業内容】

2階_電子申請センター・需給調整室

- ・新設盤を取付し、電子申請センター・需給調整室へ電気を供給する為の配線を実施
- ・電気室～電子申請センター・需給調整室までのケーブル敷設（それに伴う貫通及び配線も実施する）
- ・分電盤から床へ配線時のメタルモール取付
- ・OA内配線
- ・コンセントボックス、ジョイントボックス取付とOAタップ（例：TAP-F37SH-2K4）

【共通】

- (1) 作業箇所に関して、石綿含有調査を実施する事
- (2) 什器設置業者及び関係者と日程調整を行い作業を実施する事



図面での表示	品目名	個数	備考
	OAタップ3個口	4	
	TAP-F37SH-2KS 7個口	12	
	壁コンセント	9	
	コンセントBOX	22	
	ジョイントBOX	4	図面の位置は例示であり、実際の位置を限定しない。

助成金センター①			
1	1500	W	複合機 1台1500W
2	720	W	職員端末30W×12台 周辺機器30W×12台
3	1055	W	小型プリンタ405W×1台 シュレッダー1台650W

EM-EEF2.0-3C(m)	ハーネス用OAタップ(個)	ハーネス分岐ボックス(個)	TAP-F37SH-2KS	ジョイントBOX	コンセントボックス	コンセント+プレート
12	0	0	0	1	1	1
12	0	0	0	1	6	6
12	0	0	0	1	2	2
36	0	0	0	3	9	9

【作業内容】

3階_助成金センター①

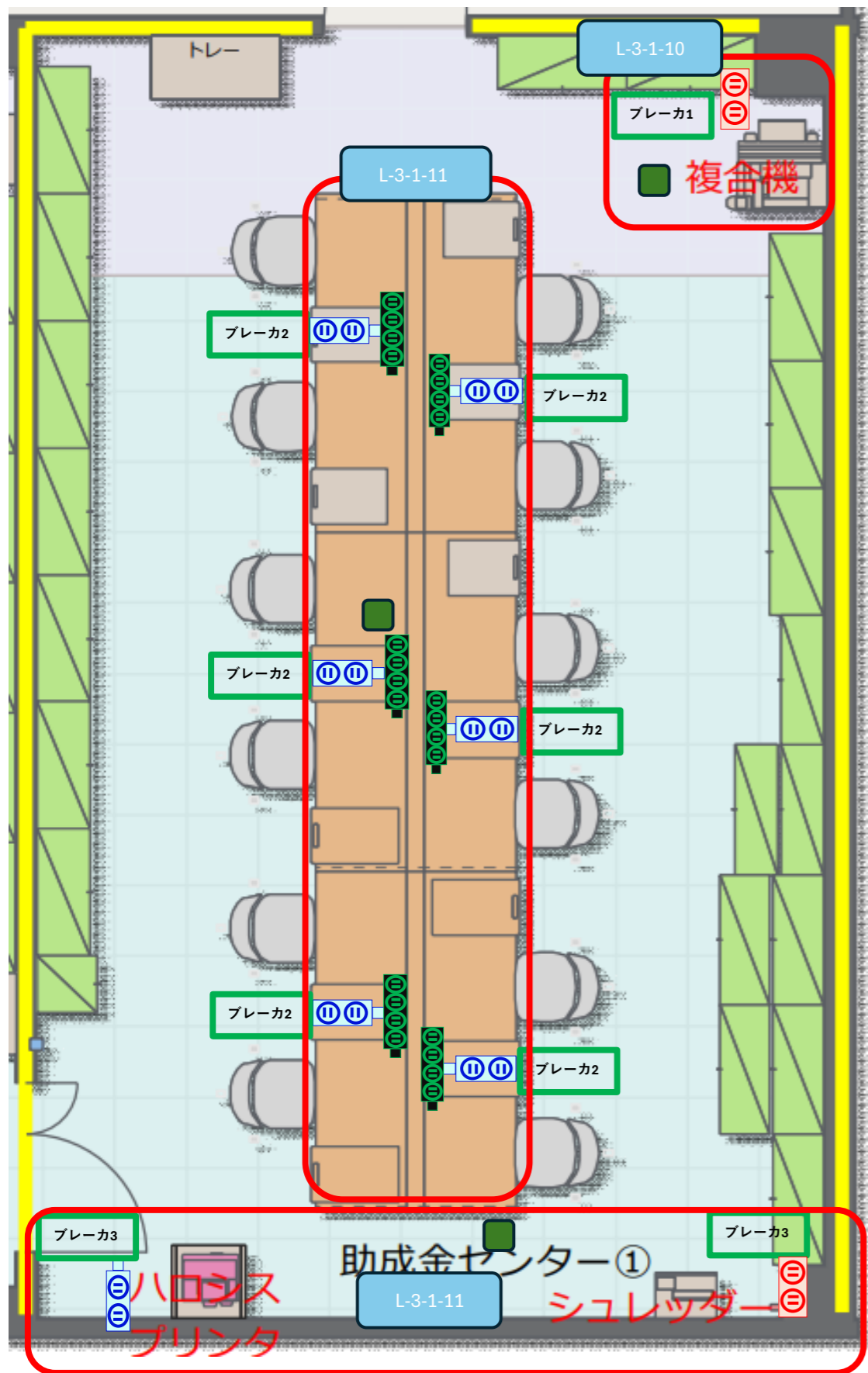
- ・既設L-3-1 10番・11番回路を流用し、各所へ電源供給を行う。
- ・OA内配線。既設ケーブルを流用する。
- ・コンセントボックス、ジョイントボックス取付
- ・3階については、OAタップの用意、机上への設置は発注者が行うためコンセントBOX取付までを行う。

【留意点】

- ・3階に係る数量は、整備局委任工事の施工範囲を含む参考数量とする。
- ・整備局委任工事の施工範囲と重複する部分は、原則として本工事の対象外とする。
- ・ただし、整備局委任工事の施工範囲外となる箇所及び整備局委任工事により整備される電源では不足する箇所については、本工事の対象とする。

【共通】

- (1) 作業箇所に関して、石綿含有調査を実施する事
- (2) 什器設置業者及び関係者と日程調整を行い作業を実施する事



図面での表示	品目名	個数	備考
	OAタップ	-	現在使用分を流用するため、用意、設置は不要。
	壁コンセント	2	
	コンセントBOX	7	
	ジョイントBOX	3	図面の位置は例示であり、実際の位置を限定しない。

助成金センター②						
1	1340	W	職員端末30W×8台 周辺機器30W×8台 冷蔵庫160W ポット700W			
2	1475	W	職員端末30W×7台 周辺機器30W×7台 小型プリンタ405W シュレッダー 1台650W			
3	1440	W	職員端末30W×7台 周辺機器30W×7台 小型プリンタ405W			
4	1200	W	大型プリンタ1200W (専用回路)			
5	1500	W	複合機 1台1500W			
6	1200	W	電子レンジ1200W			

EM-EEF2.0-3C(m)	ハーネス用OAタップ(個)	ハーネス分岐ボックス(個)	TAP-F37SH-2KS	ジョイントBOX	コンセントボックス	コンセント+プレート
12	0	0	0	1	5	5
30	0	0	0	2	5	5
30	0	0	0	1	5	5
18	0	0	0	0	1	1
15	0	0	0	0	1	1
15	0	0	0	0	1	1
120	0	0	0	4	18	18

【作業内容】

3階_助成金センター②

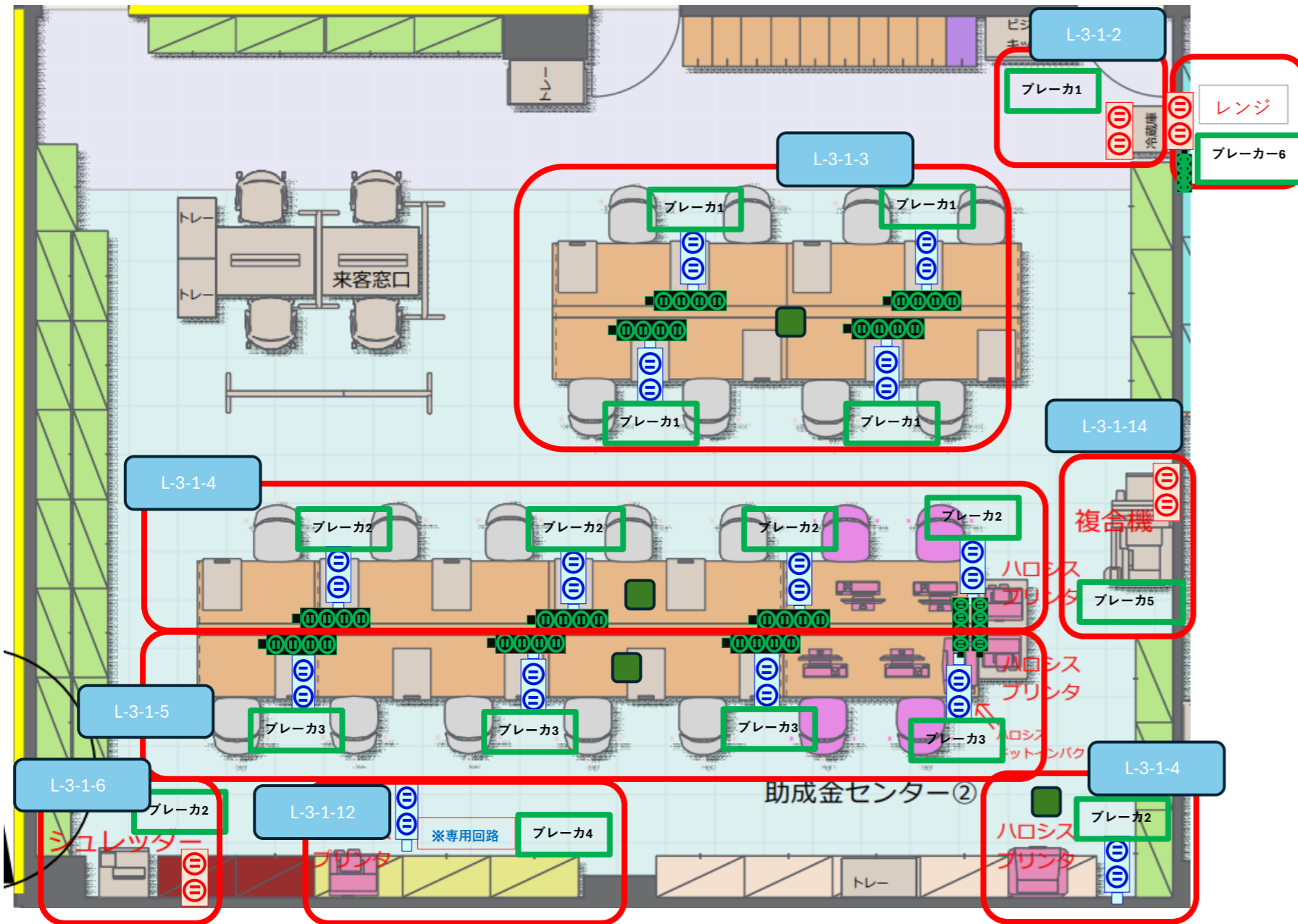
- ・ 既設L-3-1 4番～8番、12番～14番回路を流用し、各所へ電源供給を行う。
- ・ OA内配線。既設ケーブルを流用する。
- ・ コンセントボックス、ジョイントボックス取付
- ・ 3階については、OAタップの用意、机上への設置は発注者が行うためコンセントBOX設置までを行う。

【留意点】

- ・ 3階に係る数量は、整備局委任工事の施工範囲を含む参考数量とする。
- ・ 整備局委任工事の施工範囲と重複する部分は、原則として本工事の対象外とする。
- ・ ただし、整備局委任工事の施工範囲外となる箇所及び整備局委任工事により整備される電源では不足する箇所については、本工事の対象とする。

【共通】

- (1) 作業箇所に関して、石綿含有調査を実施する事
- (2) 什器設置業者及び関係者と日程調整を行い作業を実施する事



図面での表示	品目名	個数	備考
	OAタップ	-	現在使用分を流用するため、用意、設置は不要。
	壁コンセント	4	
	コンセントBOX	14	
	ジョイントBOX	4	図面の位置は例示であり、実際の位置を限定しない。

助成金センター③・会議室			
1	1400	W	プリンタ（ハロシス外）1400W
2	1365	W	職員端末30W×10台 周辺機器30W×10台 職員端末30W×6台 周辺機器30W×6台 小型プリンタ405W
3	1342	W	小型プリンタ405W 大型モニター108W アンプ69W スピーカー30W×2台 ポット700W
4	1500	W	複合機1500W
5	1235	W	小型プリンタ405W シュレッダー650W 冷蔵庫180W
6	1200	W	電子レンジ1200W

EM-EEF2.0-3C(m)	ハネス用OA タップ(個)	ハネス分岐ボッ クス (個)	TAP-F37SH-2KS	ジョイントBOX	コンセントボックス	コンセント+プレート
18	0	0	0	0	1	1
48	0	0	0	2	9	9
30	0	0	0	0	4	4
15	0	0	0	0	1	1
12	0	0	0	0	3	3
12	0	0	0	0	1	1
135	0	0	0	2	19	19

【作業内容】

3階_助成金センター3・会議室

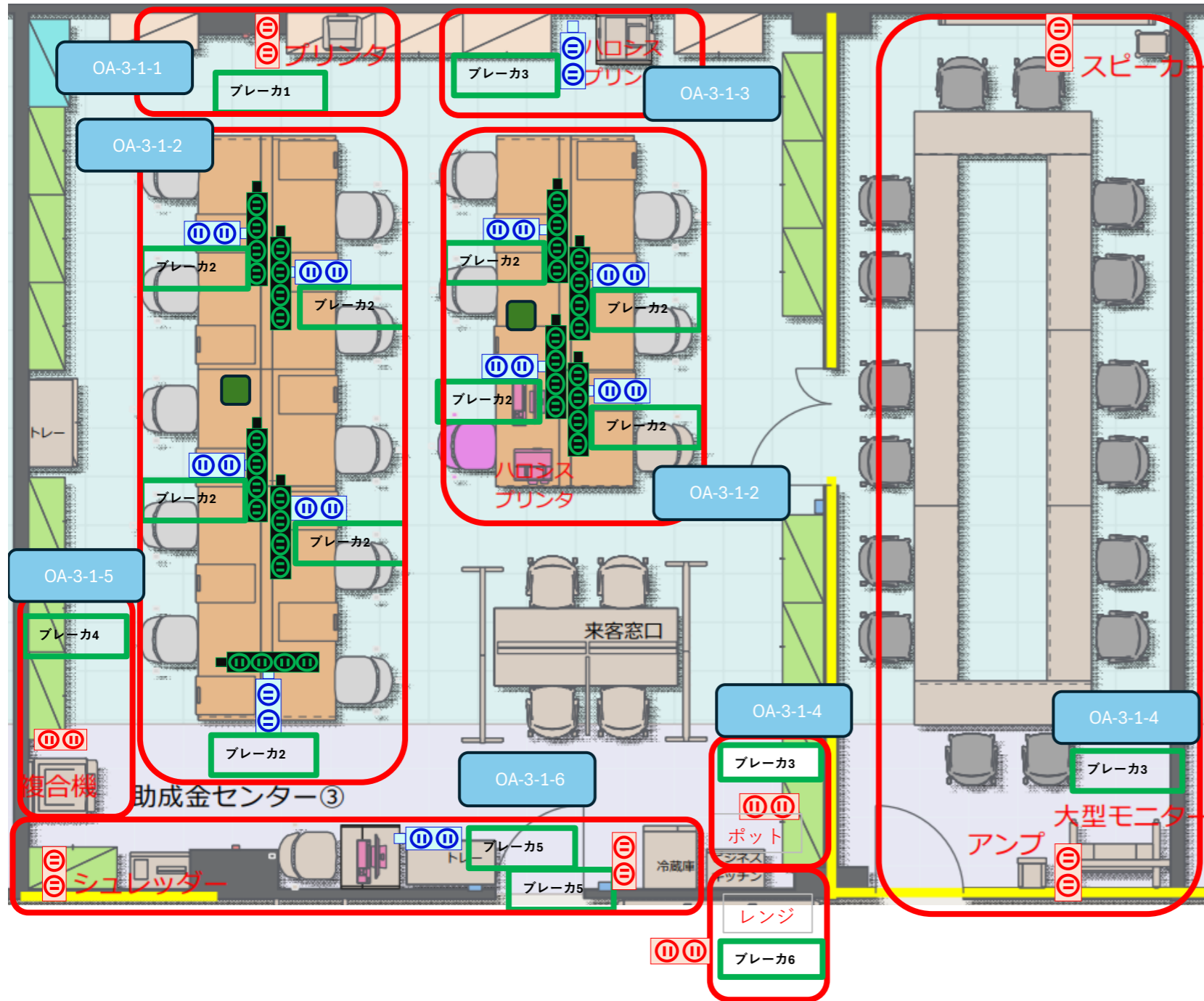
- ・既設OA-3-1回路にて電源供給を行う。
- ・OA内配線。既設ケーブルを流用する。
- ・コンセントボックス、ジョイントボックス取付
- ・3階については、OAタップの用意、机上への設置は発注者が行うためコンセントBOX設置までを行う。

【留意点】

- ・3階に係る数量は、整備局委任工事の施工範囲を含む参考数量とする。
- ・整備局委任工事の施工範囲と重複する部分は、原則として本工事の対象外とする。
- ・ただし、整備局委任工事の施工範囲外となる箇所及び整備局委任工事により整備される電源では不足する箇所については、本工事の対象とする。

【共通】

- (1) 作業箇所に関して、石綿含有調査を実施する事
- (2) 什器設置業者及び関係者と日程調整を行い作業を実施する事



図面での表示	品目名	個数	備考
	OAタップ	-	現在使用分を流用するため、用意、設置は不要。
	壁コンセント	8	
	コンセントBOX	11	
	ジョイントBOX	2	図面の位置は例示であり、実際の位置を限定しない。

メインフロア			
1	1500	W	複合機 1台1500W
2	1200	W	大型プリンタ1200W（専用回路）
3	1530	W	シュレッダー 1台650W 冷蔵庫180W ポット700W
4	1321	W	職員端末30W×12台 周辺機器30W×13台(1台プラス) 小型ラック90W 職員端末30W×1台 部長室テレビ46W 小型プリンタ405W
5	1320	W	大型カラープリンタ1320W（専用回路）
6	1500	W	複合機 1台1500W
7	900	W	職員端末30W×10台 周辺機器30W×10台 郵便料金計器300W×1台
8	1305	W	職員端末30W×12台 周辺機器30W×12台 小型プリンタ405W シュレッダー180W
9	1005	W	職員端末30W×10台 周辺機器30W×10台 小型プリンタ405W
10	1400	W	プリンタ（ハロシス以外）1400W

EM-EEF2.0-3C(m)	TAP-F37SH-2KS	ジョイントBOX	コンセントボックス	コンセント+プレート
20	0	0	1	1
25	0	0	1	1
25	0	0	3	3
45	0	1	9	9
15	0	0	1	1
15	0	0	1	1
20	0	1	5	5
45	0	1	8	8
20	0	1	6	6
25	0	0	1	1
255	0	4	36	36

【作業内容】

3階_メインフロア

- ・L-3及び新設盤にて、3階メインフロアの電源供給を行う。
- ・電気室～メインフロアまでのケーブル敷設（それに伴う貫通及び配線も実施する）
- ・分電盤から床へ配線時のメタルモール取付
- ・OA内配線
- ・コンセントボックス、ジョイントボックス取付
- ・3階については、OAタップの用意、机上への設置は発注者が行うためコンセントBOX設置までを行う。

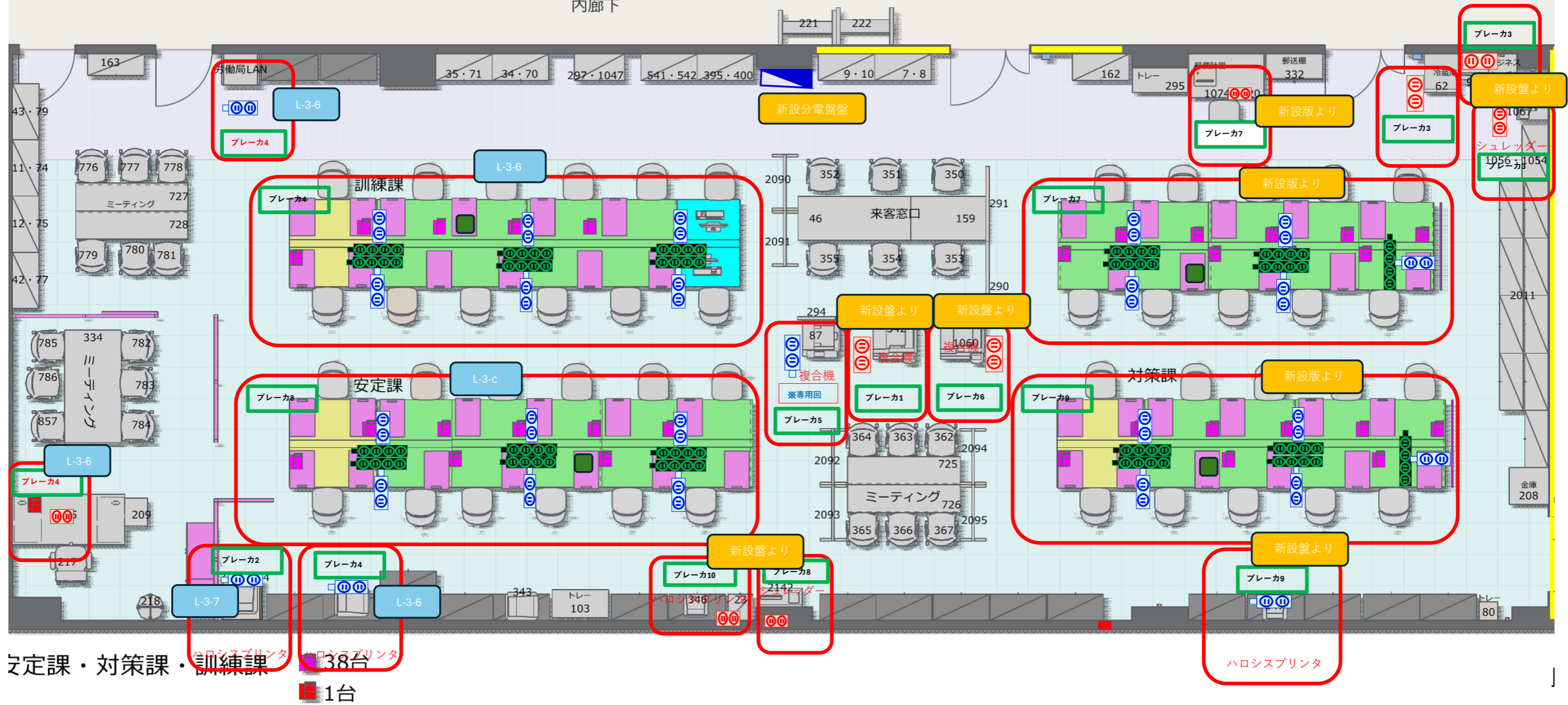
【留意点】

- ・3階に係る数量は、整備局委任工事の施工範囲を含む参考数量とする。
- ・整備局委任工事の施工範囲と重複する部分は、原則として本工事の対象外とする。
- ・ただし、整備局委任工事の施工範囲外となる箇所及び整備局委任工事により整備される電源では不足する箇所については、本工事の対象とする。

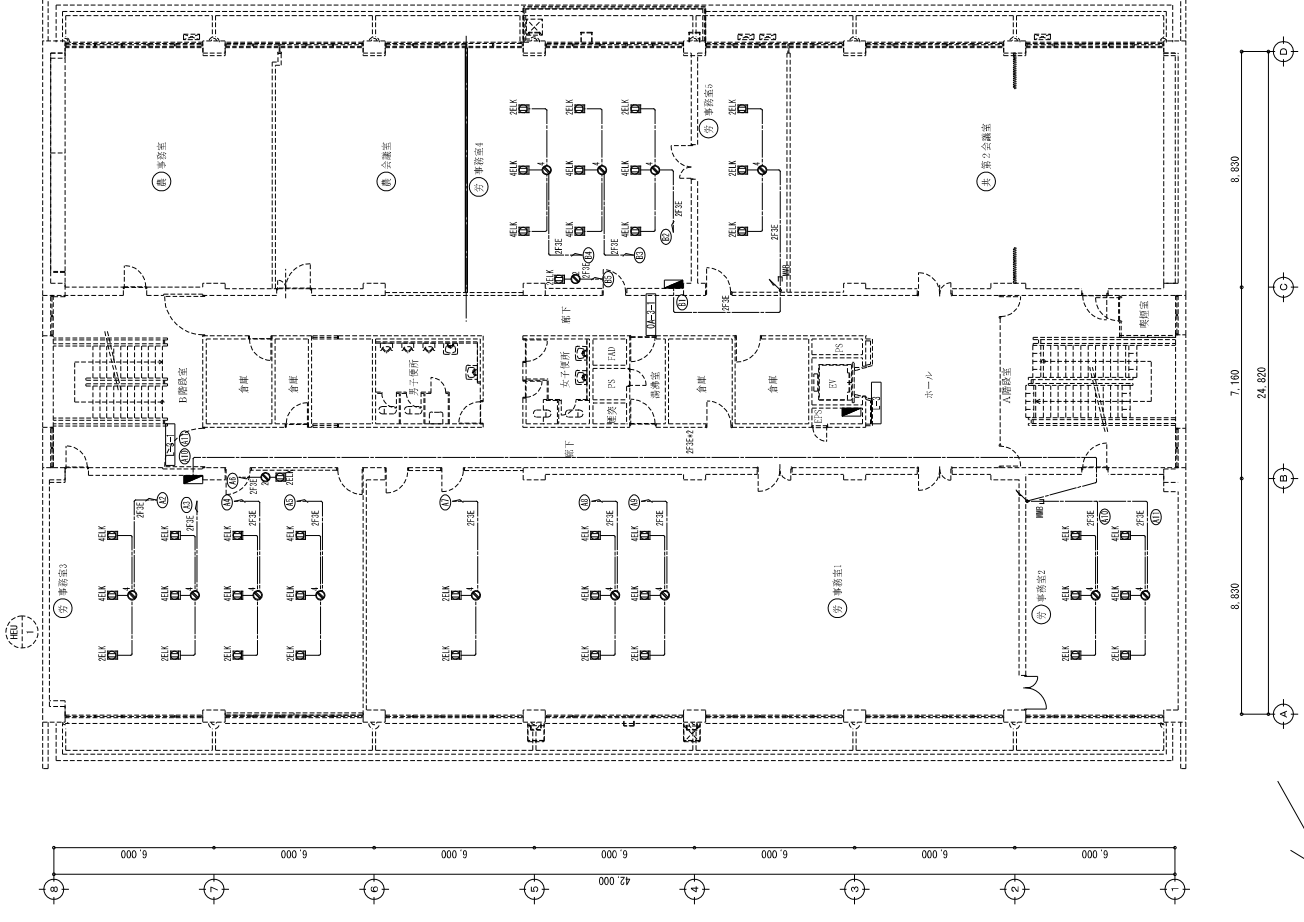
【共通】

- (1) 作業箇所に関して、石綿含有調査を実施する事
- (2) 什器設置業者及び関係者と日程調整を行い作業を実施する事

内廊下

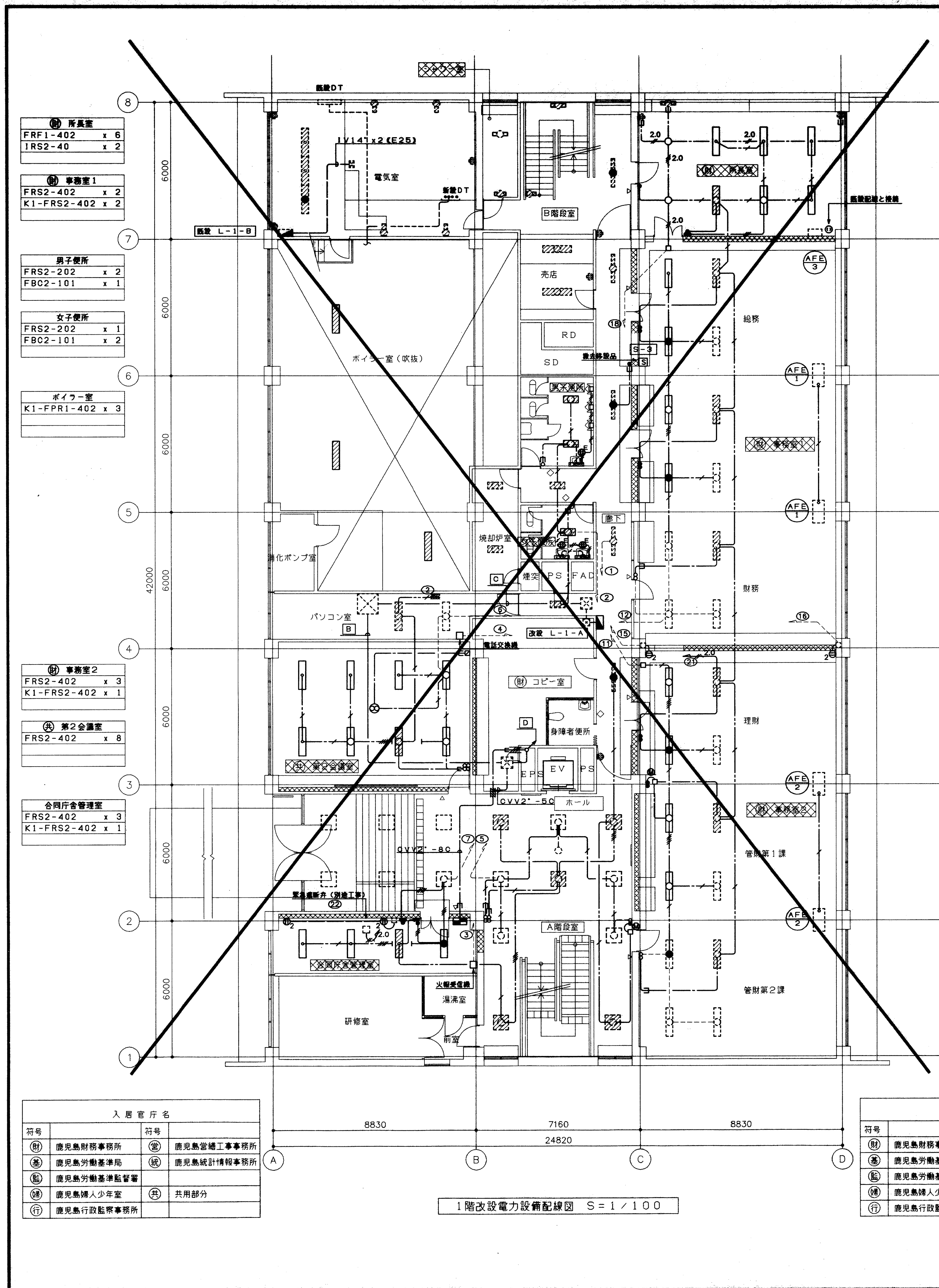


図面での表示	品目名	個数	備考
	OAタップ	-	現在使用分を流用するため、用意、設置は不要。
	壁コンセント	9	
	コンセントBOX	27	
	ジョイントBOX	4	図面の位置は例示であり、実際の位置を限定しない。



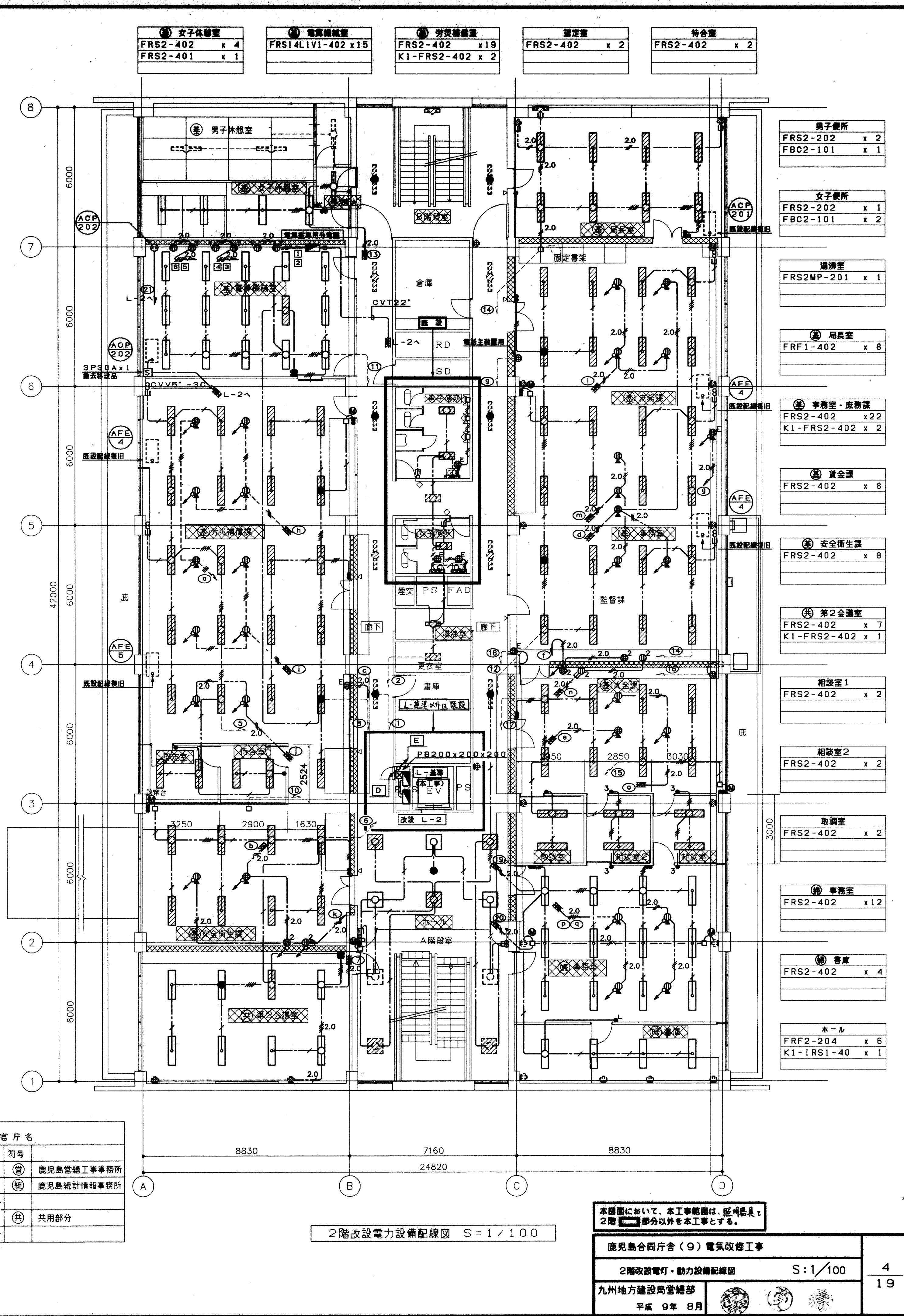
改設後 庁舎 3階 電灯設備 (コンセント分岐) 配線図
※記載内容はすべてA工事とする

①	ハーネスストジョイント 0Aタップ	2P 15A×4 取止 3m
②	ハーネスストジョイント 0Aタップ	2P 15A×2 取止 3m
③	ハーネスストジョイントホックス	4分岐用
④	ハーネスストジョイントホックス	2分岐用
⑤	EM-EF2.0-3C (1E)	
⑥	メタルモール	
⑦	コロン配線	



入居官庁名	
符号	符号
財	鹿兒島財務事務所
建	鹿兒島労働基準局
監	鹿兒島労働基準監督署
健	鹿兒島婦人少年室
行	鹿兒島行政監察事務所
建	鹿兒島管工事務所
統	鹿兒島統計情報事務所
共	共用部分

1階改設電力設備配線図 S=1/100

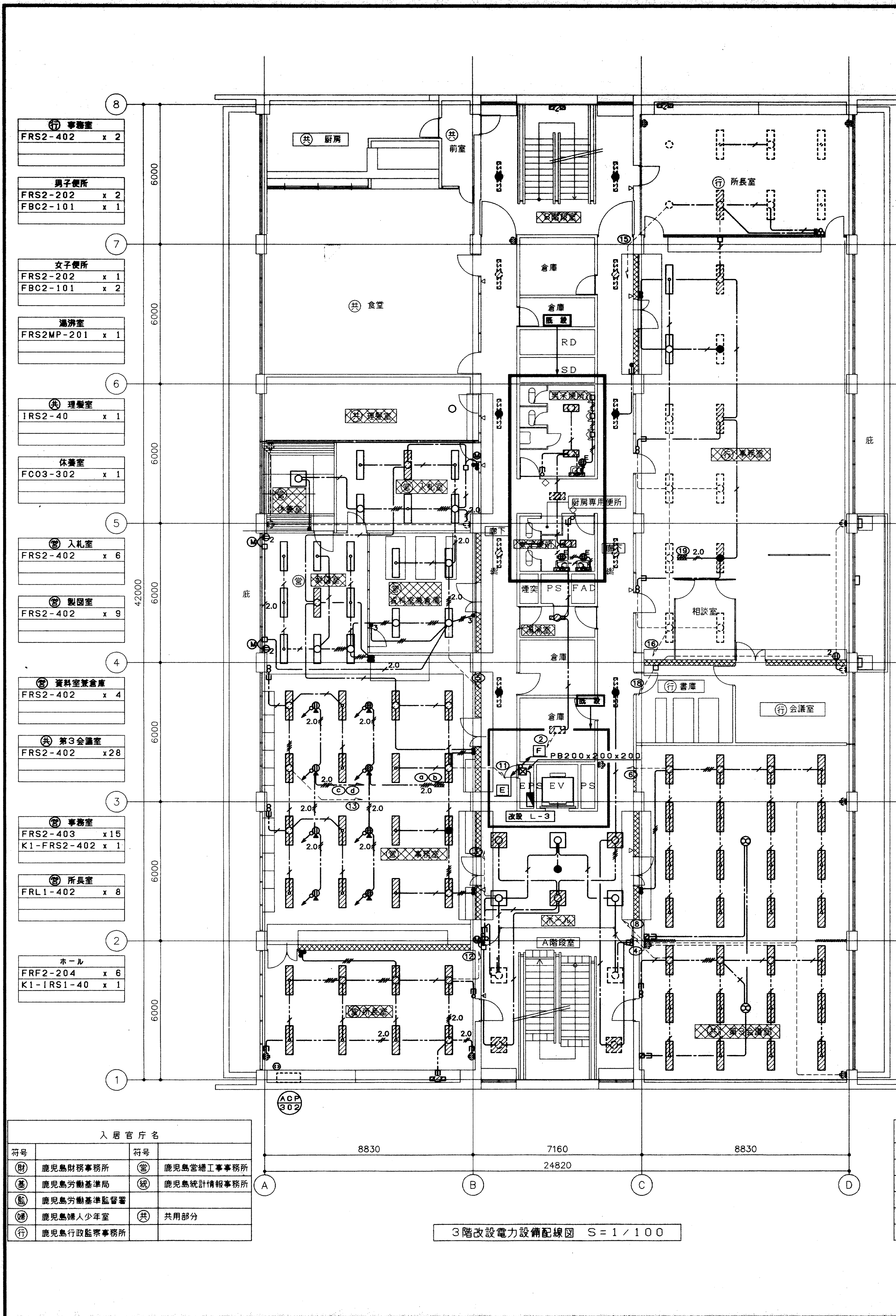


入居官庁名	
符号	符号
財	鹿兒島財務事務所
建	鹿兒島労働基準局
監	鹿兒島労働基準監督署
健	鹿兒島婦人少年室
行	鹿兒島行政監察事務所
建	鹿兒島管工事務所
統	鹿兒島統計情報事務所
共	共用部分

2階改設電力設備配線図 S=1/100

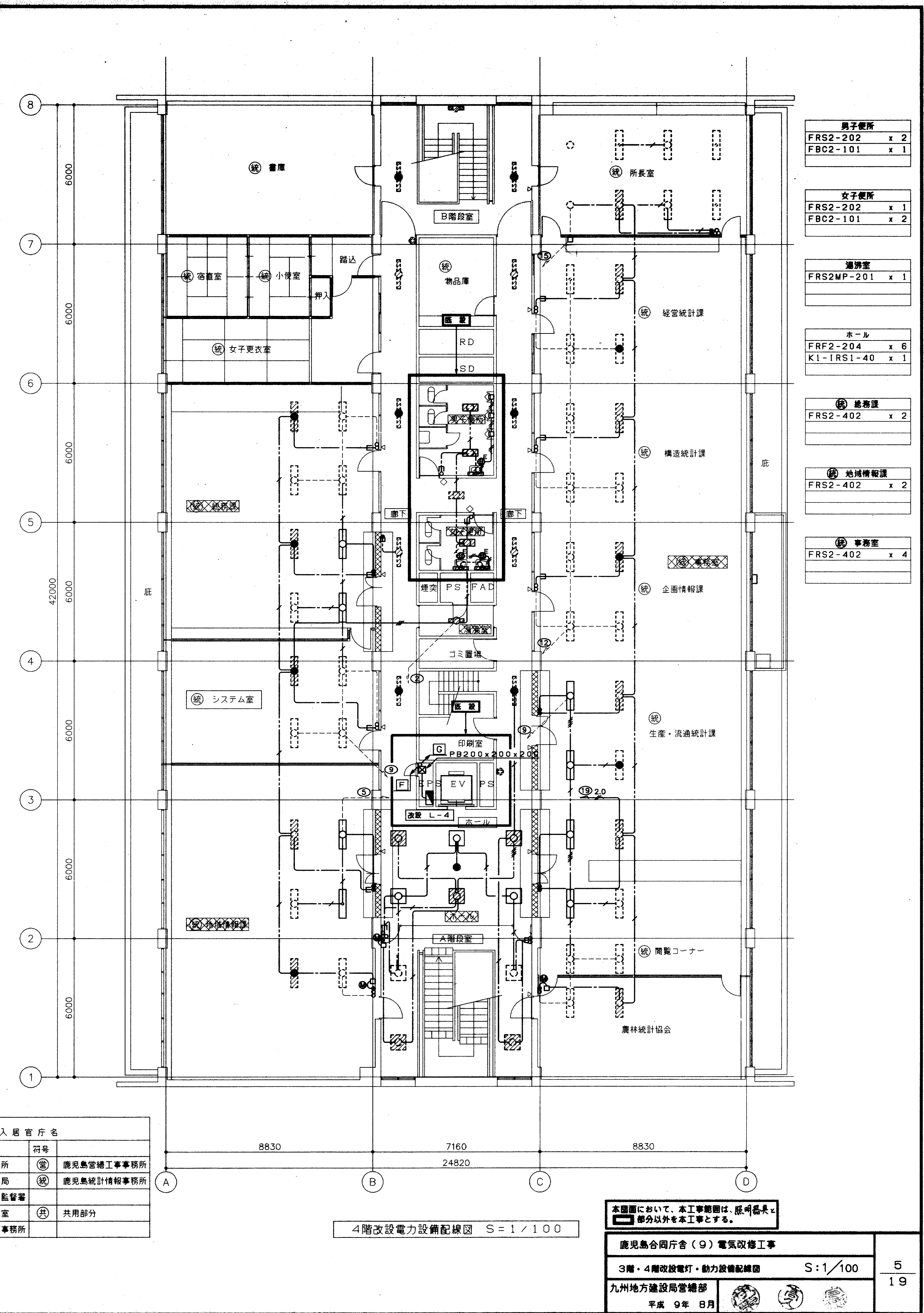
本図面において、本工程範囲は、既述欄と2階部分以外を本工程とする。

鹿兒島合同庁舎(9) 電気改修工事	
2階改設電灯・動力設備配線図	S:1/100
九州地方建設局管轄部	4
平成 9年 8月	19



入居官庁名	
符号	符号
①	鹿兒島財務事務所
②	鹿兒島労働基準局
③	鹿兒島労働基準監督署
④	鹿兒島婦人少年室
⑤	鹿兒島行政監察事務所
⑥	鹿兒島管轄工事事務所
⑦	鹿兒島統計情報事務所
⑧	共用部分

3階改設電力設備配線図 S=1/100

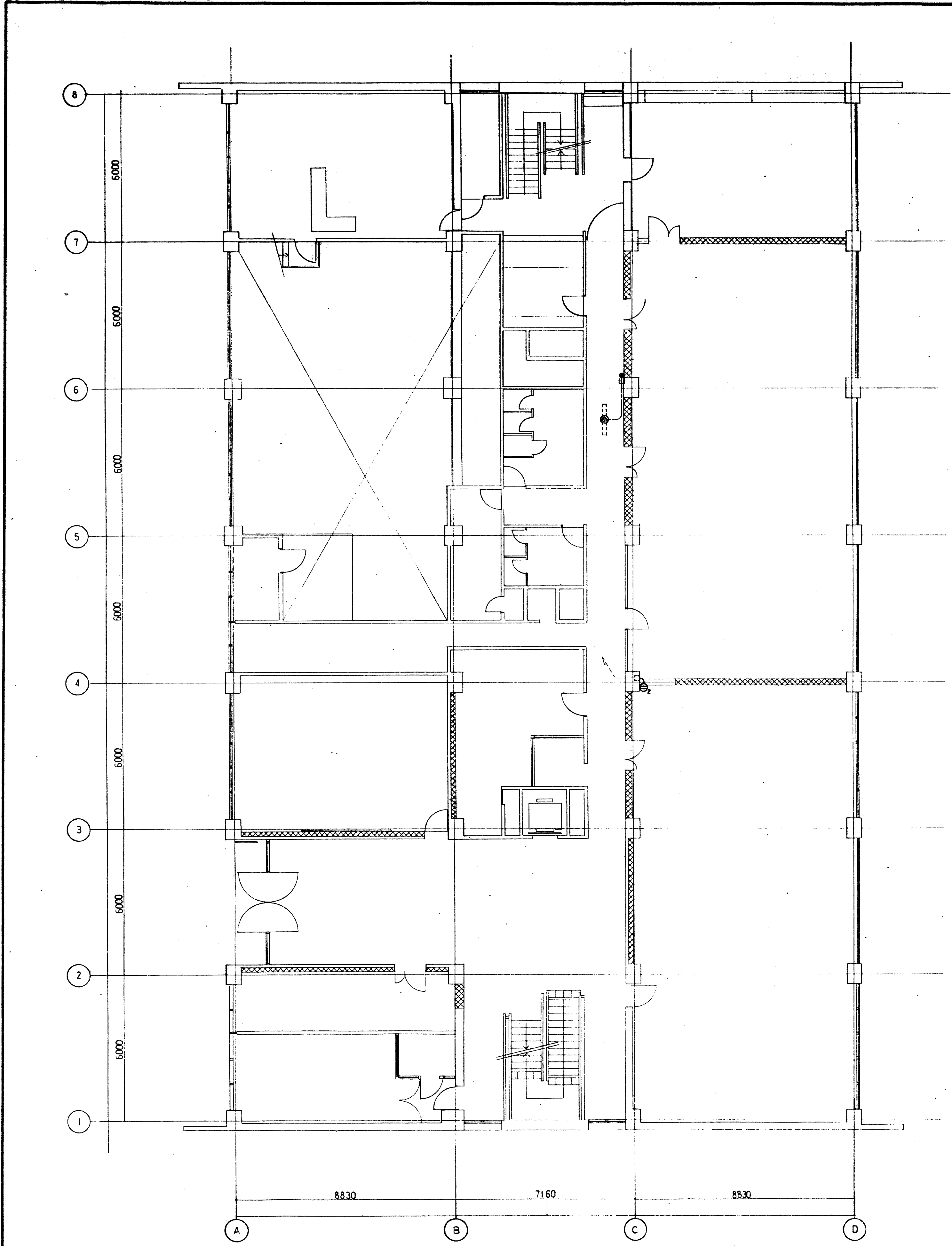


入居官庁名	
符号	符号
①	鹿兒島財務事務所
②	鹿兒島労働基準局
③	鹿兒島労働基準監督署
④	鹿兒島婦人少年室
⑤	鹿兒島行政監察事務所
⑥	鹿兒島管轄工事事務所
⑦	鹿兒島統計情報事務所
⑧	共用部分

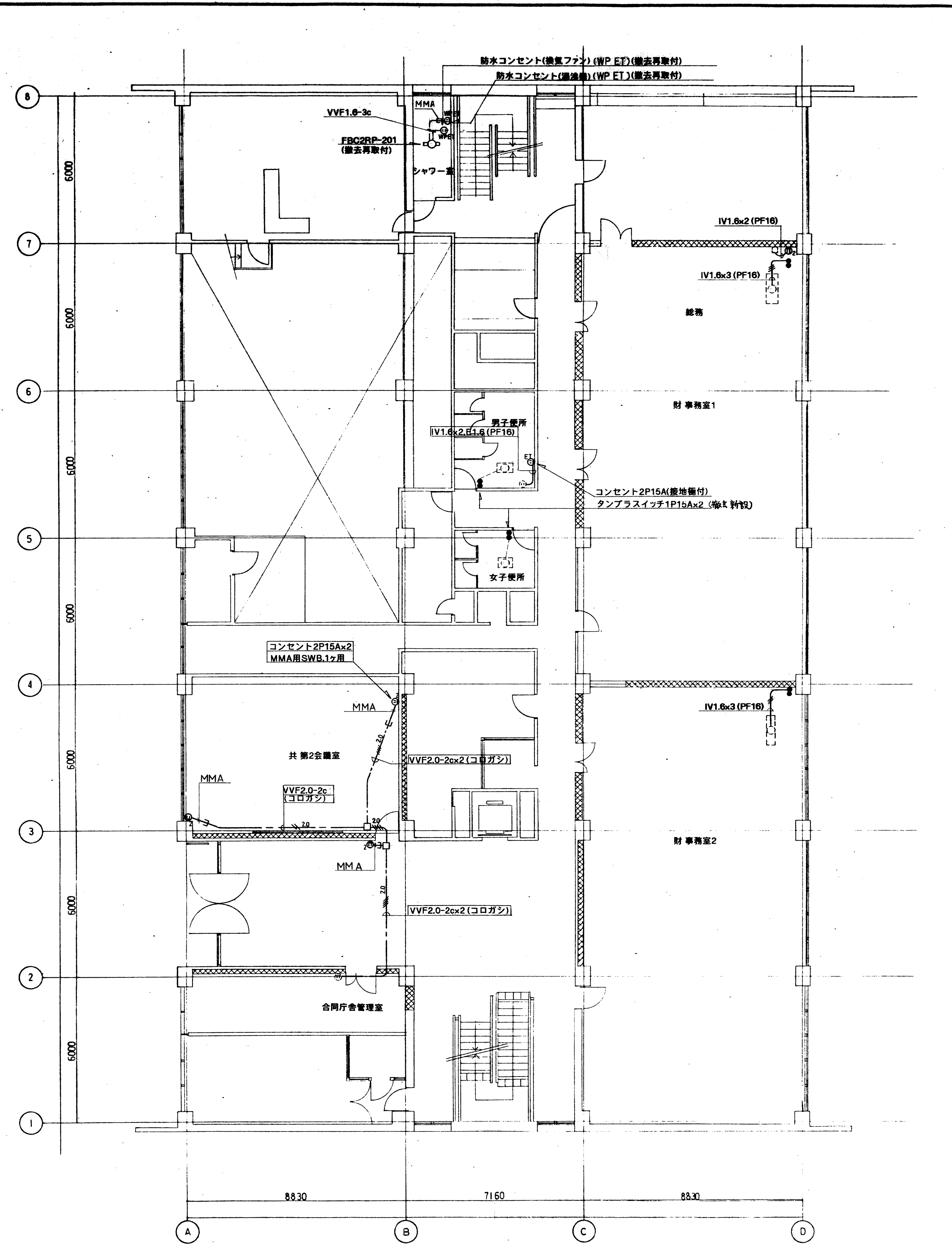
4階改設電力設備配線図 S=1/100

本図面において、本工程範囲は、説明図表と
 ①部分以外を本工程とする。

鹿兒島合同庁舎(9)電気改修工事	
3階・4階改設電灯・動力設備配線図	S:1/100
九州地方建設局管轄部	5/19
平成9年8月	



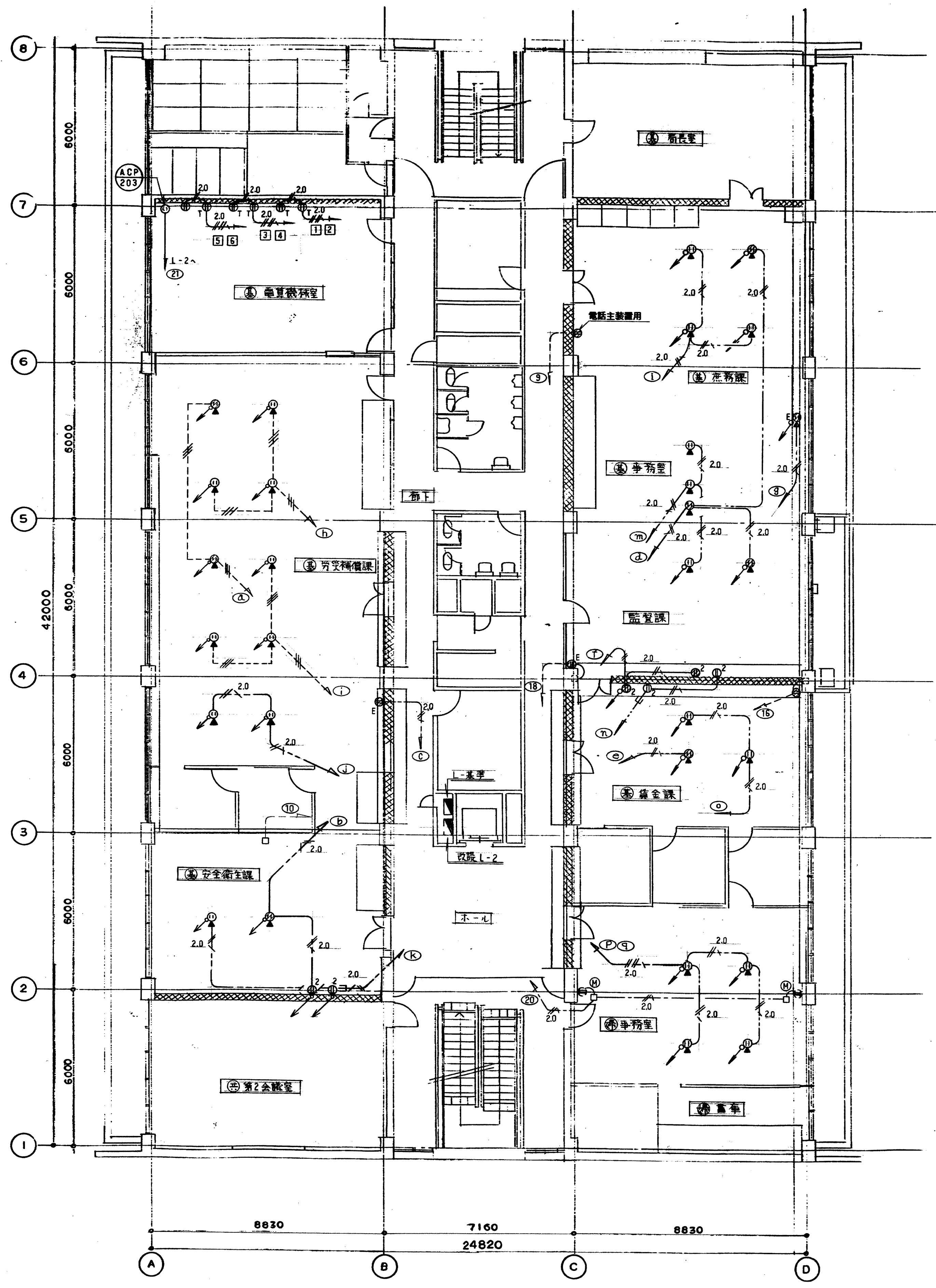
原設計階電灯配線図 S1/100



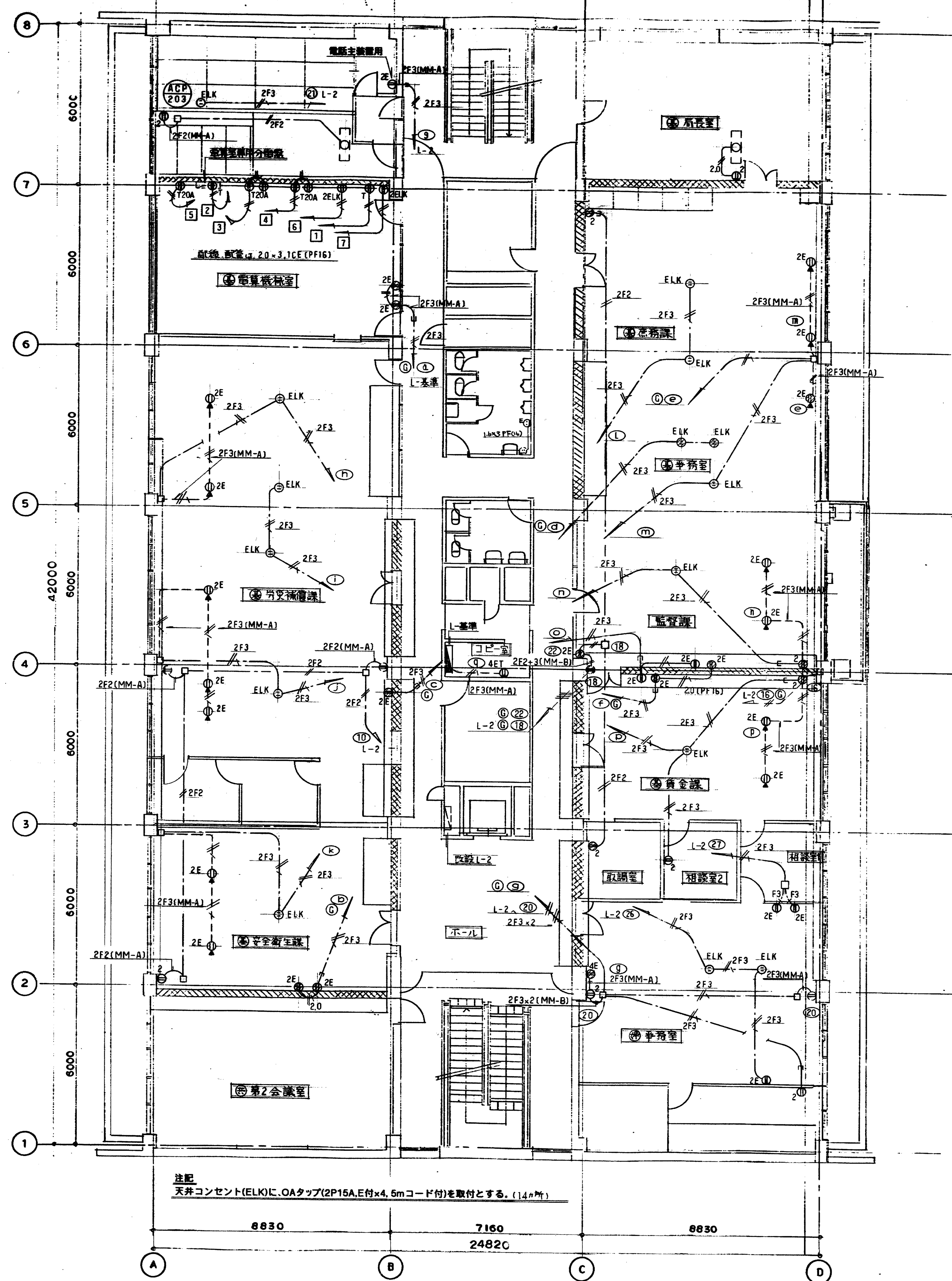
変更設計階電灯動力配線図 S1/100

鹿児島合同庁舎(9)電気改修工事 (第1回変更)		3
1階電灯・動力配線図	S:1/100	14
九州地方建設局建設部	平成 年 月	

H 10 H D 03 - 054



原設計 2階電灯(コンセント)配線図 S1/100

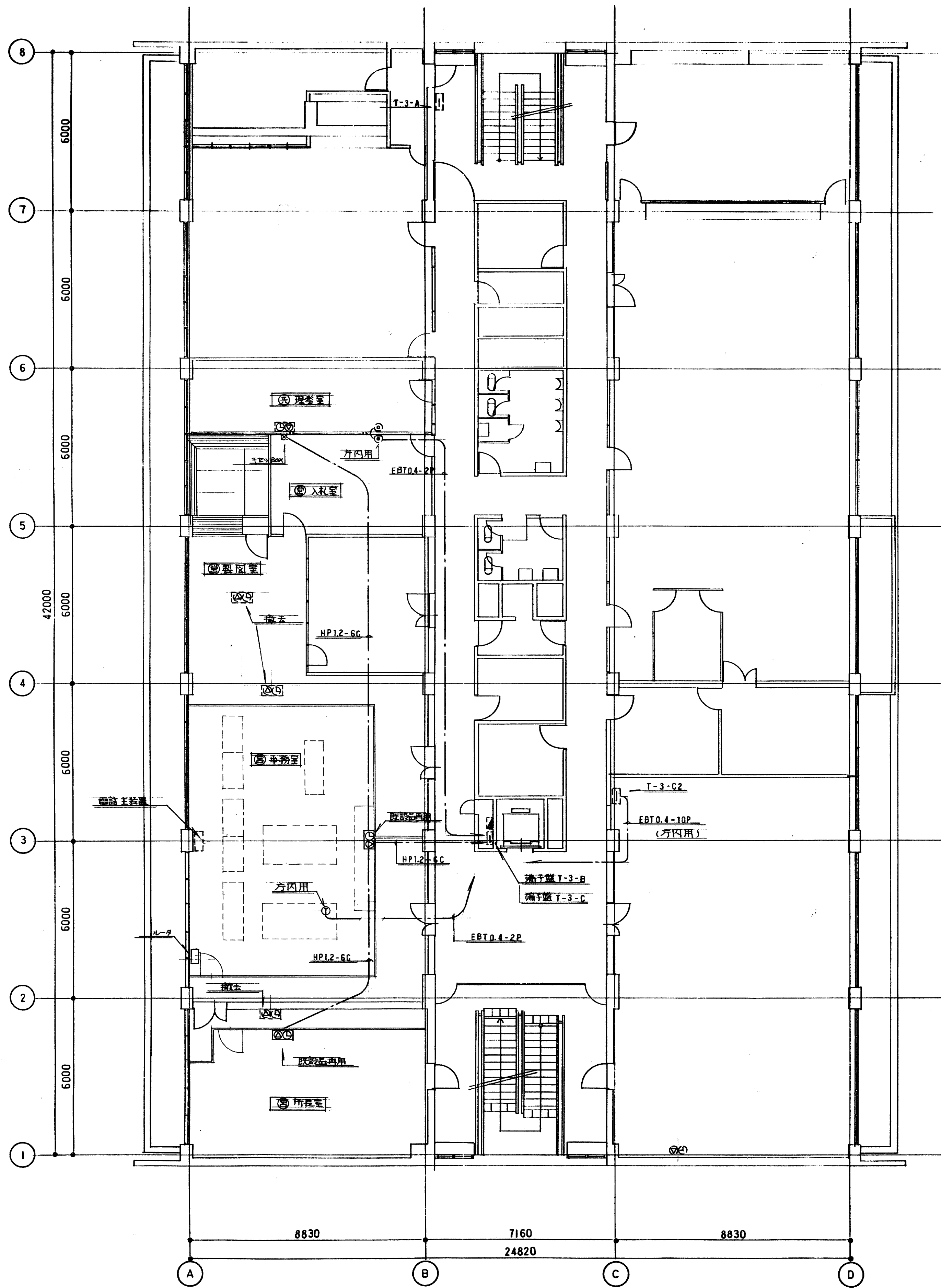


変更設計 2階電灯(コンセント)配線図 S1/100

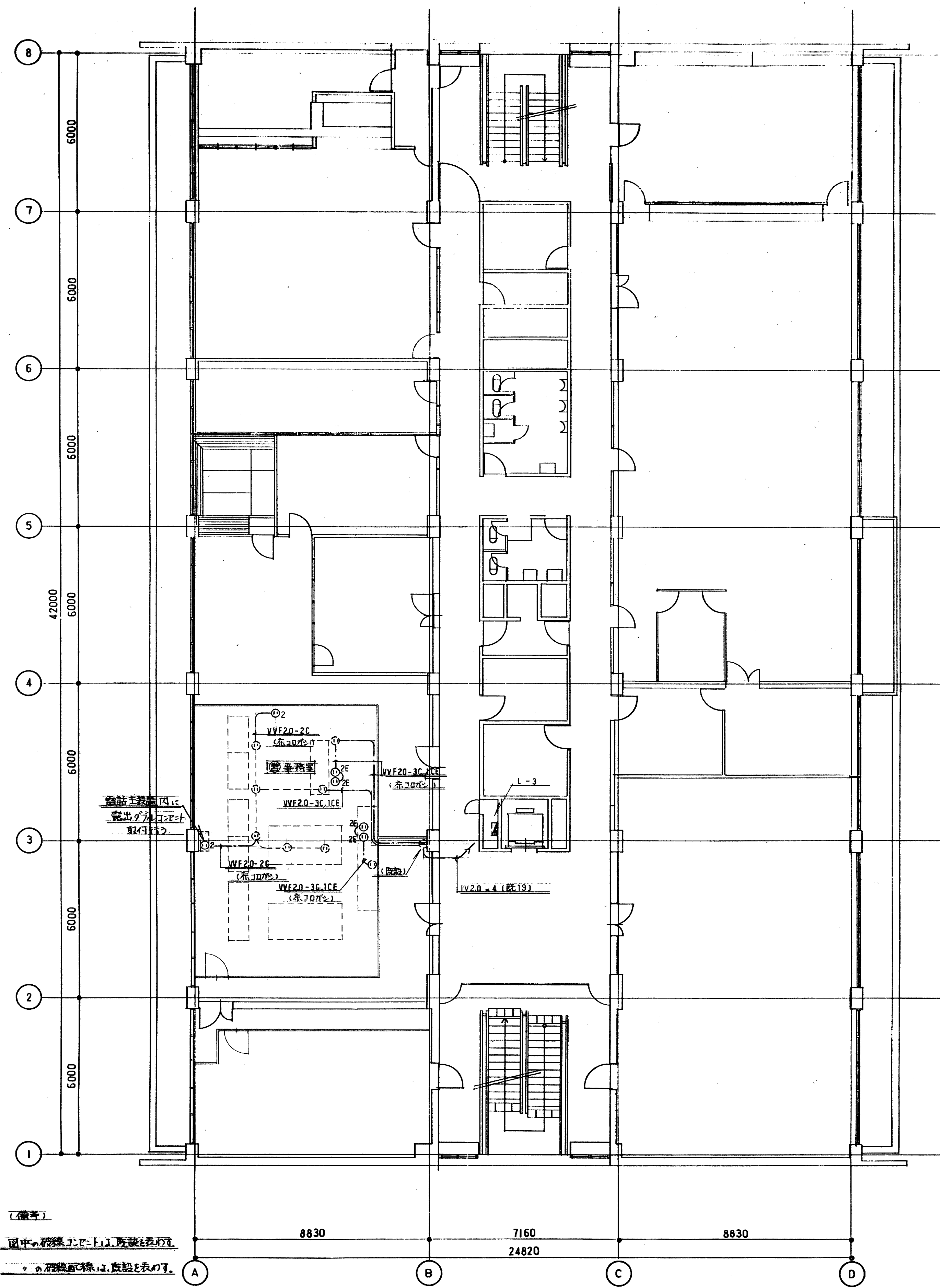
鹿児島合同庁舎(9)電気改修工事(第10変更)		6
2階電灯(コンセント)配線図	S:1/100	14
九州地方建設局電務部	平成 10年 月	



H 10 H D 03 - 057



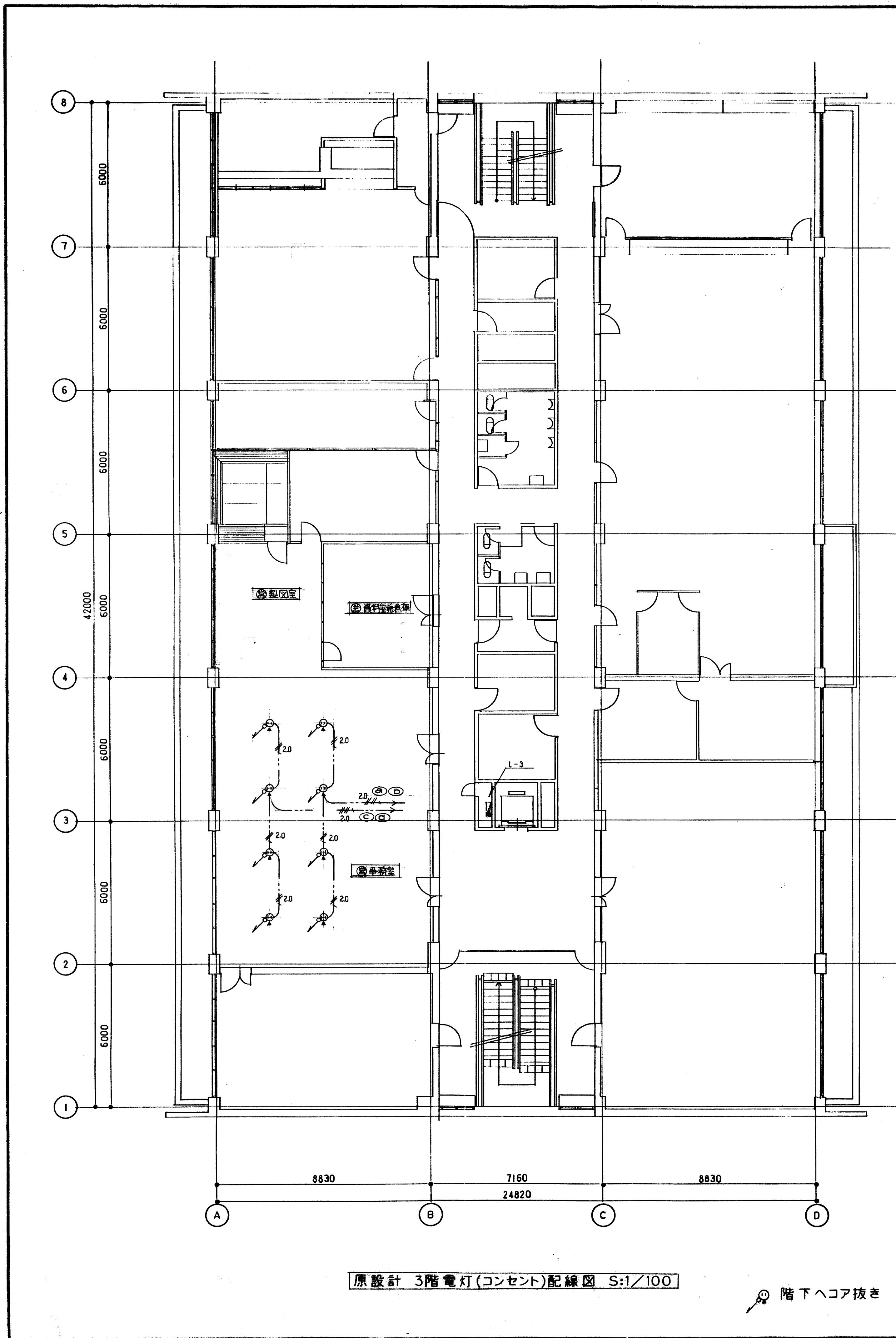
変更設計 3階通信配線図(仮設) S1/100



変更設計 3階電灯(コンセント)配線図(仮設) S1/100

1. 図中の配線は、既設を改修する。
2. ...の配線は、仮設を示す。
3. ...の配線は、既設を示す。
4. ...の配線は、既設を示す。
5. ...の配線は、既設を示す。
6. ...の配線は、既設を示す。

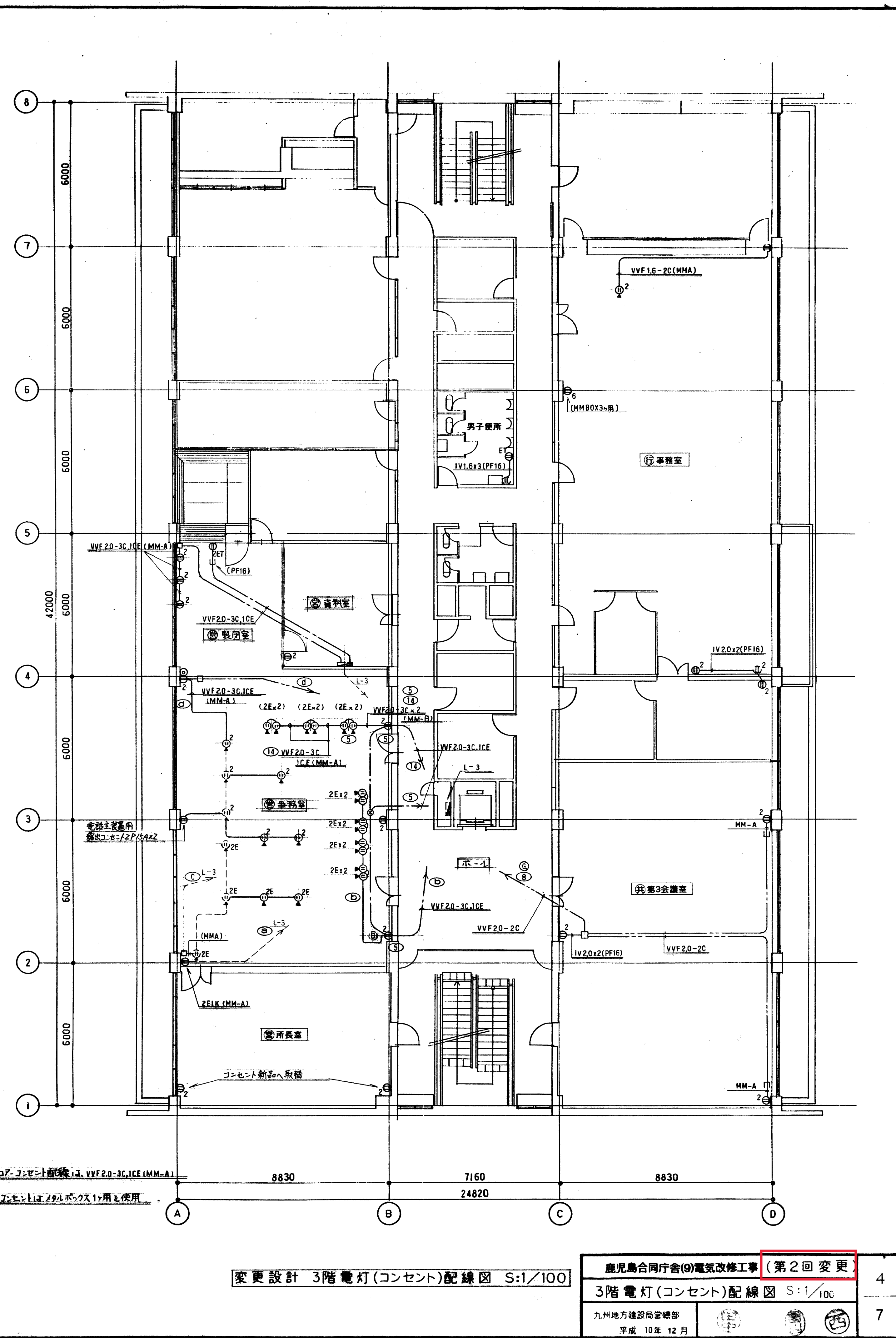
鹿児島合同庁舎(9)電気改修工事 (第10回変更)	
3階電灯(コンセント)通信配線図(仮設) S1/100	
九州地方建設局宮崎部	平成 10年 月
(印)	(印)
14	14



原設計 3階電灯(コンセント)配線図 S:1/100

(備考)

1. 図中記入のフロアコンセント配線は、VVF20-3C, IGE (MM-A)
2. フロアコンセントには、2P/5A用を使用



変更設計 3階電灯(コンセント)配線図 S:1/100

鹿児島合同庁舎(9)電気改修工事 (第2回変更)		4
3階電灯(コンセント)配線図 S:1/100		7
九州地方建設局建設部 平成 10年 12月		

盤名称	幹線番号	負荷名称	種別	配線用遮断器	計器	配線	配管等
① 高圧受電盤	-	高圧 高圧引込	-	-	-	6KV GET38sq	E75①
		E A A種接地	-	-	-	IE38sq(緑)	E51①
		E B B種接地	-	-	-	IE38sq(緑)	
		E D D種接地	-	-	-	IE60sq(緑)	
		E D D種接地	-	-	-	IE60sq(緑)	
		6 7 P A S 地絡信号	-	-	-	CEE-5 2sq-2C	E63①
		ハ 5 ハルス信号	-	-	-	CEE-5 2sq-2C	E63①
故障 故障一括信号	-	-	-	CEE 2sq-2C	E31①		

盤名称	幹線番号	負荷名称	種別	配線用遮断器	計器	配線	配管等
② 低圧電灯盤1 TR1 (モールド) 1φ3W 300KVA	-	1 0 1 (劣)電算機	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/75A	W-1φ3W CT100/5A	GET22sq	フック
		1 1 1 (統)端末機	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/100A	W-1φ3W CT100/5A	GET38sq	フック
		1 2 1 (財)OA機器 S-2	1φ3W R,N,T	MCCB3P 50/30A	-	CE5.5sq-3C	フック
		1 2 2 (財)OA機器 S-3	1φ3W R,N,T	MCCB3P 50/30A	W-1φ3W CT50/5A	CE14sq	フック
		1 3 1 (財)LAN専用盤	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/100A	-	GET38sq	フック
		1 3 2 ヨビ	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/100A	-	-	-
		1 3 3 ヨビ	1φ3W R,N,T	MCCB3P 50/60A	-	-	-
		1 3 4 外灯	1φ2W R,N	ELCB2P 50/20A	-	CE3.5sq-3C (1GE)	E63①
		1 3 5 警報盤	1φ2W R,N	MCCB2P 50/20A	-	CE3.5sq-3C (1GE)	E31①
		1 3 6 PC電源	1φ2W R,N	MCCB2P 50/20A	-	CE3.5sq-3C (1GE)	E63①
		1 3 7 GR電源	1φ2W R,N	MCCB2P 50/20A	-	CE3.5sq-2C	E63①
		1 3 8 所内電源	1φ2W T,N	MCCB2P 50/20A	-	盤内配線	-

盤名称	幹線番号	負荷名称	種別	配線用遮断器	計器	配線	配管等
③ 低圧電灯盤2 TR2 (モールド) 1φ3W 1000KVA	-	2 0 1 (統)車庫棟	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/75A	W-1φ3W CT100/5A	GET22sq	E63①
		2 1 1 (財)所長室空調機	1φ3W R,N,T	MCCB3P 50/30A	W-1φ3W CT50/5A	CE5.5sq-3C	フック
		2 2 1 管理事務所・自販機他	1φ3W R,N,T	MCCB3P 50/60A	W-1φ3W CT50/5A	CE14sq	フック
		2 3 1 L-1-A	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/100A	-	GET38sq	フック
		2 3 2 L-2	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/100A	-	GET38sq	フック
		2 3 3 L-3	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/100A	-	GET38sq	フック
		2 3 4 L-4・L-PH	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/100A	-	GET38sq	フック
		2 3 5 L-B	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/100A	-	GET38sq	フック
		2 3 6 (統)LAN専用盤	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/100A	-	GET22sq	フック
		2 3 7 工事用	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/100A	W-1φ3W 120A	GET22sq	フック
		2 3 8 ヨビ	1φ3W R,N,T	MCCB3P 100/100A	-	-	-
		2 3 9 ヨビ	1φ3W R,N,T	MCCB3P 50/50A	-	-	-
		2 3 10 L-基準、L-3、 L-2・L-4	1φ3W R,N,T	MCCB3P 225/175A	-	盤内配線	-
		2 3 11 L-1-A-L-1-B-L-1-C、 L-2、L-PH	1φ3W R,N,T	MCCB3P 225/175A	-	盤内配線	-
		2 7-1 停電信号	-	-	-	CEE 2sq-2C	E31①
		2 7-2 停電信号	-	-	-	CEE 2sq-2C	E31②

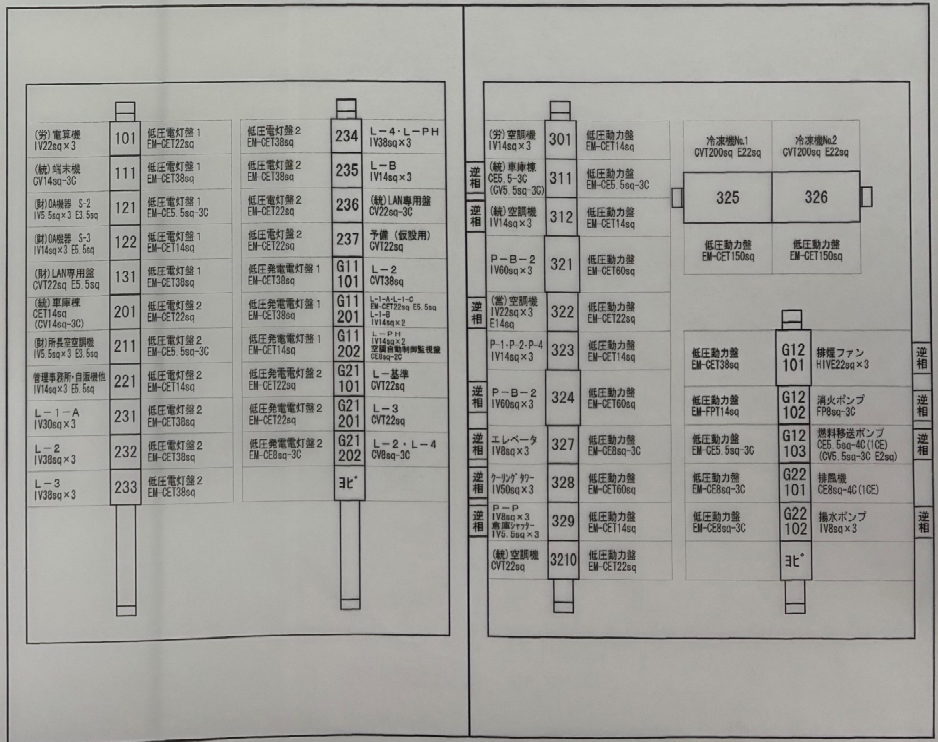
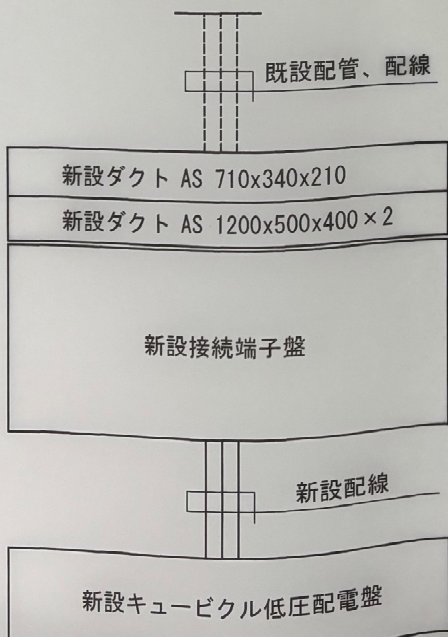
盤名称	幹線番号	負荷名称	種別	配線用遮断器	計器	配線	配管等
④ 低圧発電電灯盤1 TR4 (モールド) スコット 300KVA	-	G 1 発電機 74KVA	3φ3W GR,GS,GT	MCCB3P 225/150A	-	EM-FP1100sq	E75②
		G 1 1 L-2	1φ3W GR,GN,GT	MCCB3P 100/100A	-	GET38sq	フック
		G 1 1 0 2 ヨビ	1φ3W GR,GN,GT	MCCB3P 50/60A	-	-	-
		G 1 1 2 0 1 L-1-L-1-B-L-1-C	1φ3W GR,GN,GT	MCCB3P 100/100A	-	GET38sq	フック
		G 1 1 2 0 2 L-PH	1φ3W GR,GN,GT	MCCB3P 50/60A	-	GET14sq	フック
		G 1 1 2 0 2 空調自動制御監視盤	1φ3W GR,GN,GT	MCCB3P 50/60A	-	GET14sq	フック
		B 4-1 電圧確立信号	GR1-A131- 841-842	-	-	CEE 2sq-2C	E31①

盤名称	幹線番号	負荷名称	種別	配線用遮断器	計器	配線	配管等
⑤ 低圧発電電灯盤2 TR5 (モールド) スコット 300KVA	-	G 2 発電機 50KVA	3φ3W GR,GS,GT	MCCB3P 225/150A	-	GET60sq	O63①
		G 2 1 L-基準	1φ3W GR,GN,GT	MCCB3P 100/75A	-	GET22sq	フック
		G 2 1 2 0 1 L-3	1φ3W GR,GN,GT	MCCB3P 100/75A	-	GET22sq	フック
		G 2 1 2 0 2 L-2・L-4	1φ3W GR,GN,GT	MCCB3P 50/30A	-	CE8sq-3C	フック
		B 4-2 電圧確立信号	GR1R1-A151- 830A-836B	-	-	CEE 2sq-2C	E31②

盤名称	幹線番号	負荷名称	種別	配線用遮断器	計器	配線	配管等
⑥ 低圧動力盤 TR3 (モールド) 3φ3W 300KVA	-	3 0 1 (劣)空調機	3φ3W R,S,T	MCCB3P 50/50A	W-3φ3W CT50/5A	GET14sq	フック
		3 1 1 (統)車庫棟	3φ3W R,S,T	MCCB3P 50/50A	W-3φ3W CT75/6A	CE5.5sq-3C	E63①
		3 1 2 (統)空調機	3φ3W R,S,T	MCCB3P 50/50A	-	GET14sq	フック
		3 2 1 P-B-2 (左側)	3φ3W R,S,T	MCCB3P 225/200A	-	GET60sq	フック
		3 2 2 (管)空調機	3φ3W R,S,T	MCCB3P 100/100A	-	GET22sq	フック
		3 2 3 P-1・P-2・P-4	3φ3W R,S,T	MCCB3P 100/60A	-	GET14sq	フック
		3 2 4 P-B-2 (右側)	3φ3W R,S,T	MCCB3P 225/200A	-	GET60sq	フック
		3 2 5 冷凍機 No.1	3φ3W R,S,T	MCCB3P 400/400A	-	GET150sq	フック
		3 2 6 冷凍機 No.2	3φ3W R,S,T	MCCB3P 400/400A	-	GET150sq	フック
		3 2 7 エレベータ	3φ3W R,S,T	MCCB3P 100/60A	-	CE8sq-3C	フック
		3 2 8 クーリングタワー	3φ3W R,S,T	MCCB3P 100/100A	-	GET60sq	フック
		3 2 9 P-P 倉庫シャッター	3φ3W R,S,T	MCCB3P 100/60A	-	GET14sq	フック
		3 2 10 (統)空調機	3φ3W R,S,T	MCCB3P 100/75A	-	GET22sq	フック
		3 2 11 (統)金庫室空調機 ACP-1,ACP-2	3φ3W R,S,T	MCCB3P 100/60A	-	CE8sq-4C (1GE)	E31②
3 2 12 電気室空調機 ACP-3	3φ3W R,S,T	MCCB3P 100/60A	-	CE3.5sq-4C (1GE)	E25①		
3 2 13 ヨビ	3φ3W R,S,T	MCCB3P 100/60A	-	-	-		
3 2 14 ヨビ	3φ3W R,S,T	MCCB3P 100/60A	-	-	-		

盤名称	幹線番号	負荷名称	種別	配線用遮断器	計器	配線	配管等
⑦ 低圧発電動力盤	-	G 1 2 排煙ファン	3φ3W GR,GS,GT	MCCB3P 100/100A	-	GET38sq	フック
		G 1 2 1 0 1 消火ポンプ	3φ3W GR,GS,GT	MCCB3P 100/60A	-	EM-FP114sq	フック
		G 1 2 1 0 2 燃料移送ポンプ	3φ3W GR,GS,GT	MCCB3P 50/50A	-	CE5.5sq-3C	E31③
		G 1 2 1 0 4 発電機補機電源	1φ2W GR,GS	MCCB2P 50/15A	-	CE2sq-3C (1GE)	C31①
		G 2 2 1 0 1 排風機	3φ3W GR,GS,GT	MCCB3P 50/50A	-	CE8sq-3C	フック
		G 2 2 1 0 2 揚水ポンプ	3φ3W GR,GS,GT	MCCB3P 50/50A	-	CE8sq-3C	フック

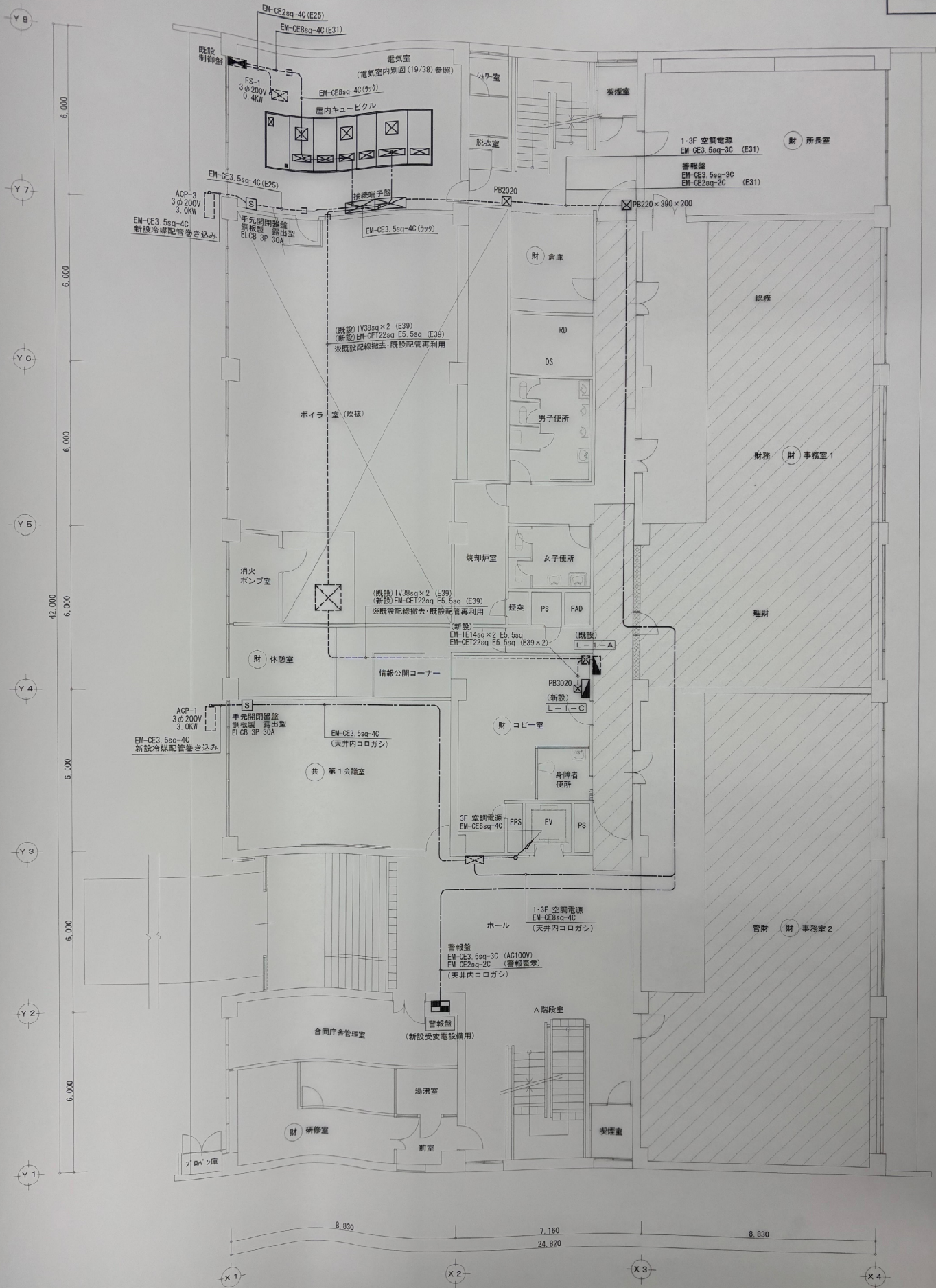
(上記リスト参照)



接続端子盤 接続図

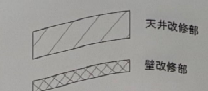
改 設

施設名称	鹿児島合同庁舎 (18補) 電気改修その他工事			
図面名称	幹線系統図			
調 機関名	九州地方整備局 営繕部	鹿児島営繕事務所	図 面	05
製 年月日	主任監督員 濱邊 富則	完成 平成20年3月28日	番 号	38



1階平面図 S=1:100

入居官庁名	
財 鹿児島府税務事務所	鹿児島統計・情報センター
財 鹿児島労働局	鹿児島農政事務所 統計部
財 鹿児島行政評価事務所	共用部分
財 鹿児島畜産事務所	



施設名称	鹿児島合同庁舎（18補）電気改修その他工事			
図面名称	幹線動力設備 1階平面図 S=1:100			
調製	機関名	九州地方整備局 営繕部 鹿児島営繕事務所	図面	07
	年月日	主任監督員 濱邊 雷則 完成 平成20年3月28日	番号	38

シャワー室、脱衣室 SP-2 x2	B階段室 FDS1-K1-FBF15-321PH x1 SP-1 x1	通路 FRS15-321PX x5 K1-1RS4-JE30 x4
----------------------	---	---

財 所長室 K1-1RS4-JE30 x1

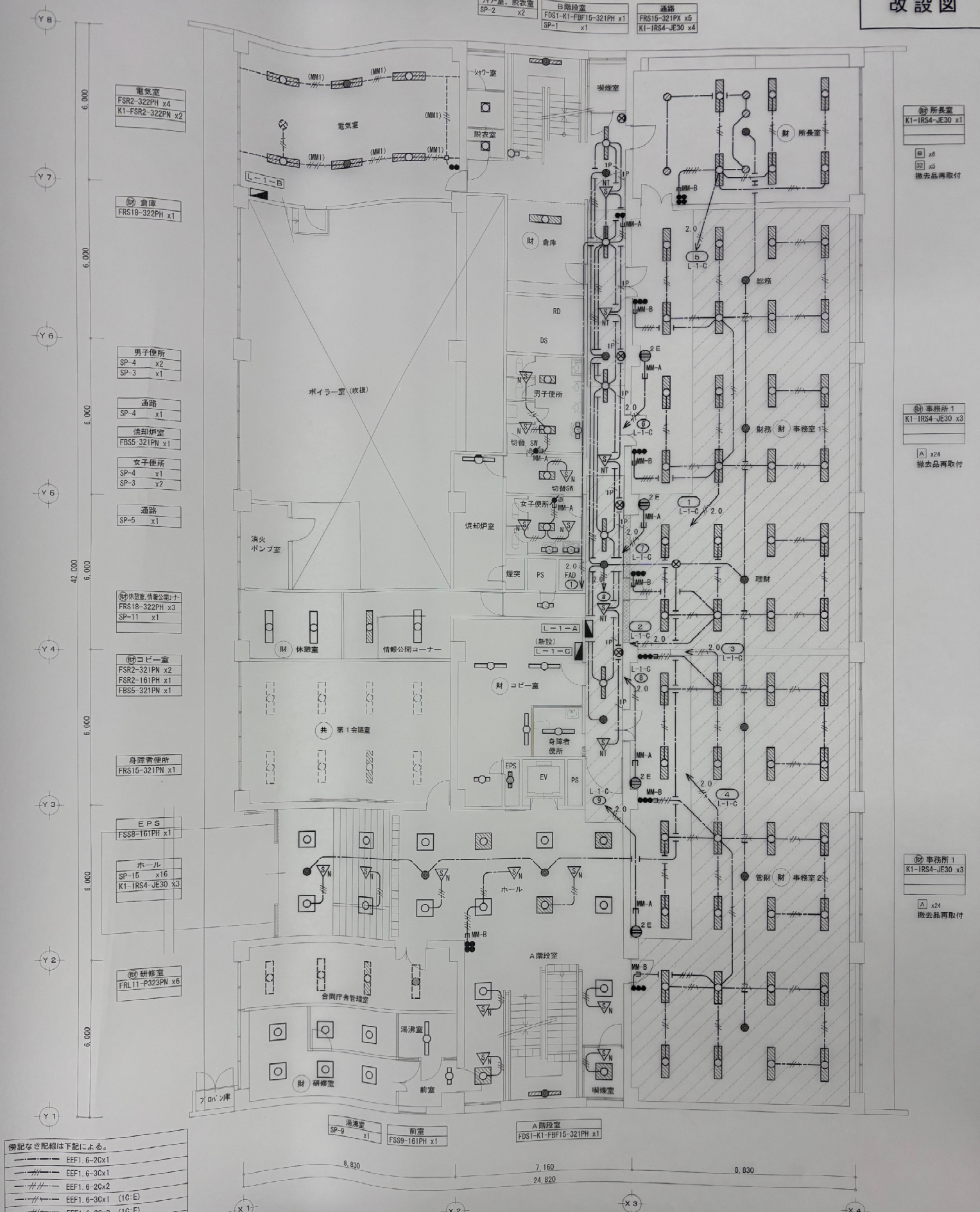
□ x6
□ x5
撤去品再取付

財 事務所 1 K1-1RS4-JE30 x3

□ x24
撤去品再取付

財 事務所 1 K1-1RS4-JE30 x3

□ x24
撤去品再取付



傍記なき配線は下記による。

---	EEF1.6-2Cx1
---	EEF1.6-3Cx1
---	EEF1.6-2Cx2
---	EEF1.6-3Cx1 (10:E)
---	EEF1.6-2Cx2 (10:E)
---	EEF1.6-2Cx3C (10:E)
---	EEF2.0-2Cx1
---	EEF2.0-3Cx1 (10:E)
---	EM-FOPEE 1.2-1P (センサー)
---	EM-FOPEE 1.2-2P (センサー)
(A)	EEF1.6-2Cx1
(B)	EM-FOPEE 1.2-1P (センサー)
(C)	EEF1.6-3Cx1
(D)	EM-FOPEE 1.2-1P (センサー)
(E)	EEF1.6-2Cx2
(F)	EM-FOPEE 1.2-1P (センサー)
(G)	EEF1.6-2Cx3C
(H)	EM-FOPEE 1.2-1P (センサー)

※実線、太線の照明器具取付をおこなう。
 ※太線の配線器具取付をおこなう。
 ※太線の配線をおこなう。

入居庁名	鹿児島県庁・情報センター
財 鹿児島財務事務所	鹿児島県建設事務所 設計部
労 鹿児島労働局	共用部分
行 鹿児島行政資料センター	
業 鹿児島警備事務所	

天井改修部
壁改修部

1階平面図 S=1:100

施設名称	鹿児島合同庁舎（18補）電気改修その他工事	
図面名称	電灯設備 1階平面図 S=1:100	
調製	機関名	九州地方整備局 営繕部 鹿児島営繕事務所
年月日	主任監督員	演邊 富則 完成 平成20年3月28日
	図面	11
	番号	38

御中

〒

TEL :

FAX :

分析結果報告書 (No.1-5)

受付番号 : 26051201 物件住所 : 鹿児島市山下町13番21号
受付日 : 2026年5月12日 採取日 : 2026年5月11日
報告日 : 2026年5月15日 構造 : 鉄筋コンクリート造 (RC造)
件名 : 鹿児島合同庁舎 (令7年) 建築改修その他工事に伴うアスベスト含有調査
分析方法 : 建材製品中のアスベスト含有率測定方法(JIS A 1481-1:2016 (ISO 22262-1:2012))市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法

上記について分析結果を以下の通り、御報告申し上げます。

結果：本分析結果は、分析に使用した試料中の結果に限ります。※1層目を表面層として分析しております。

No.	試料名称	採取部位	試料の総層数	層別詳細 (色)	結果 ^{※1,2}	レベル	最終結果 ^{※1,3}	
1	天井ジブトン	鹿児島市山下町13番21号	2 層	1 層目	白	ND	-	石綿 非含有
				2 層目	薄黄	GW		
				3 層目	-	-		
				4 層目	-	-		
2	天井ボード	鹿児島市山下町13番21号	3 層	1 層目	白	ND	-	石綿 非含有
				2 層目	茶	CE・NAS		
				3 層目	白	CE・NAS		
				4 層目	-	-		
3	壁塗材①	鹿児島市山下町13番21号	2 層	1 層目	クリーム	CE・NAS	-	石綿 非含有
				2 層目	グレー	ND		
				3 層目	-	-		
				4 層目	-	-		
4	壁塗材②	鹿児島市山下町13番21号	2 層	1 層目	白	CE・NAS	-	石綿 非含有
				2 層目	グレー	ND		
				3 層目	-	-		
				4 層目	-	-		
5	タイル	鹿児島市山下町13番21号	3 層	1 層目	白	CE	-	石綿 非含有
				2 層目	黄	NAS		
				3 層目	グレー	ND		
				4 層目	-	-		

※1 検出：アスベスト繊維の略称は以下の通りとなります。

クリソタイル：Chr アモサイト：Amo クロシドライト：Cro トレモライト：Tre アクチノライト：Act アンソフィライト：Ant

※2 その他検出繊維の略称

グラスウール：GW ロックウール：RW 有機繊維：CE 人工合成繊維等：NAS

※3 非含有 (略称：ND)：分析の結果、分析試料中の石綿含有率は、0.1重量%未満でした。

【詳細】 結果の詳細写真は、別紙をご参照ください。

【分析結果責任者】

氏名	日本作業環境測定分析協会 石綿分析技術評価事業 認定番号	財団法人 労働安全衛生管理協会 石綿作業主任者技能講習 修了証番号	保有資格等の有無
富田 祐一	評価区分1：JIS A 1481-1による方法 認定番号：2409合0213号	修了証番号：60 交付日：平成22年7月27日	特定建築物石綿含有建材調査者(第2310468号)

御中

〒

TEL :

FAX :

分析結果報告書 (No.6-7)

受付番号 : 26051201 物件住所 : 鹿児島市山下町13番21号
受付日 : 2026年5月12日 採取日 : 2026年5月11日
報告日 : 2026年5月15日 構造 : 鉄筋コンクリート造 (RC造)
件名 : 鹿児島合同庁舎 (令7年) 建築改修その他工事に伴うアスベスト含有調査
分析方法 : 建材製品中のアスベスト含有率測定方法 (JIS A 1481-1 : 2016 (ISO 22262-1 : 2012)) 市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法

上記について分析結果を以下の通り、御報告申し上げます。

結果：本分析結果は、分析に使用した試料中の結果に限ります。※1層目を表面層として分析しております。

No.	試料名称	採取部位	試料の総層数	層別詳細 (色)	結果 ^{※1,2}	レベル	最終結果 ^{※1,3}	
6	天井ケイカル板	鹿児島市山下町13番21号	2 層	1 層目	茶	Chr	特3	石綿 含有
				2 層目	グレー	Chr		
				3 層目	-	-		
				4 層目	-	-		
7	ソフト巾木	鹿児島市山下町13番21号	4 層	1 層目	黒	ND	-	石綿 非含有
				2 層目	グレー	ND		
				3 層目	グレー	ND		
				4 層目	白	ND		
8	-	-	-	1 層目	-	-	-	-
				2 層目	-	-		
				3 層目	-	-		
				4 層目	-	-		
9	-	-	-	1 層目	-	-	-	-
				2 層目	-	-		
				3 層目	-	-		
				4 層目	-	-		
10	-	-	-	1 層目	-	-	-	-
				2 層目	-	-		
				3 層目	-	-		
				4 層目	-	-		

※1 検出：アスベスト繊維の略称は以下の通りとなります。

クリソタイル：Chr アモサイト：Amo クロシドライト：Cro トレモライト：Tre アクチノライト：Act アンソフィライト：Ant

※2 その他検出繊維の略称

グラスウール：GW ロックウール：RW 有機繊維：CE 人工合成繊維等：NAS

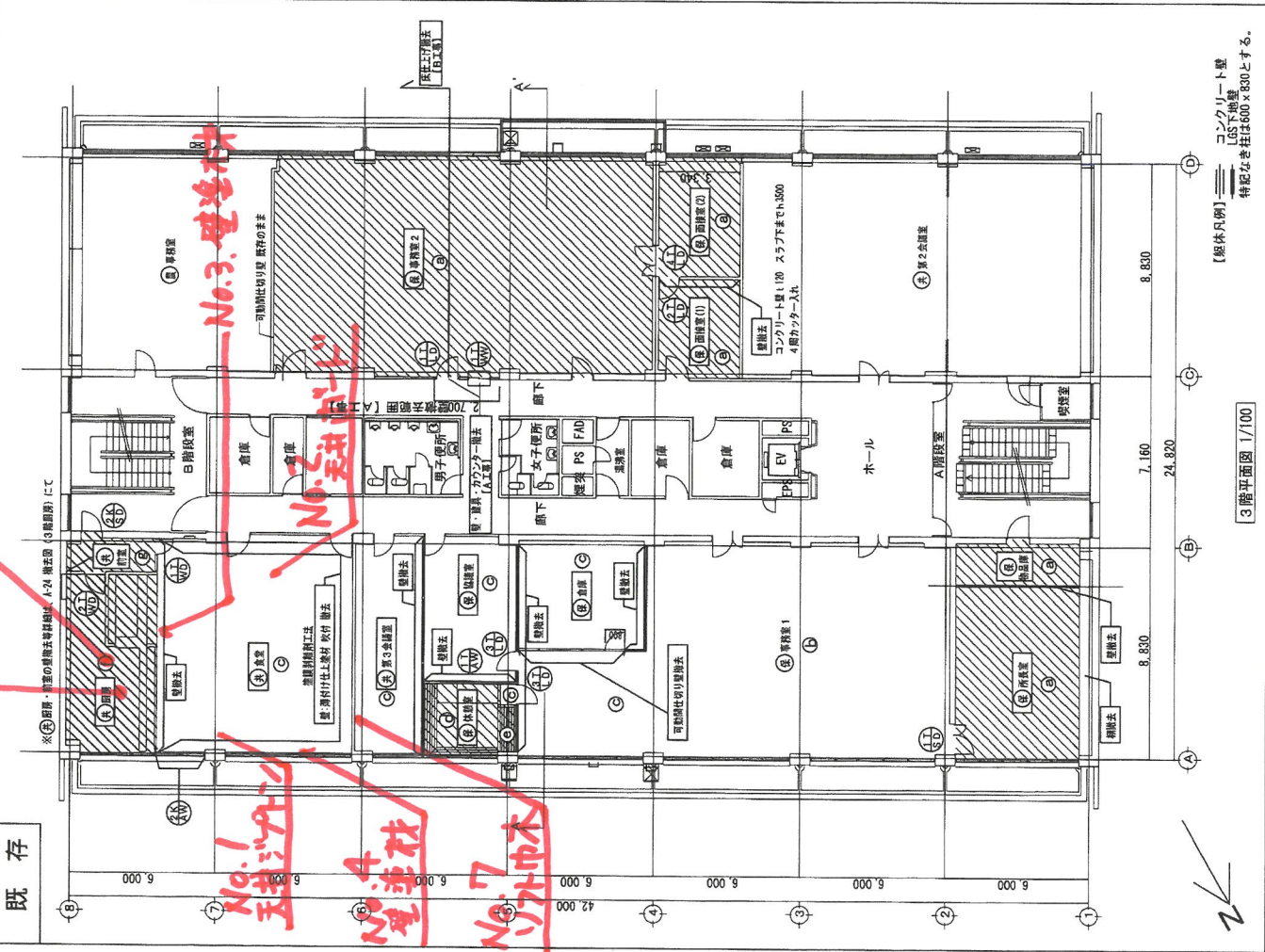
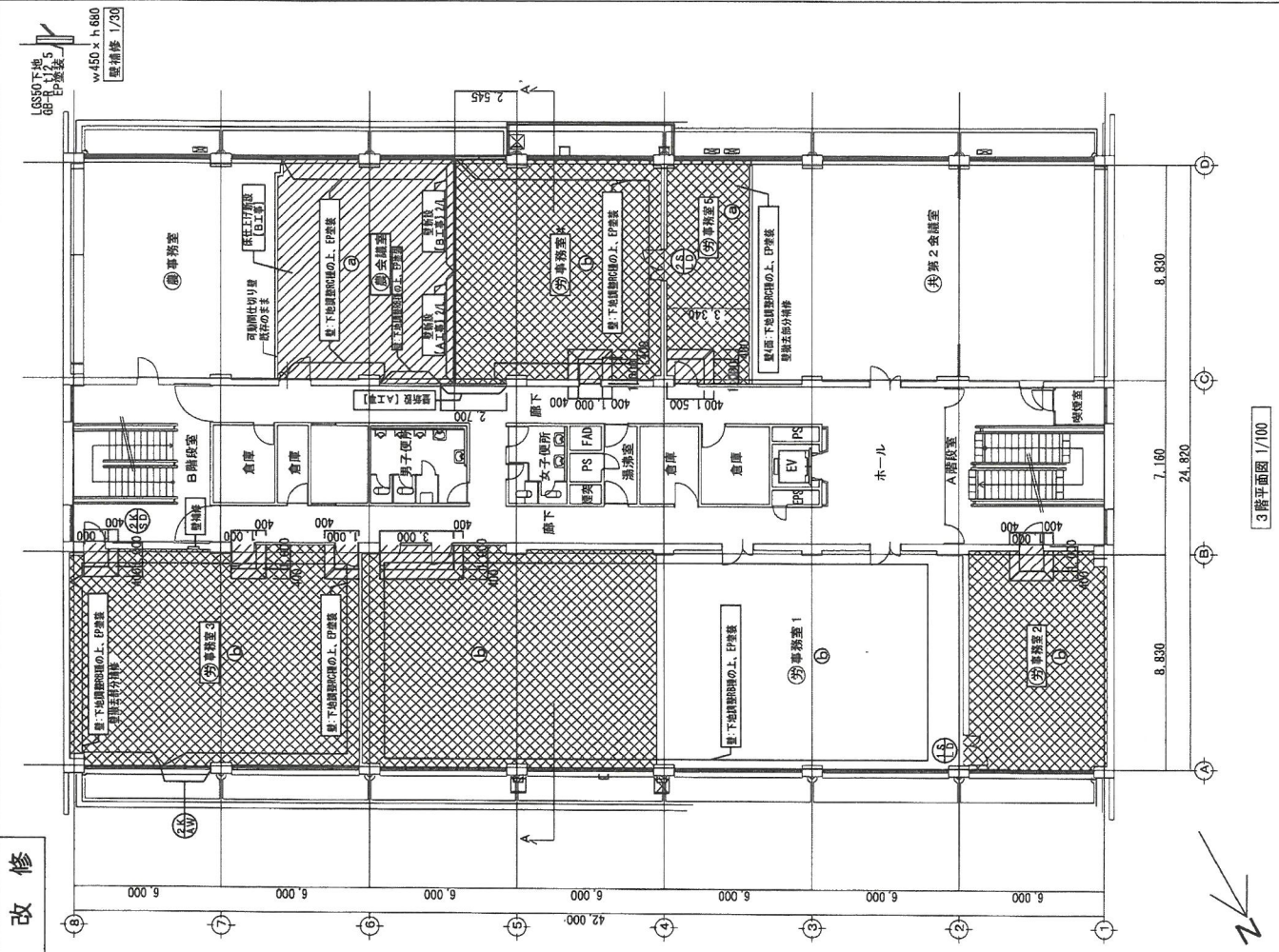
※3 非含有 (略称：ND)：分析の結果、分析試料中の石綿含有率は、0.1重量%未満でした。

【詳細】 結果の詳細写真は、別紙をご参照ください。

【分析結果責任者】

氏名	日本作業環境測定分析協会 石綿分析技術評価事業 認定番号	財団法人 労働安全衛生管理協会 石綿作業主任者技能講習 修了証番号	保有資格等の有無
富田 祐一	評価区分1：JIS A 1481-1による方法 認定番号：2409合0213号	修了証番号：60 交付日：平成22年7月27日	特定建築物石綿含有建材調査者 (第2310468号)

No.5. 床9尺
No.6. 天井付巾框
No.3. 壁造材



改修

既存

3階平面図 1/100

3階平面図 1/100

凡例	九州建設局鹿児島県拠点	共有部	床仕材 撤去	タイルカーペット撤設	仕
	鹿児島県建設事務所		撤去	0フロアタイルカーペット撤設	上
	鹿児島県労働局	【室名】	改修対象室	モザイクタイル貼	材
	鹿児島県労働事務所			モルタル	
				① モザイクタイル貼	
				② モルタル	
				③ タイルカーペット	
				④ 0フロアタイルカーペット	
				⑤ 撤去	
				⑥ 床張り	
				⑦ ⑧	
				⑨	
				⑩	
				⑪	
				⑫	
				⑬	
				⑭	
				⑮	
				⑯	
				⑰	
				⑱	
				⑲	
				⑳	
				㉑	
				㉒	
				㉓	
				㉔	
				㉕	
				㉖	
				㉗	
				㉘	
				㉙	
				㉚	
				㉛	
				㉜	
				㉝	
				㉞	
				㉟	
				㊱	
				㊲	
				㊳	
				㊴	
				㊵	
				㊶	
				㊷	
				㊸	
				㊹	
				㊺	
				㊻	
				㊼	
				㊽	
				㊾	
				㊿	
				01	
				02	
				03	
				04	
				05	
				06	
				07	
				08	
				09	
				10	
				11	
				12	
				13	
				14	
				15	
				16	
				17	
				18	
				19	
				20	
				21	
				22	
				23	
				24	
				25	
				26	
				27	
				28	
				29	
				30	
				31	
				32	
				33	
				34	
				35	
				36	
				37	
				38	
				39	
				40	
				41	
				42	
				43	
				44	
				45	
				46	
				47	
				48	
				49	
				50	
				51	
				52	
				53	
				54	
				55	
				56	
				57	
				58	
				59	
				60	
				61	
				62	

鹿児島合同庁舎 (令7年) 建築改修その他工事
A-17
17
62

鹿児島合同庁舎 (令7年) 建築改修その他工事
A-17
17
62

鹿児島合同庁舎 (令7年) 建築改修その他工事
A-17
17
62

鹿児島合同庁舎 (令7年) 建築改修その他工事
A-17
17
62

鹿児島合同庁舎 (令7年) 建築改修その他工事
A-17
17
62

鹿児島合同庁舎 (令7年) 建築改修その他工事
A-17
17
62

鹿児島合同庁舎 (令7年) 建築改修その他工事
A-17
17
62

鹿児島合同庁舎 (令7年) 建築改修その他工事
A-17
17
62

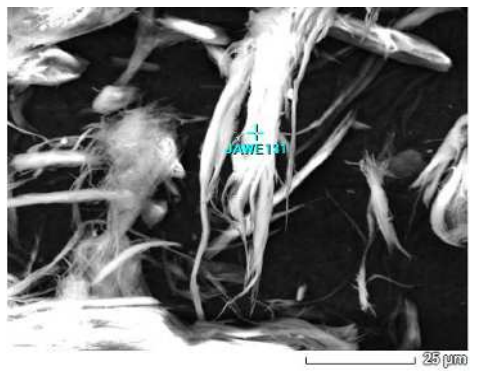
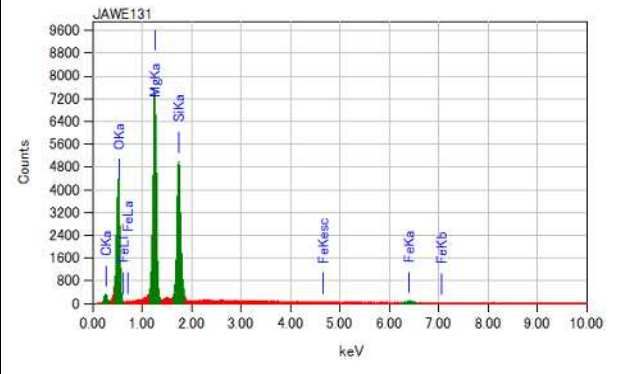
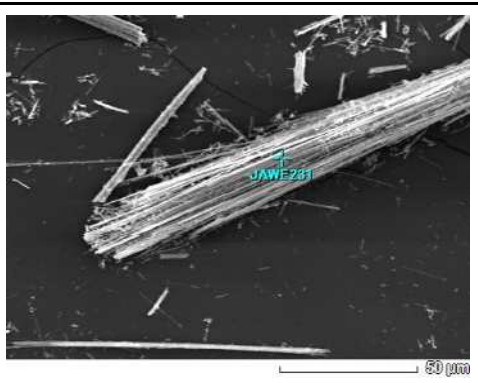
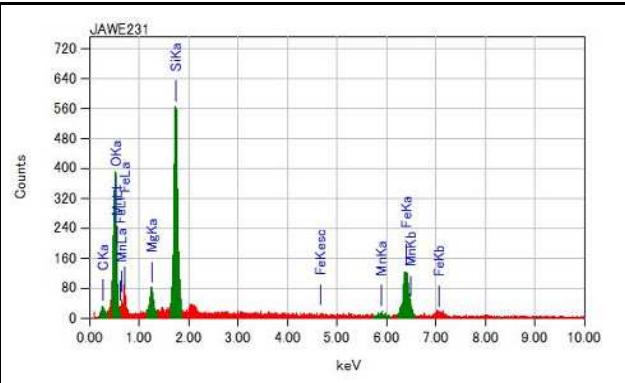
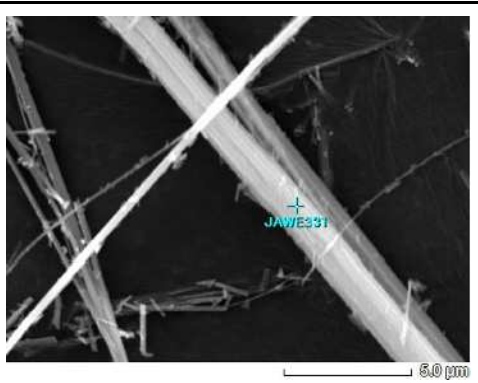
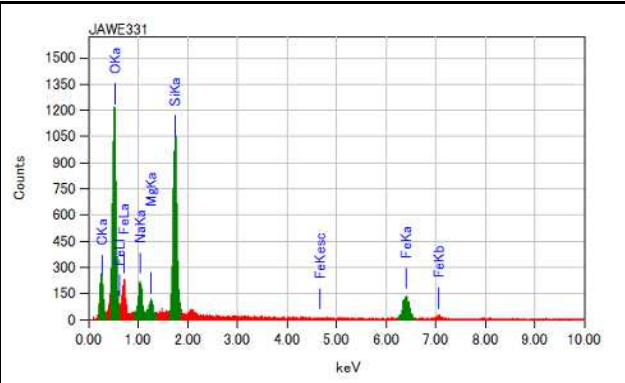

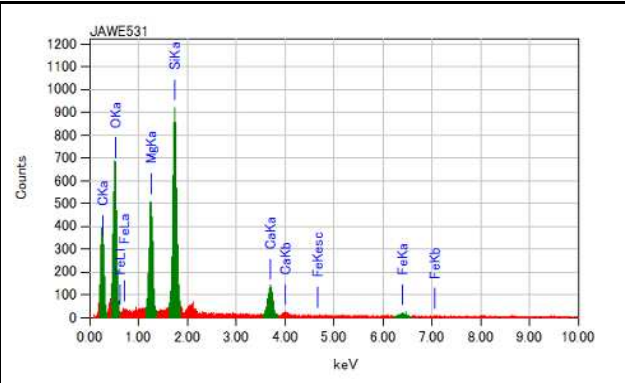

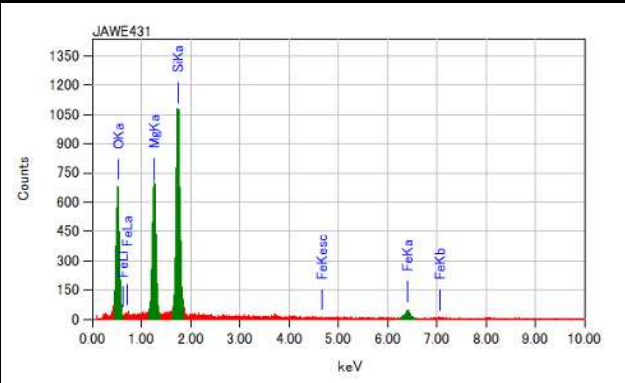
鹿児島合同庁舎 (令7年) 建築改修その他工事
A-17
17
62

7. 分析結果

No.	施設名	試料名	定性分析結果	定量分析結果	断面観察
1	鹿児島合同庁舎	食堂 カウンター腰壁 吹付材	石綿含有せず	-	石綿含有せず (全3層)
2	鹿児島合同庁舎	食堂 天井材 穴あき吸音板	石綿含有せず	-	石綿含有せず (全3層)
3	鹿児島合同庁舎	3F 旧保護観察所倉庫 天井材 GB-NC(T)	石綿含有せず	-	石綿含有せず (全3層)
4	鹿児島合同庁舎	3F 旧保護観察所倉庫 ビニル巾木	石綿含有 (クリソタイル)	2.1%	3層目に石綿含有 (全4層)
5	鹿児島合同庁舎	1F 旧財務事務所研修室 天井材 GB-R+DR	石綿含有せず	-	石綿含有せず (全2層)
6	以下余白				
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

記録内容についてのご質問は、報告書番号をお申し出ください。

アスベスト標準物質の電子顕微鏡画像及びEDXスペクトル

<p>クリンタイル 標準物質</p>		
<p>アモサイト 標準物質</p>		
<p>クロシドライト 標準物質</p>		
<p>トレモライト (アクチノライト) 標準物質</p>		
<p>アンソフィライト 標準物質</p>		

試験記録

試料No.1 鹿児島合同庁舎 食堂 カウンター腰壁 吹付材

1. 顕微鏡法による分析

使用機器 実体顕微鏡
偏光顕微鏡 オリンパス BX53F2
走査電子顕微鏡 日本電子 JSM-IT200
エネルギー分散型X線分析装置 日本電子 JED-2300型EDS

2. 電子顕微鏡による画像観察及びエネルギー分散型X線分析の結果

アスベストの種類	アスベスト繊維	EDXスペクトル	判定
クリソタイル	確認されず	合致せず	無
アモサイト	確認されず	合致せず	無
クロシドライト	確認されず	合致せず	無
トレモライト / アクチノライト	確認されず	合致せず	無
アンソフィライト	確認されず	合致せず	無

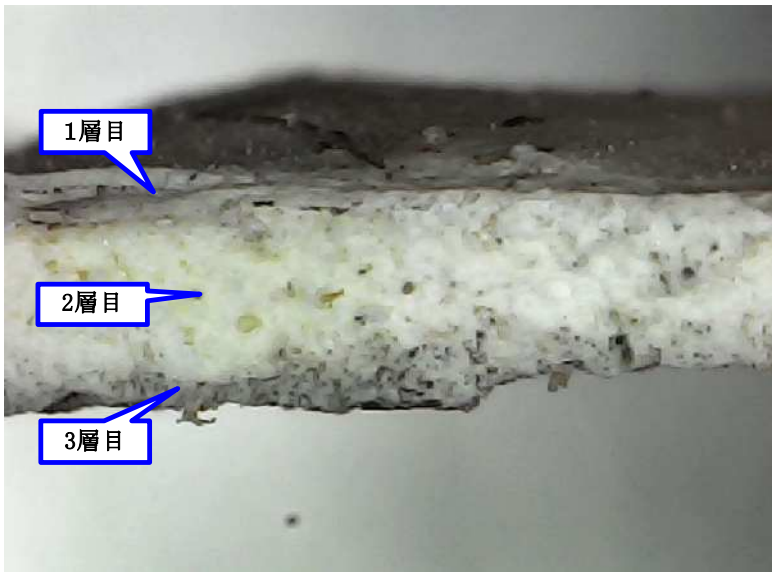
3. 石綿含有の有無の判定

分析の結果、どの層にもアスベスト繊維は無く、EDXスペクトルにおいてもアスベスト標準物質と合致しないため「アスベスト含有せず」と判断します。

4. 添付資料

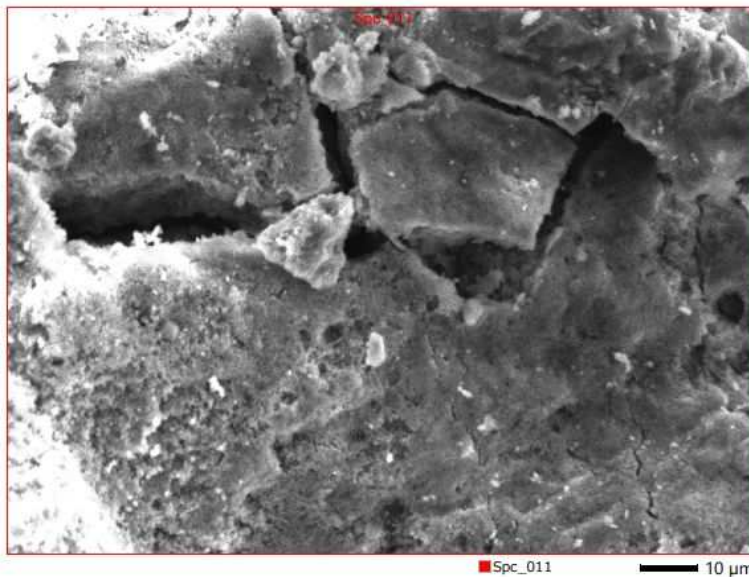
今回分析検体の電子顕微鏡画像 (EDXスペクトルチャート) 1枚

断面観察結果



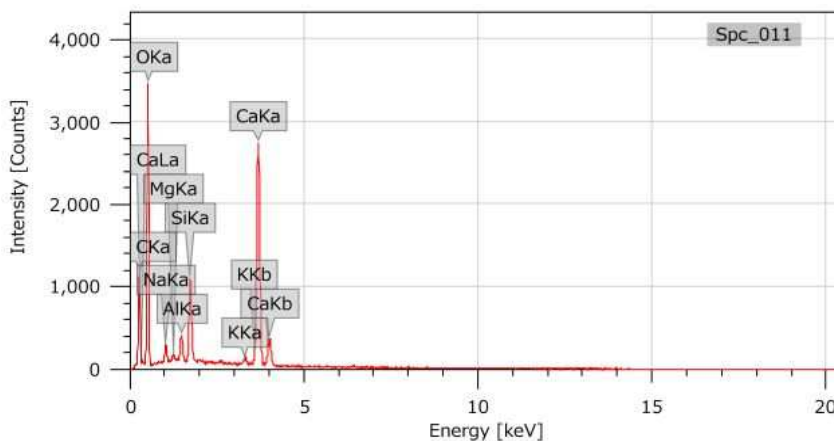
試料No.1
鹿児島合同庁舎
食堂 カウンター腰壁
吹付材

断面観察
デジタルマイクロスコープ



試料No.1
鹿児島合同庁舎
食堂 カウンター腰壁
吹付材

断面観察
走査電子顕微鏡
(アスベスト繊維無し)



試料No.1
鹿児島合同庁舎
食堂 カウンター腰壁
吹付材

断面観察
エネルギー分散型X線分析
(アスベストと一致せず)

試験記録

試料No.2 鹿児島合同庁舎 食堂 天井材 穴あき吸音板

1. 顕微鏡法による分析

使用機器 実体顕微鏡
偏光顕微鏡 オリンパス BX53F2
走査電子顕微鏡 日本電子 JSM-IT200
エネルギー分散型X線分析装置 日本電子 JED-2300型EDS

2. 電子顕微鏡による画像観察及びエネルギー分散型X線分析の結果

アスベストの種類	アスベスト繊維	EDXスペクトル	判定
クリソタイル	確認されず	合致せず	無
アモサイト	確認されず	合致せず	無
クロシドライト	確認されず	合致せず	無
トレモライト / アクチノライト	確認されず	合致せず	無
アンソフィライト	確認されず	合致せず	無

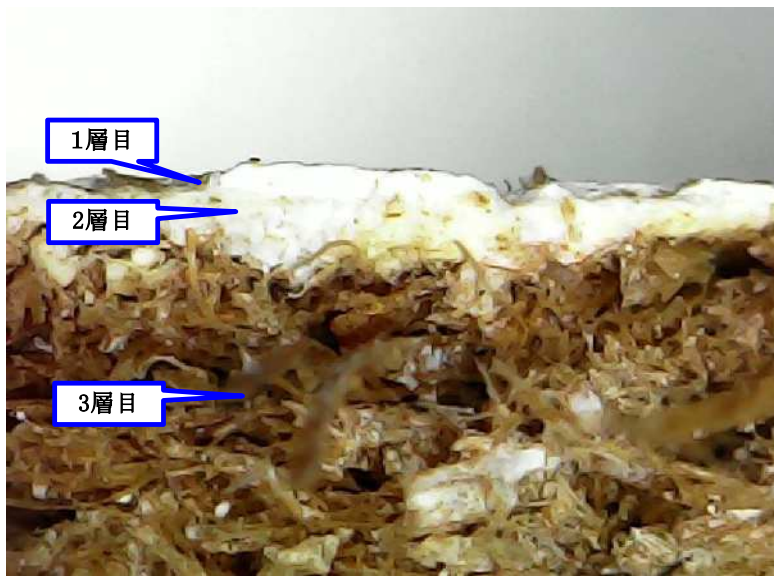
3. 石綿含有の有無の判定

分析の結果、どの層にもアスベスト繊維は無く、EDXスペクトルにおいてもアスベスト標準物質と合致しないため「アスベスト含有せず」と判断します。

4. 添付資料

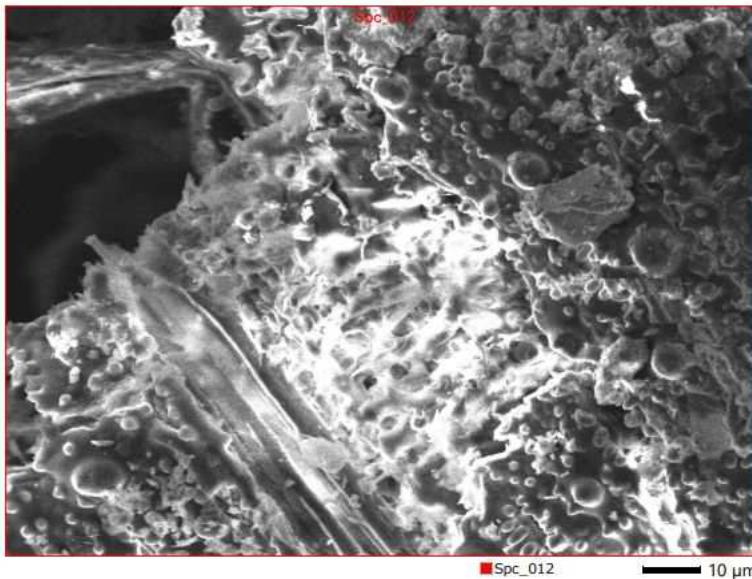
今回分析検体の電子顕微鏡画像 (EDXスペクトルチャート) 1枚

断面観察結果



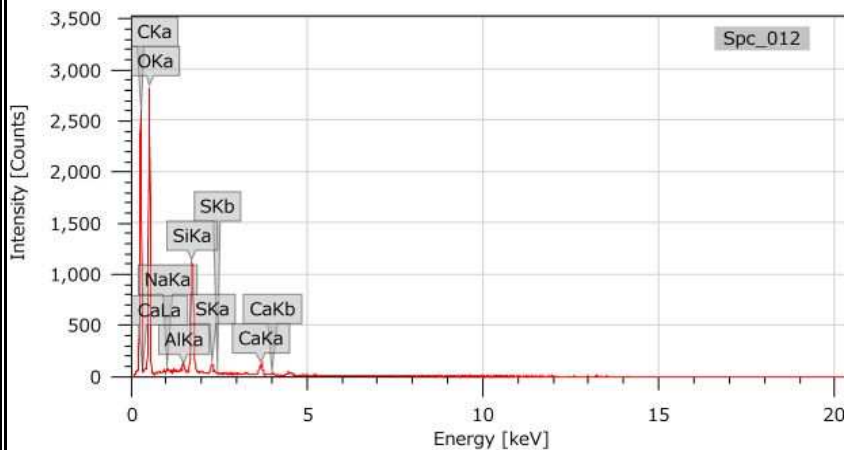
試料No.2
鹿児島合同庁舎
食堂 天井材
穴あき吸音板

断面観察
デジタルマイクロスコープ



試料No.2
鹿児島合同庁舎
食堂 天井材
穴あき吸音板

断面観察
走査電子顕微鏡
(アスベスト繊維無し)



試料No.2
鹿児島合同庁舎
食堂 天井材
穴あき吸音板

断面観察
エネルギー分散型X線分析
(アスベストと一致せず)

試験記録

試料No.3 鹿児島合同庁舎 3F 旧保護観察所倉庫 天井材 GB-NC(T)

1. 顕微鏡法による分析

使用機器 実体顕微鏡
偏光顕微鏡 オリンパス BX53F2
走査電子顕微鏡 日本電子 JSM-IT200
エネルギー分散型X線分析装置 日本電子 JED-2300型EDS

2. 電子顕微鏡による画像観察及びエネルギー分散型X線分析の結果

アスベストの種類	アスベスト繊維	EDXスペクトル	判定
クリソタイル	確認されず	合致せず	無
アモサイト	確認されず	合致せず	無
クロシドライト	確認されず	合致せず	無
トレモライト / アクチノライト	確認されず	合致せず	無
アンソフィライト	確認されず	合致せず	無

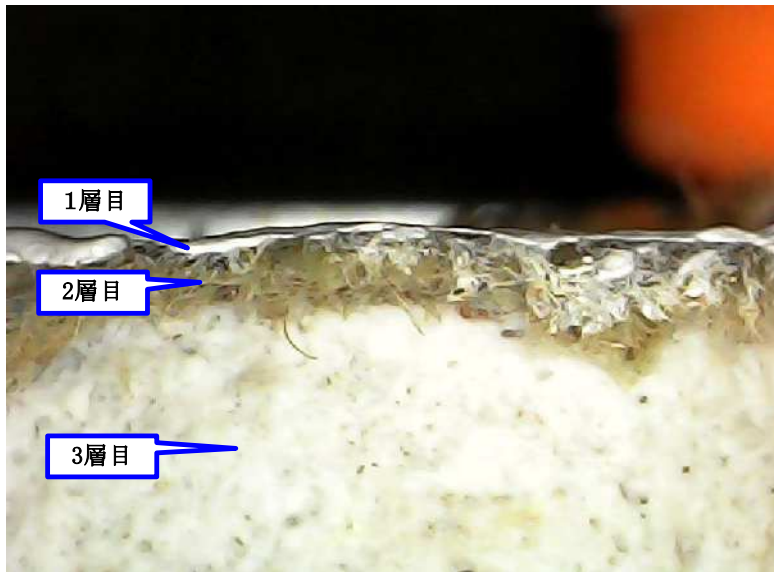
3. 石綿含有の有無の判定

分析の結果、どの層にもアスベスト繊維は無く、EDXスペクトルにおいてもアスベスト標準物質と合致しないため「アスベスト含有せず」と判断します。

4. 添付資料

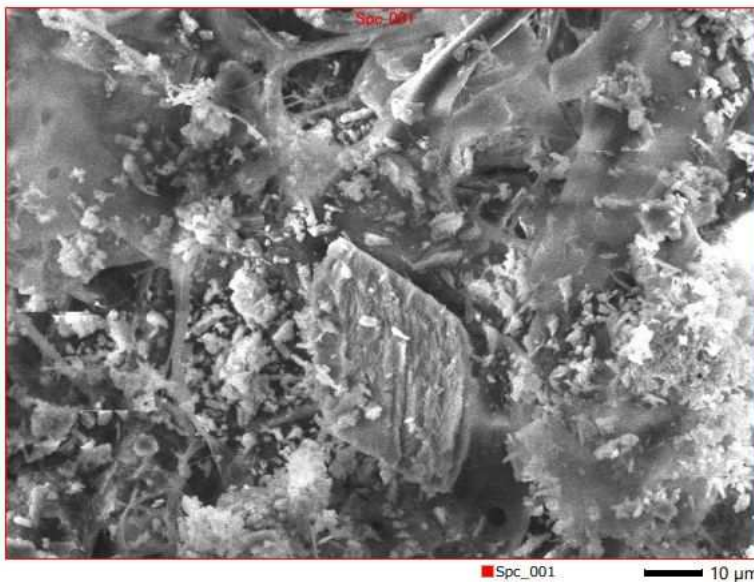
今回分析検体の電子顕微鏡画像 (EDXスペクトルチャート) 1枚

断面観察結果



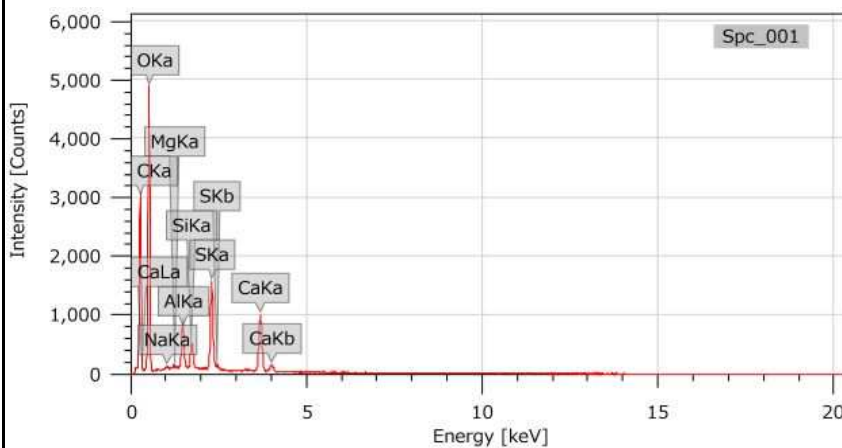
試料No.3
鹿児島合同庁舎
3F 旧保護観察所倉庫
天井材 GB-NC(T)

断面観察
デジタルマイクロスコープ



試料No.3
鹿児島合同庁舎
3F 旧保護観察所倉庫
天井材 GB-NC(T)

断面観察
走査電子顕微鏡
(アスベスト繊維無し)



試料No.3
鹿児島合同庁舎
3F 旧保護観察所倉庫
天井材 GB-NC(T)

断面観察
エネルギー分散型X線分析
(アスベストと一致せず)

試験記録

試料No.4 鹿児島合同庁舎 3F 旧保護観察所倉庫 ビニル巾木

1. 顕微鏡法による分析

使用機器 実体顕微鏡
偏光顕微鏡 オリンパス BX53F2
走査電子顕微鏡 日本電子 JSM-IT200
エネルギー分散型X線分析装置 日本電子 JED-2300型EDS

2. 電子顕微鏡による画像観察及びエネルギー分散型X線分析の結果

アスベストの種類	アスベスト繊維	EDXスペクトル	判定
クリソタイル	確認	合致	有
アモサイト	確認されず	合致せず	無
クロシドライト	確認されず	合致せず	無
トレモライト / アクチノライト	確認されず	合致せず	無
アンソフィライト	確認されず	合致せず	無

3. 石綿含有の有無の判定

分析の結果、アスベスト標準物質とアスベスト繊維の形状及びEDXスペクトルが合致するため「アスベスト含有」(接着剤部分)と判断します。

4. X線回折法による定量結果 (JIS A 1481-5)

(単位:wt%)

石綿の種類	クリソタイル			アモサイト			クロシドライト			トレモライト/アクチノライト			アンソフィライト		
	n1	n2	n3	n1	n2	n3	n1	n2	n3	n1	n2	n3	n1	n2	n3
定量用試料 n=3															
含有率	2.4	2.1	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均含有率	2.1			-			-			-			-		

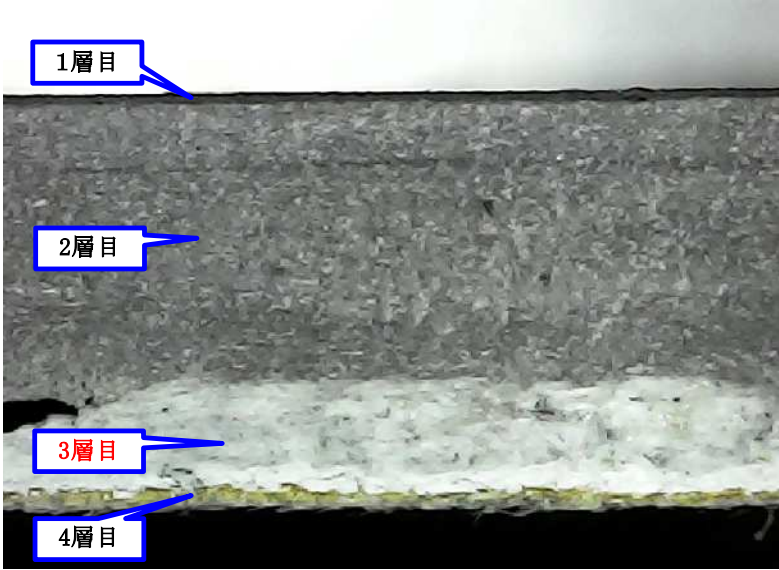
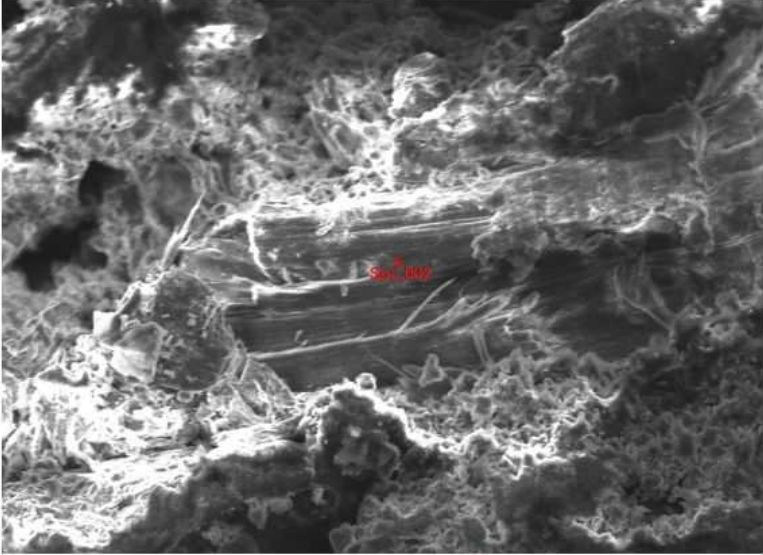
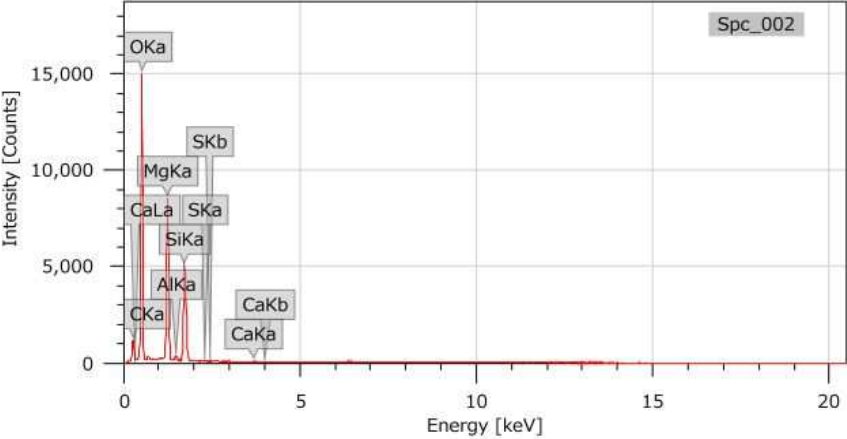
石綿含有率	2.1	wt%
-------	-----	-----

5. 添付資料

今回分析検体の電子顕微鏡画像(EDXスペクトルチャート)

1枚

断面観察結果

 <p>1層目</p> <p>2層目</p> <p>3層目</p> <p>4層目</p>	<p>試料No.4 鹿児島合同庁舎 3F 旧保護観察所倉庫 ビニル巾木</p> <p>断面観察 デジタルマイクロスコープ</p>
 <p>Spc_002</p> <p>50 μm</p>	<p>試料No.4 鹿児島合同庁舎 3F 旧保護観察所倉庫 ビニル巾木</p> <p>断面観察 走査電子顕微鏡 (3層目部分に石綿あり)</p>
 <p>Spc_002</p> <p>Intensity [Counts]</p> <p>Energy [keV]</p> <p>OKa, MgKa, CaLa, SiKa, AlKa, CKa, SKb, CaKb, CaKa</p>	<p>試料No.4 鹿児島合同庁舎 3F 旧保護観察所倉庫 ビニル巾木</p> <p>断面観察 エネルギー分散型X線分析 (クリソタイルと一致)</p>

試験記録

試料No.5 鹿児島合同庁舎 1F 旧財務事務所研修室 天井材 GB-R+DR

1. 顕微鏡法による分析

使用機器 実体顕微鏡
偏光顕微鏡 オリンパス BX53F2
走査電子顕微鏡 日本電子 JSM-IT200
エネルギー分散型X線分析装置 日本電子 JED-2300型EDS

2. 電子顕微鏡による画像観察及びエネルギー分散型X線分析の結果

アスベストの種類	アスベスト繊維	EDXスペクトル	判定
クリソタイル	確認されず	合致せず	無
アモサイト	確認されず	合致せず	無
クロシドライト	確認されず	合致せず	無
トレモライト / アクチノライト	確認されず	合致せず	無
アンソフィライト	確認されず	合致せず	無

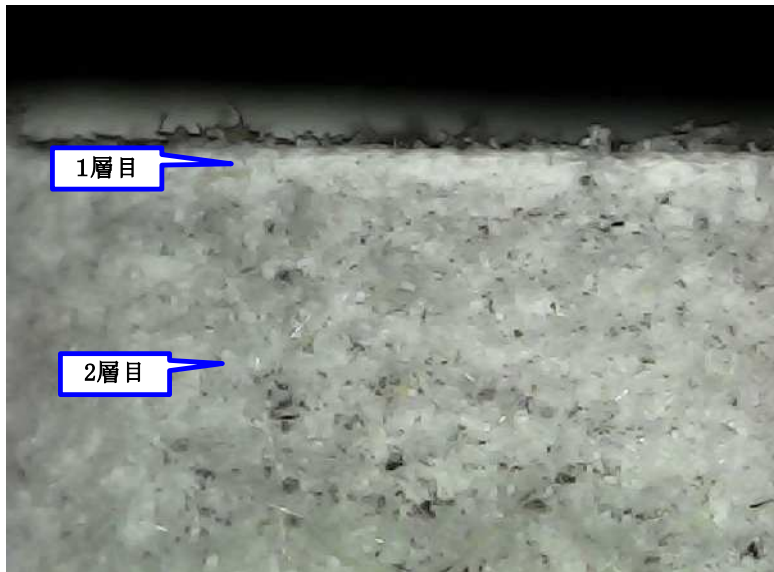
3. 石綿含有の有無の判定

分析の結果、どの層にもアスベスト繊維は無く、EDXスペクトルにおいてもアスベスト標準物質と合致しないため「アスベスト含有せず」と判断します。

4. 添付資料

今回分析検体の電子顕微鏡画像 (EDXスペクトルチャート) 1枚

断面観察結果



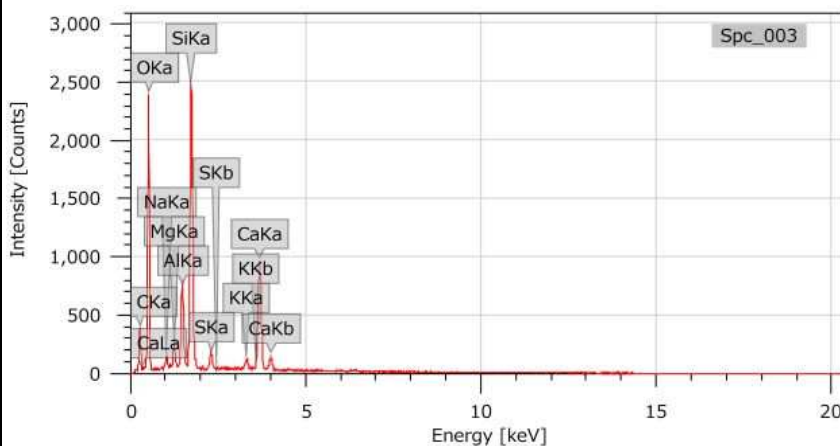
試料No.5
鹿児島合同庁舎
1F 旧財務事務所研修室
天井材 GB-R+DR

断面観察
デジタルマイクロスコープ



試料No.5
鹿児島合同庁舎
1F 旧財務事務所研修室
天井材 GB-R+DR

断面観察
走査電子顕微鏡
(アスベスト繊維無し)



試料No.5
鹿児島合同庁舎
1F 旧財務事務所研修室
天井材 GB-R+DR

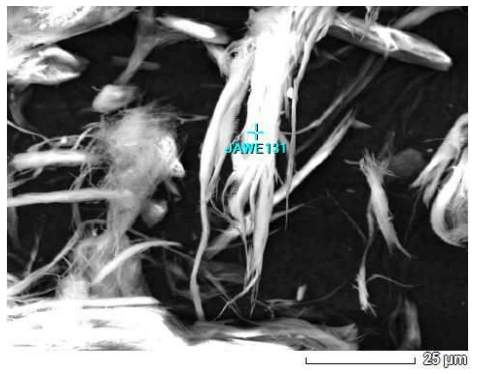
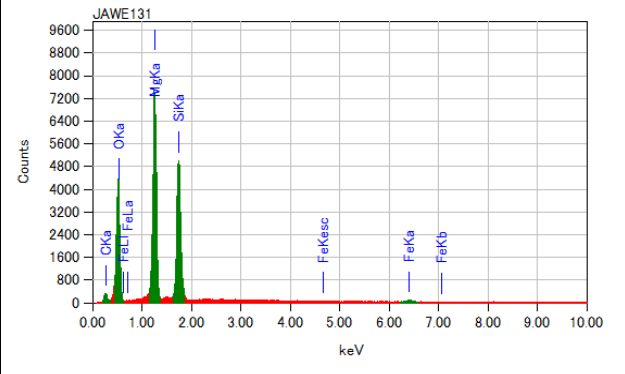
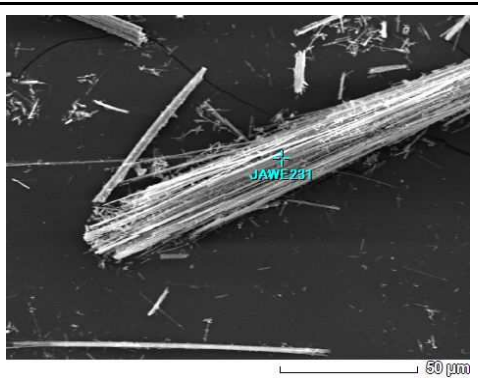
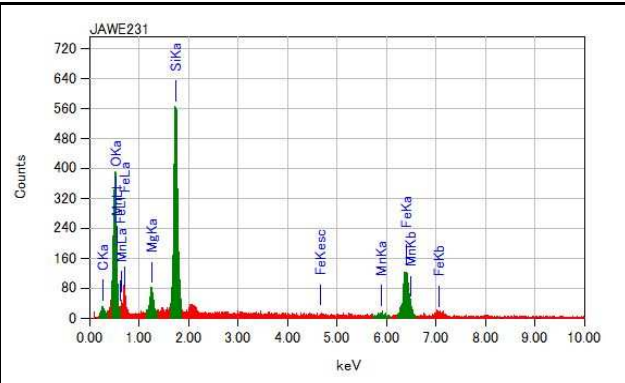
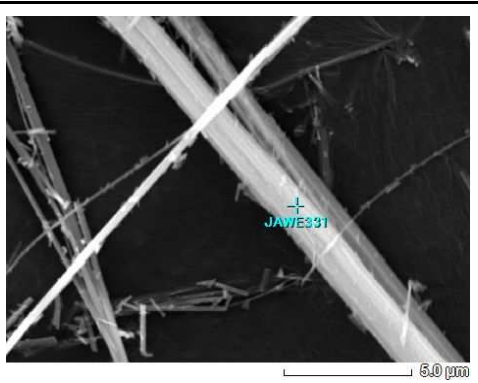
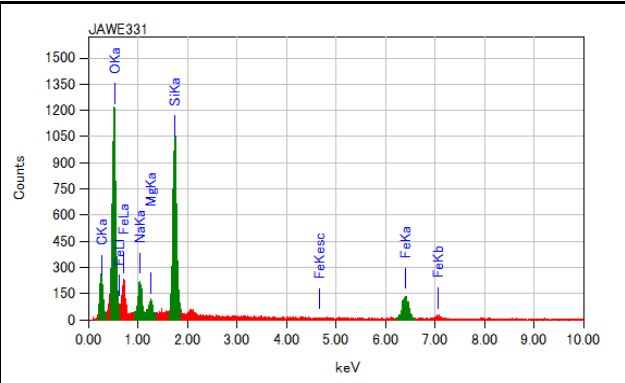

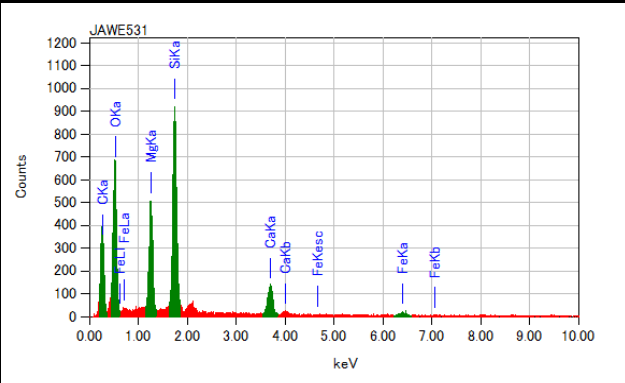

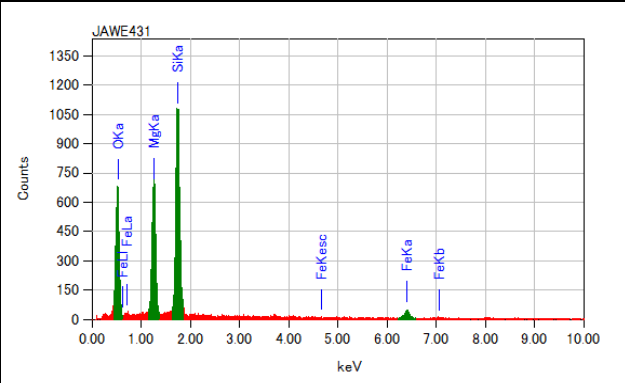
断面観察
エネルギー分散型X線分析
(アスベストと一致せず)

7. 分析結果

No.	施設名	試料名	定性分析結果	含有率	断面観察
1	鹿児島合同庁舎	2F B階段踊り場 壁 モルタルー多彩ペイントMP仕上げ	石綿含有せず	-	石綿含有せず (全2層)
2	鹿児島合同庁舎	3F 旧食堂用便所 トイレブラス テラゾブロック	石綿含有せず	-	石綿含有せず (全2層)
3	鹿児島合同庁舎	3F 旧食堂用便所 壁① モルタルー塗装仕上げ(塗料種別不明)	石綿含有 (クリソタイル)	1.5%	3層目に石綿含有 (全4層)
4	鹿児島合同庁舎	3F 旧食堂用便所 壁② モルタルー100角タイル	石綿含有せず	-	石綿含有せず (全3層)
5	鹿児島合同庁舎	3F 旧食堂用便所 床 ビニル床シート	石綿含有せず	-	石綿含有せず (全4層)
6	鹿児島合同庁舎	4F 農政局書庫 壁 モルタル	石綿含有せず	-	石綿含有せず (全2層)
7	鹿児島合同庁舎	4F 農政局休憩室 壁 プラスター塗り	石綿含有せず	-	石綿含有せず (全6層)
8	以下余白				
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

【備考】 記録内容についてのご質問は、報告書番号をお申し出ください。

アスベスト標準物質の電子顕微鏡画像及びEDXスペクトル

<p>クリンタイル 標準物質</p>		
<p>アモサイト 標準物質</p>		
<p>クロシドライト 標準物質</p>		
<p>トレモライト (アクチノライト) 標準物質</p>		
<p>アンソフィライト 標準物質</p>		

試験記録

試料No.1 鹿児島合同庁舎 2F B階段踊り場 壁 モルタルー多彩ペイントMP仕上げ

1. 顕微鏡法による分析

使用機器 実体顕微鏡
偏光顕微鏡 オリンパス BX53F2
走査電子顕微鏡 日本電子 JSM-IT200
エネルギー分散型X線分析装置 日本電子 JED-2300型EDS

2. 偏光顕微鏡による画像観察の結果

石綿の種類	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト	トレモライト/アクチノライト	アンソフィライト
伸長の符号	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず
分散染色	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず

3. 電子顕微鏡による画像観察及びエネルギー分散型X線分析の結果

アスベストの種類	アスベスト繊維	EDXスペクトル	判定
クリソタイル	確認されず	合致せず	無
アモサイト	確認されず	合致せず	無
クロシドライト	確認されず	合致せず	無
トレモライト / アクチノライト	確認されず	合致せず	無
アンソフィライト	確認されず	合致せず	無

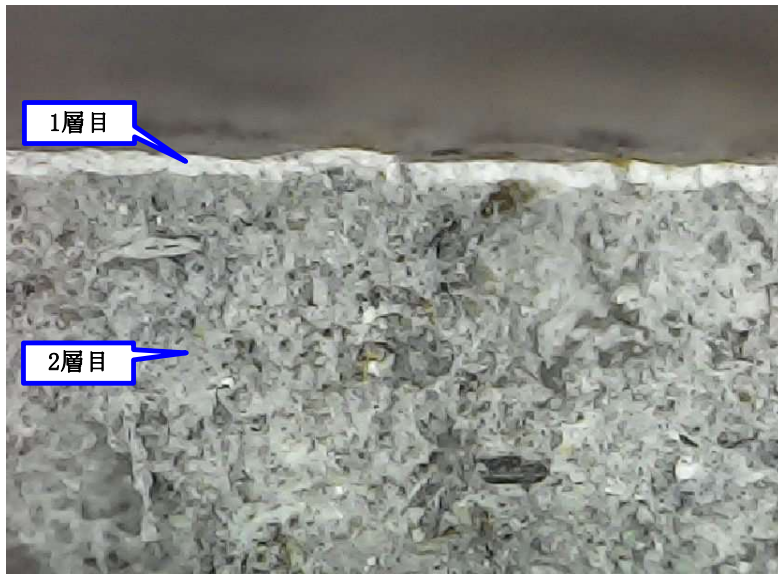
4. 石綿含有の有無の判定

分析の結果、どの層にもアスベスト繊維は無く、EDXスペクトルにおいてもアスベスト標準物質と合致しないため「アスベスト含有せず」と判断します。

5. 添付資料

今回分析検体の電子顕微鏡画像(EDXスペクトルチャート) 1枚

断面観察結果



試料No.1

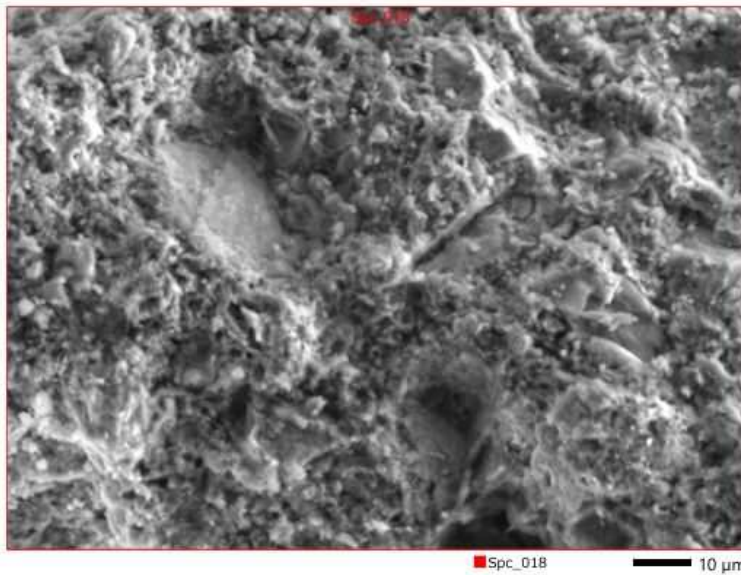
鹿児島合同庁舎

2F B階段踊り場 壁

モルタルー多彩ペイントMP仕上げ

断面観察

デジタルマイクロスコープ



試料No.1

鹿児島合同庁舎

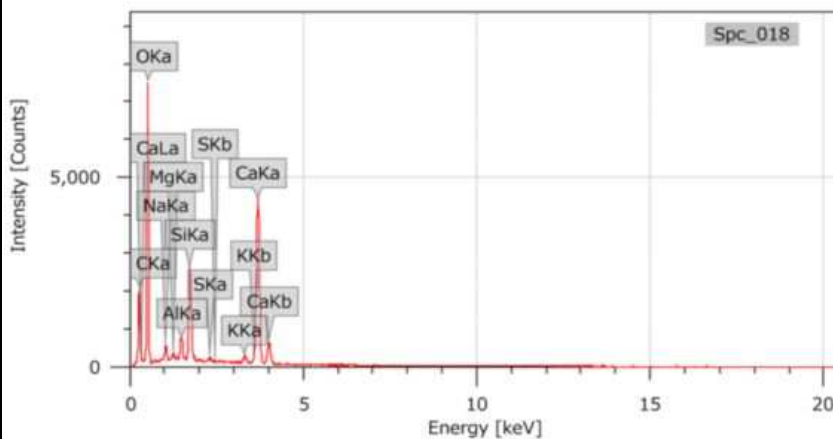
2F B階段踊り場 壁

モルタルー多彩ペイントMP仕上げ

断面観察

走査電子顕微鏡

(アスベスト繊維無し)



試料No.1

鹿児島合同庁舎

2F B階段踊り場 壁

モルタルー多彩ペイントMP仕上げ

断面観察

エネルギー分散型X線分析

(アスベストと一致せず)

試験記録

試料No.2 鹿児島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 トイレブース テラゾブロック

1. 顕微鏡法による分析

使用機器 実体顕微鏡
偏光顕微鏡 オリンパス BX53F2
走査電子顕微鏡 日本電子 JSM-IT200
エネルギー分散型X線分析装置 日本電子 JED-2300型EDS

2. 偏光顕微鏡による画像観察の結果

石綿の種類	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト	トレモライト/アクチノライト	アンソフィライト
伸長の符号	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず
分散染色	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず

3. 電子顕微鏡による画像観察及びエネルギー分散型X線分析の結果

アスベストの種類	アスベスト繊維	EDXスペクトル	判定
クリソタイル	確認されず	合致せず	無
アモサイト	確認されず	合致せず	無
クロシドライト	確認されず	合致せず	無
トレモライト / アクチノライト	確認されず	合致せず	無
アンソフィライト	確認されず	合致せず	無

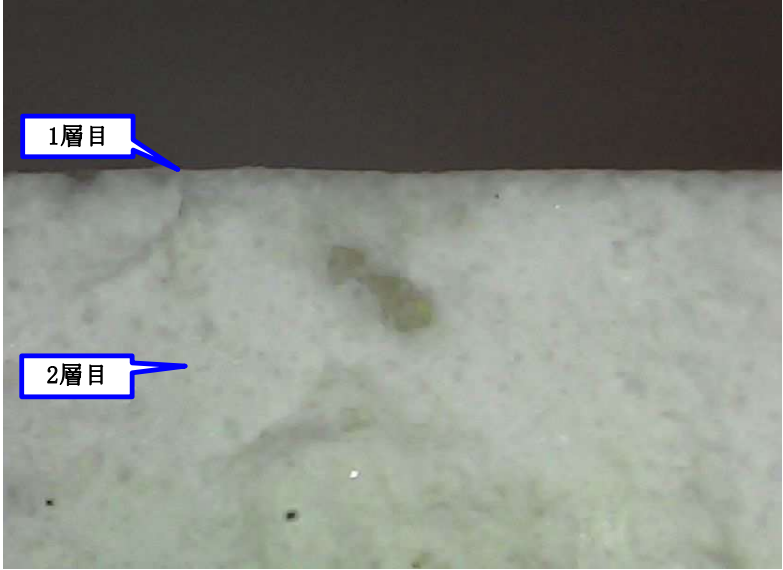
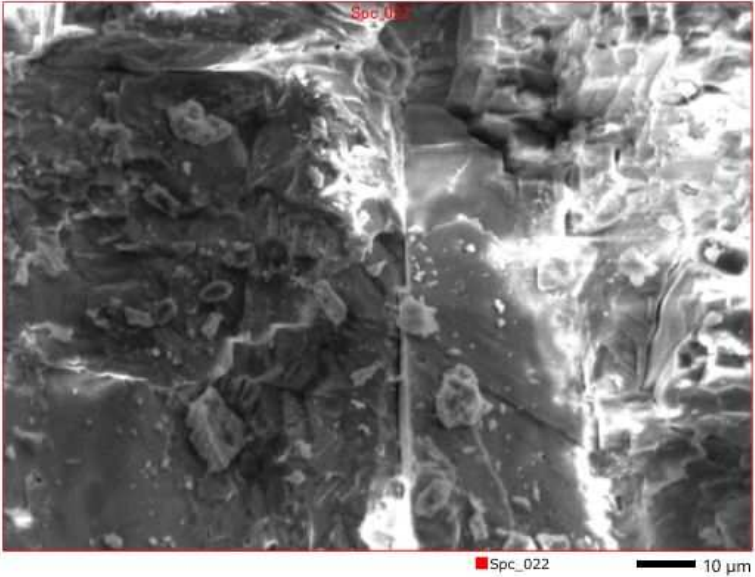
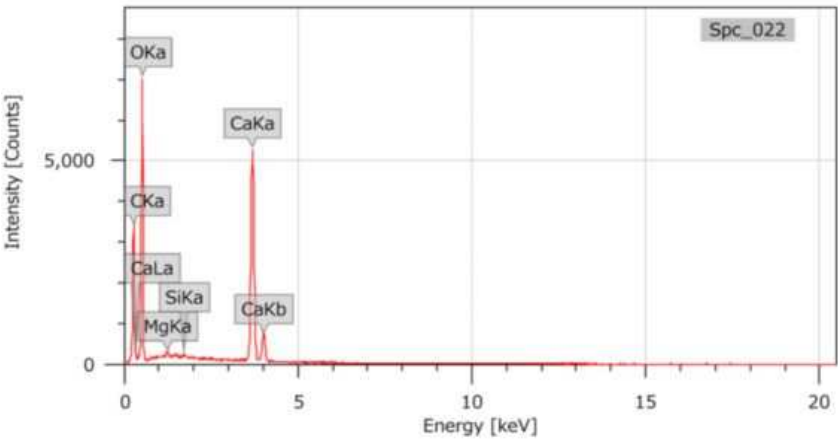
4. 石綿含有の有無の判定

分析の結果、どの層にもアスベスト繊維は無く、EDXスペクトルにおいてもアスベスト標準物質と合致しないため「アスベスト含有せず」と判断します。

5. 添付資料

今回分析検体の電子顕微鏡画像(EDXスペクトルチャート) 1枚

断面観察結果

	<p>試料No.2 鹿兒島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 トイレブース テラゾブロック</p> <p>断面観察 デジタルマイクロスコープ</p>
	<p>試料No.2 鹿兒島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 トイレブース テラゾブロック</p> <p>断面観察 走査電子顕微鏡 (アスベスト繊維無し)</p>
	<p>試料No.2 鹿兒島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 トイレブース テラゾブロック</p> <p>断面観察 エネルギー分散型X線分析 (アスベストと一致せず)</p>

試験記録

試料No.3 鹿児島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 壁① モルタル塗装仕上げ(塗料種別不明)

1. 顕微鏡法による分析

使用機器 実体顕微鏡
偏光顕微鏡 オリンパス BX53F2
走査電子顕微鏡 日本電子 JSM-IT200
エネルギー分散型X線分析装置 日本電子 JED-2300型EDS

2. 偏光顕微鏡による画像観察の結果

石綿の種類	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト	トレモライト/アクチノライト	アンソフィライト
伸長の符号	正	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず
分散染色	確認	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず

3. 電子顕微鏡による画像観察及びエネルギー分散型X線分析の結果

アスベストの種類	アスベスト繊維	EDXスペクトル	判定
クリソタイル	確認	合致	有
アモサイト	確認されず	合致せず	無
クロシドライト	確認されず	合致せず	無
トレモライト / アクチノライト	確認されず	合致せず	無
アンソフィライト	確認されず	合致せず	無

4. 石綿含有の有無の判定

分析の結果、アスベスト標準物質とアスベスト繊維の形状及びEDXスペクトルが合致するため「アスベスト含有」(下地調整材部分)と判断します。

5. X線回折法による定量結果 (JIS A 1481-5)

(単位:wt%)

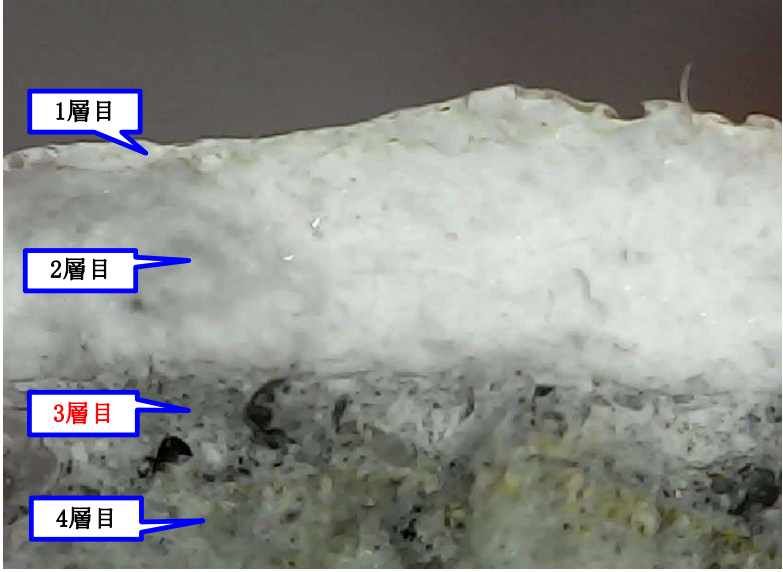
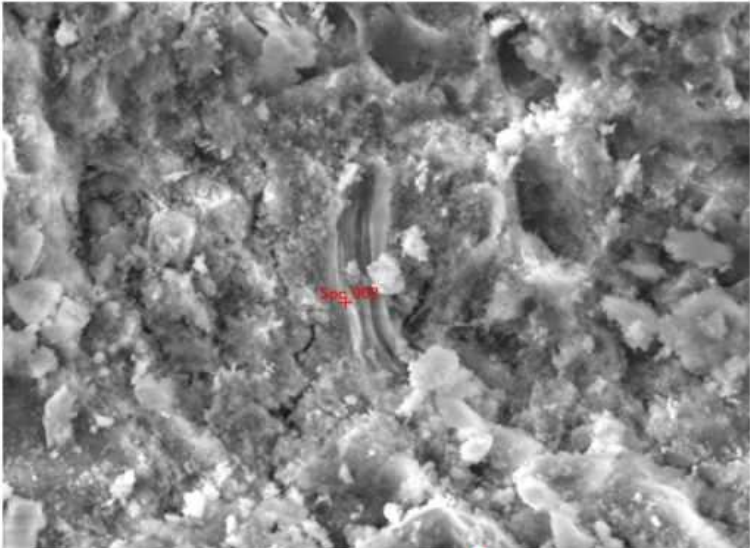
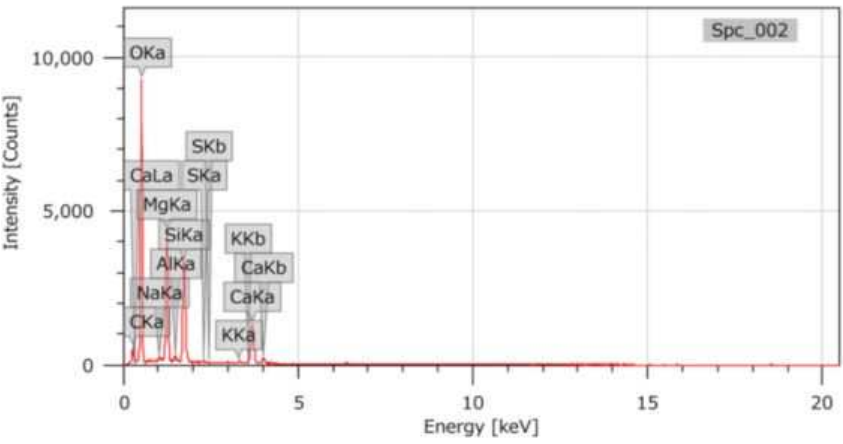
石綿の種類	クリソタイル			アモサイト			クロシドライト			トレモライト/アクチノライト			アンソフィライト		
	n1	n2	n3	n1	n2	n3	n1	n2	n3	n1	n2	n3	n1	n2	n3
定量用試料 n=3															
含有率	1.5	1.7	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平均含有率	1.5			-			-			-			-		

石綿含有率	1.5	wt%
-------	-----	-----

6. 添付資料

今回分析検体の電子顕微鏡画像(EDXスペクトルチャート) 1枚

断面観察結果

 <p>1層目</p> <p>2層目</p> <p>3層目</p> <p>4層目</p>	<p>試料No.3 鹿兒島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 壁① モルタルー塗装仕上げ(塗料種別不明)</p> <p>断面観察 デジタルマイクロスコープ</p>
 <p>Spic_002 10 μm</p>	<p>試料No.3 鹿兒島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 壁① モルタルー塗装仕上げ(塗料種別不明)</p> <p>断面観察 走査電子顕微鏡 (3層目部分に石綿あり)</p>
 <p>Intensity [Counts]</p> <p>Energy [keV]</p> <p>OKa, CaLa, MgKa, SiKa, AlKa, NaKa, CKa, SKb, CaKa, CaKb, KKb, KKa</p> <p>Spc_002</p>	<p>試料No.3 鹿兒島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 壁① モルタルー塗装仕上げ(塗料種別不明)</p> <p>断面観察 エネルギー分散型X線分析 (クリソタイルと一致)</p>

試験記録

試料No.4 鹿児島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 壁② モルタルー100角タイル

1. 顕微鏡法による分析

使用機器 実体顕微鏡
偏光顕微鏡 オリンパス BX53F2
走査電子顕微鏡 日本電子 JSM-IT200
エネルギー分散型X線分析装置 日本電子 JED-2300型EDS

2. 偏光顕微鏡による画像観察の結果

石綿の種類	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト	トレモライト/アクチノライト	アンソフィライト
伸長の符号	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず
分散染色	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず

3. 電子顕微鏡による画像観察及びエネルギー分散型X線分析の結果

アスベストの種類	アスベスト繊維	EDXスペクトル	判定
クリソタイル	確認されず	合致せず	無
アモサイト	確認されず	合致せず	無
クロシドライト	確認されず	合致せず	無
トレモライト / アクチノライト	確認されず	合致せず	無
アンソフィライト	確認されず	合致せず	無

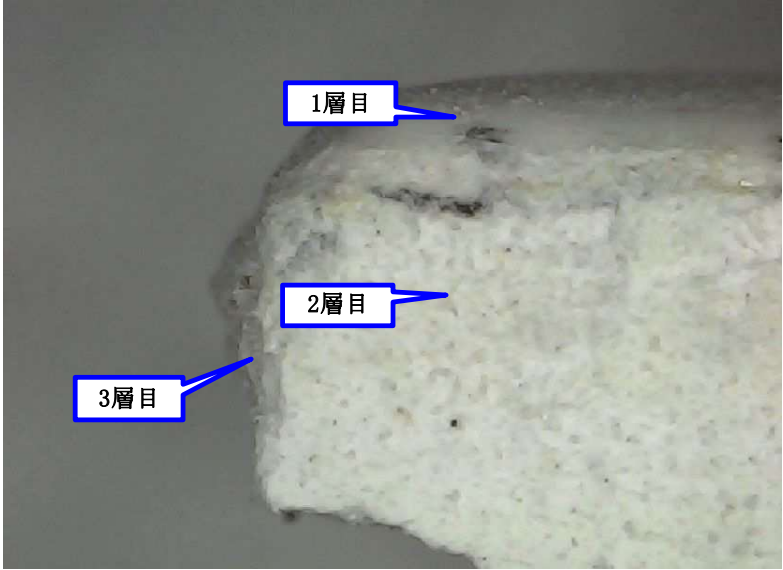
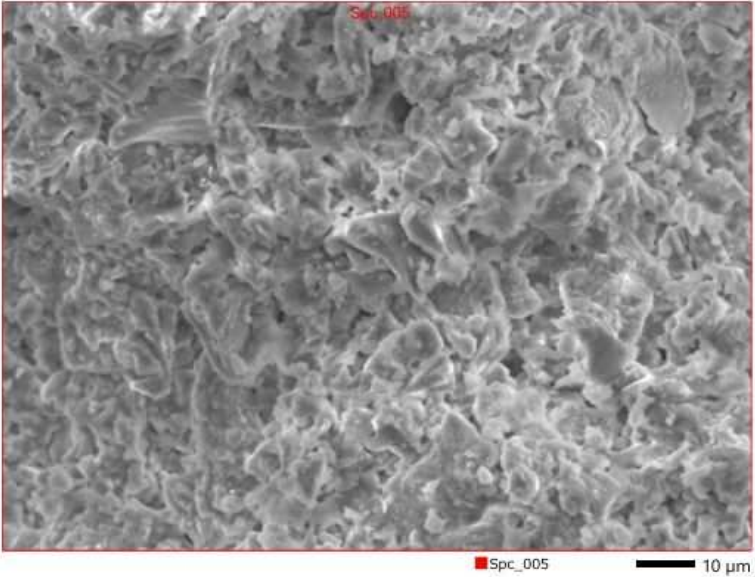
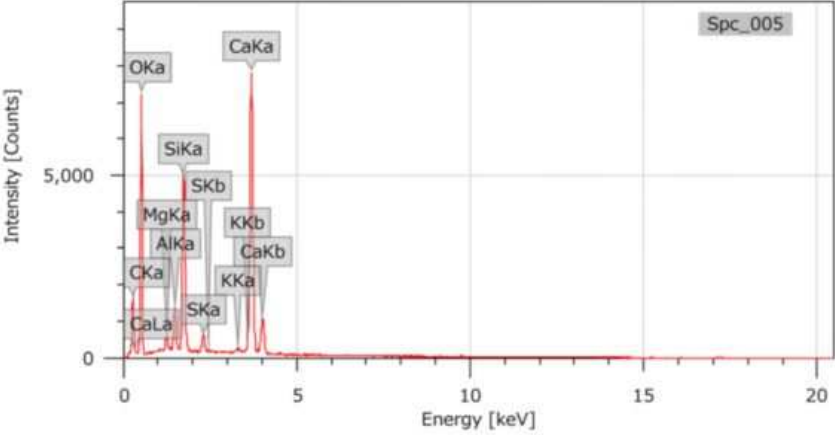
4. 石綿含有の有無の判定

分析の結果、どの層にもアスベスト繊維は無く、EDXスペクトルにおいてもアスベスト標準物質と合致しないため「アスベスト含有せず」と判断します。

5. 添付資料

今回分析検体の電子顕微鏡画像(EDXスペクトルチャート) 1枚

断面観察結果

 <p>1層目</p> <p>2層目</p> <p>3層目</p>	<p>試料No.4 鹿児島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 壁② モルタルー100角タイル</p> <p>断面観察 デジタルマイクロスコープ</p>
 <p>Spc_005</p> <p>10 μm</p>	<p>試料No.4 鹿児島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 壁② モルタルー100角タイル</p> <p>断面観察 走査電子顕微鏡 (アスベスト繊維無し)</p>
 <p>Spc_005</p> <p>Intensity [Counts]</p> <p>Energy [keV]</p> <p>Peaks labeled: OKa, CaKa, SiKa, SKb, MgKa, AlKa, KKb, CaKb, CKa, KKa, CaLa, SKa</p>	<p>試料No.4 鹿児島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 壁② モルタルー100角タイル</p> <p>断面観察 エネルギー分散型X線分析 (アスベストと一致せず)</p>

試験記録

試料No.5 鹿児島合同庁舎 3F 旧食堂用便所 床 ビニル床シート

1. 顕微鏡法による分析

使用機器 実体顕微鏡
偏光顕微鏡 オリンパス BX53F2
走査電子顕微鏡 日本電子 JSM-IT200
エネルギー分散型X線分析装置 日本電子 JED-2300型EDS

2. 偏光顕微鏡による画像観察の結果

石綿の種類	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト	トレモライト/アクチノライト	アンソフィライト
伸長の符号	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず
分散染色	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず

3. 電子顕微鏡による画像観察及びエネルギー分散型X線分析の結果

アスベストの種類	アスベスト繊維	EDXスペクトル	判定
クリソタイル	確認されず	合致せず	無
アモサイト	確認されず	合致せず	無
クロシドライト	確認されず	合致せず	無
トレモライト / アクチノライト	確認されず	合致せず	無
アンソフィライト	確認されず	合致せず	無

4. 石綿含有の有無の判定

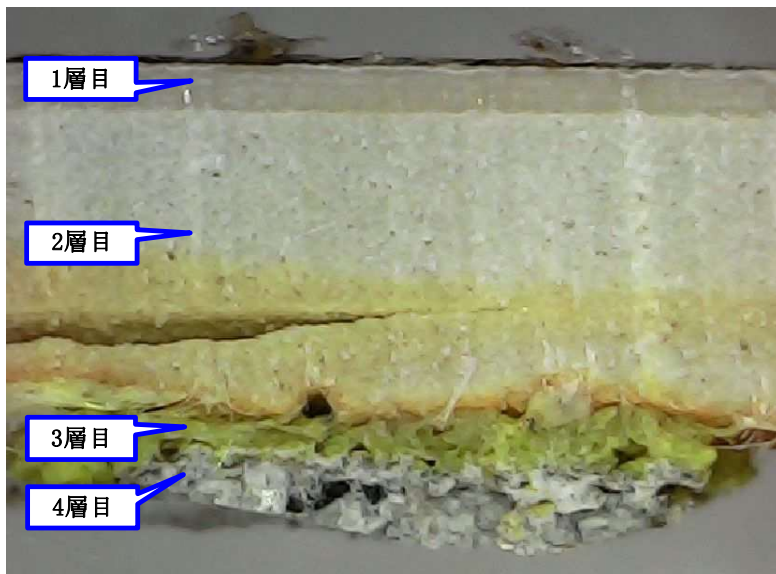
分析の結果、どの層にもアスベスト繊維は無く、EDXスペクトルにおいてもアスベスト標準物質と合致しないため「アスベスト含有せず」と判断します。

5. 添付資料

今回分析検体の電子顕微鏡画像(EDXスペクトルチャート)

1枚

断面観察結果



試料No.5

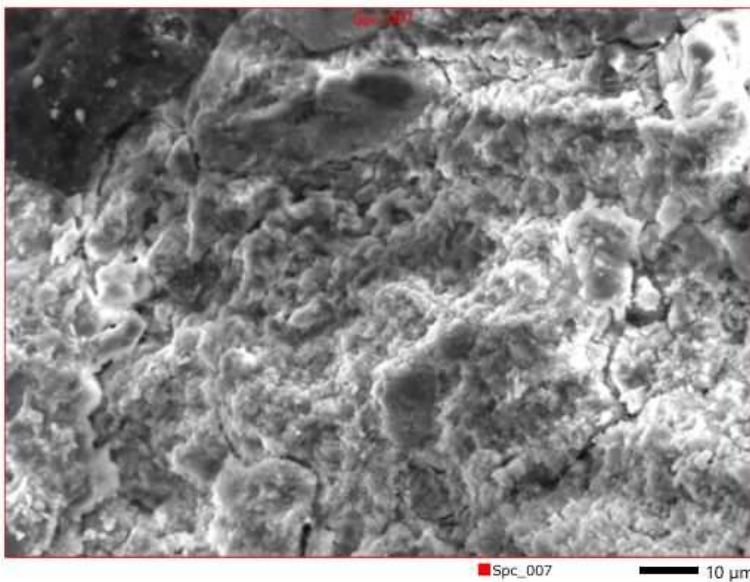
鹿児島合同庁舎

3F 旧食堂用便所 床

ビニル床シート

断面観察

デジタルマイクロスコープ



試料No.5

鹿児島合同庁舎

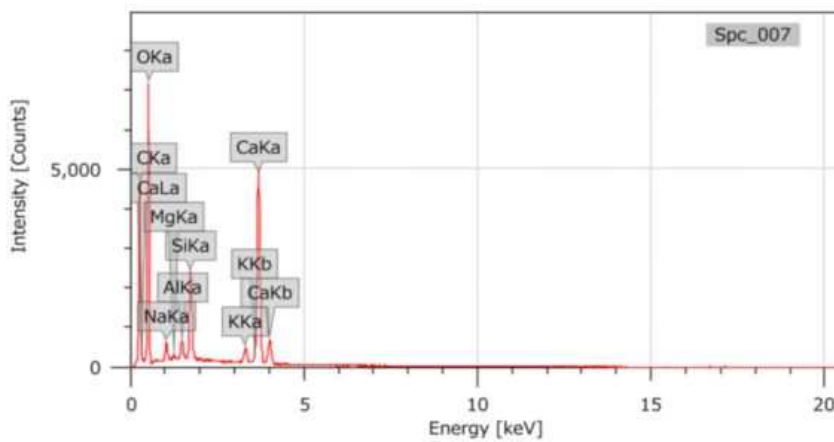
3F 旧食堂用便所 床

ビニル床シート

断面観察

走査電子顕微鏡

(アスベスト繊維無し)



試料No.5

鹿児島合同庁舎

3F 旧食堂用便所 床

ビニル床シート

断面観察

エネルギー分散型X線分析

(アスベストと一致せず)

試験記録

試料No.6 鹿児島合同庁舎 4F 農政局書庫 壁 モルタル

1. 顕微鏡法による分析

使用機器 実体顕微鏡
偏光顕微鏡 オリンパス BX53F2
走査電子顕微鏡 日本電子 JSM-IT200
エネルギー分散型X線分析装置 日本電子 JED-2300型EDS

2. 偏光顕微鏡による画像観察の結果

石綿の種類	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト	トレモライト/アクチノライト	アンソフィライト
伸長の符号	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず
分散染色	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず

3. 電子顕微鏡による画像観察及びエネルギー分散型X線分析の結果

アスベストの種類	アスベスト繊維	EDXスペクトル	判定
クリソタイル	確認されず	合致せず	無
アモサイト	確認されず	合致せず	無
クロシドライト	確認されず	合致せず	無
トレモライト / アクチノライト	確認されず	合致せず	無
アンソフィライト	確認されず	合致せず	無

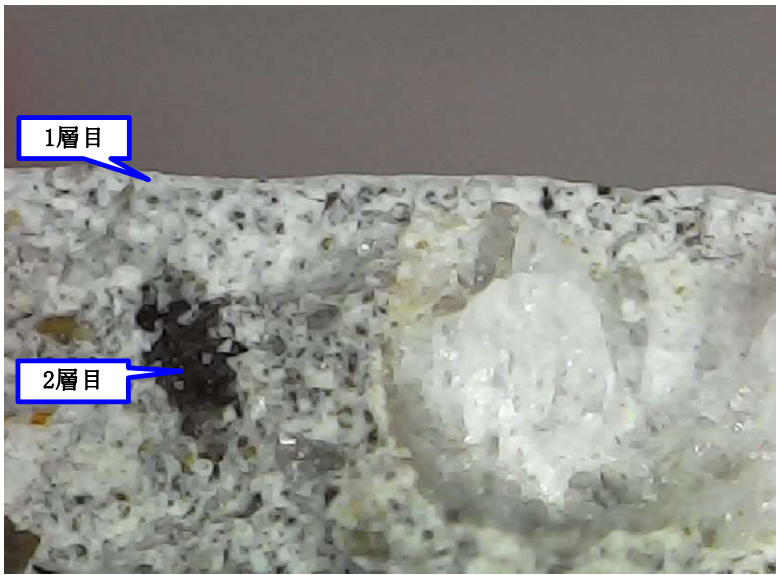
4. 石綿含有の有無の判定

分析の結果、どの層にもアスベスト繊維は無く、EDXスペクトルにおいてもアスベスト標準物質と合致しないため「アスベスト含有せず」と判断します。

5. 添付資料

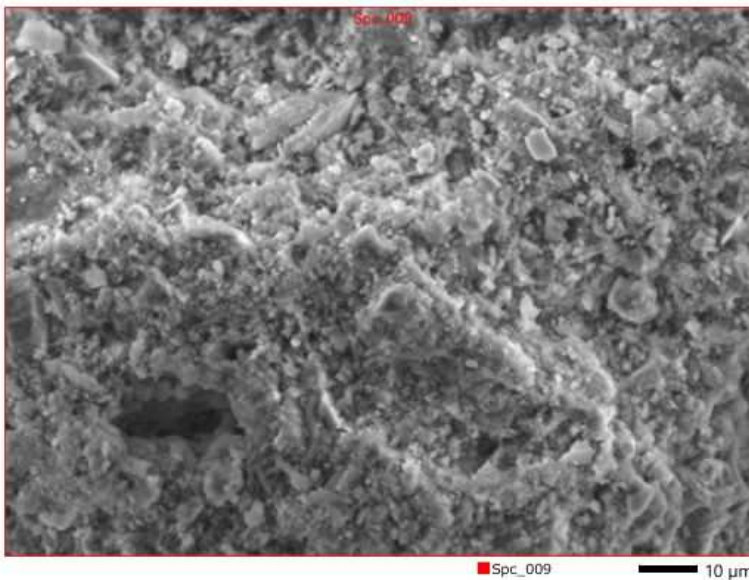
今回分析検体の電子顕微鏡画像 (EDXスペクトルチャート) 1枚

断面観察結果



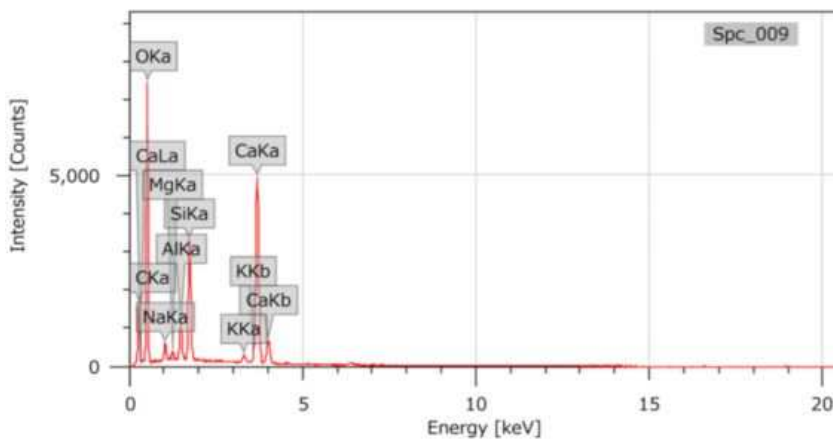
試料No.6
鹿児島合同庁舎
4F 農政局書庫 壁
モルタル

断面観察
デジタルマイクロスコープ



試料No.6
鹿児島合同庁舎
4F 農政局書庫 壁
モルタル

断面観察
走査電子顕微鏡
(アスベスト繊維無し)



試料No.6
鹿児島合同庁舎
4F 農政局書庫 壁
モルタル

断面観察
エネルギー分散型X線分析
(アスベストと一致せず)

試験記録

試料No.7 鹿児島合同庁舎 4F 農政局休憩室 壁 プラスター塗り

1. 顕微鏡法による分析

使用機器 実体顕微鏡
偏光顕微鏡 オリンパス BX53F2
走査電子顕微鏡 日本電子 JSM-IT200
エネルギー分散型X線分析装置 日本電子 JED-2300型EDS

2. 偏光顕微鏡による画像観察の結果

石綿の種類	クリソタイル	アモサイト	クロシドライト	トレモライト/アクチノライト	アンソフィライト
伸長の符号	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず
分散染色	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず	確認されず

3. 電子顕微鏡による画像観察及びエネルギー分散型X線分析の結果

アスベストの種類	アスベスト繊維	EDXスペクトル	判定
クリソタイル	確認されず	合致せず	無
アモサイト	確認されず	合致せず	無
クロシドライト	確認されず	合致せず	無
トレモライト / アクチノライト	確認されず	合致せず	無
アンソフィライト	確認されず	合致せず	無

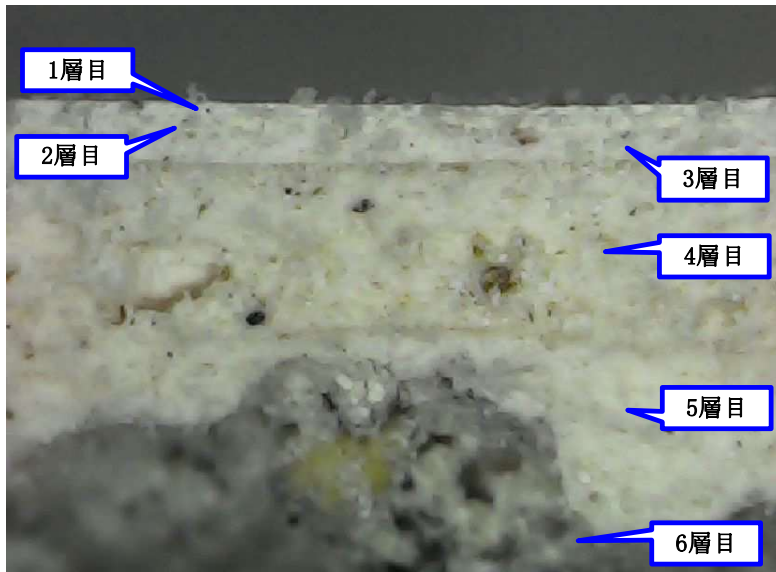
4. 石綿含有の有無の判定

分析の結果、どの層にもアスベスト繊維は無く、EDXスペクトルにおいてもアスベスト標準物質と合致しないため「アスベスト含有せず」と判断します。

5. 添付資料

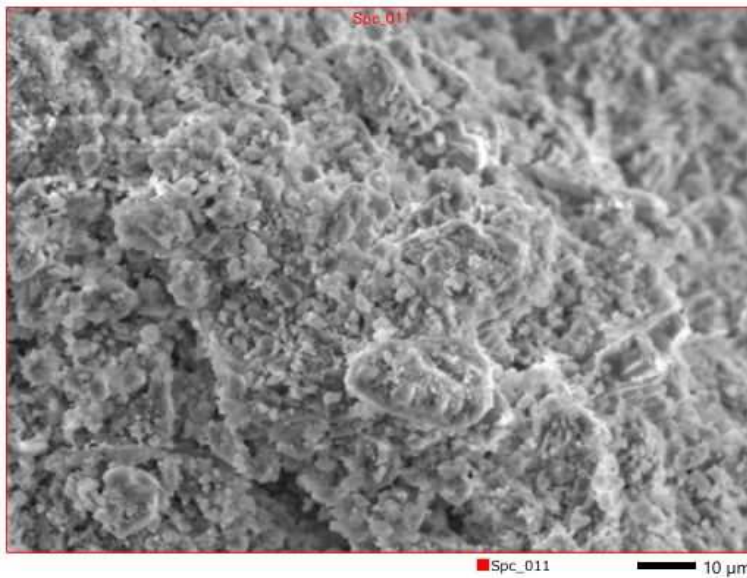
今回分析検体の電子顕微鏡画像 (EDXスペクトルチャート) 1枚

断面観察結果



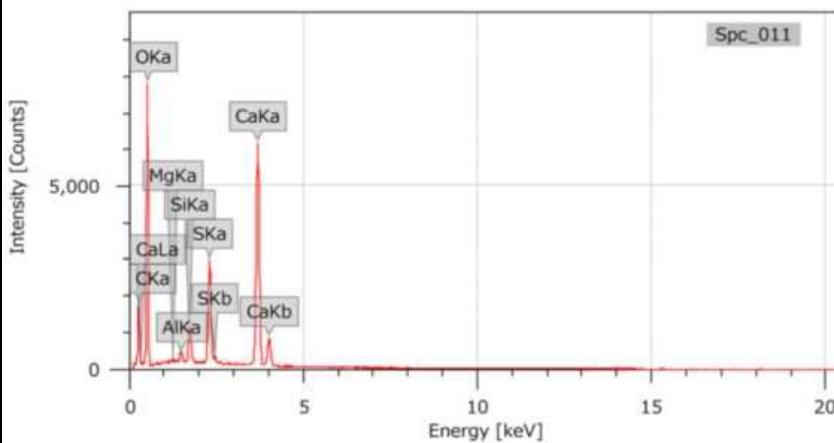
試料No.7
鹿児島合同庁舎
4F 農政局休憩室 壁
プラスター塗り

断面観察
デジタルマイクロスコープ



試料No.7
鹿児島合同庁舎
4F 農政局休憩室 壁
プラスター塗り

断面観察
走査電子顕微鏡
(アスベスト繊維無し)



試料No.7
鹿児島合同庁舎
4F 農政局休憩室 壁
プラスター塗り

断面観察
エネルギー分散型X線分析
(アスベストと一致せず)

WorkVista <ワークヴィスタ>シリーズ

テーブル

WorkVista+ パネル脚 DWV-(P・W)(D・J)□



導入する机

パネル脚(片面タイプ)



パネル脚(両面タイプ)

※ハイタイプテーブルは、別冊の取扱説明書を参照してください。

1. 安全上のご注意

①

5. 部品の交換について

⑫

2. 末永くご使用いただくためのご注意

④

6. 仕様

⑫

3. 使いかた

⑤

保証について

⑮

4. お手入れのしかた

⑪

このたびはコクヨ製品をお買い上げいただき、まことにありがとうございます。
ご使用前に、よくお読みの上、正しくお使いください。

※諸般の事情により、予告なく仕様が変わることがあります。あらかじめご了承ください。

1.安全上のご注意

ここに書かれた注意事項は、あなたや他の人への危害や損害を未然に防ぐためのものです。いずれも安全にお使いいただくための重要な内容ですから、必ずお守りください。

⚠警告 取り扱いを誤ると、死亡または重傷を負う可能性があります。

⚠注意 取り扱いを誤ると、軽傷を負うかまたは、物的損害が発生する可能性があります。

⚠警告

- コンセントがある場合、コンセントに接続する機器は、定格消費電力合計が最大消費電力以内で使用してください。

これを超えると、異常発熱して火災の原因になるおそれがあります。

- お客様で、解体や移設・レイアウト変更をしないでください。

組立・施工が不十分だと、破損や転倒によりけがをする原因になります。必ずお買い上げの販売店にご相談ください。

- 製品を廃棄するときは、焼却しないでください。

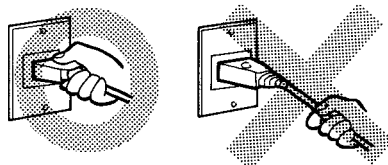
有害ガスが発生するなど、周囲に危険をおよぼす原因になります。

製品を廃棄するときは、専門業者に依頼するか、お買い上げの販売店にご連絡ください。

⚠注意

- コンセント、電源プラグ、コードがある場合は、以下の内容を守らないと、感電やショート・火災の原因になります。

- ・ 温度・湿度の高い場所では使用しないでください。
- ・ めれた手で電源プラグの抜き差しをしないでください。
- ・ 電源プラグは、刃の根元までしっかり差し込んでください。
- ・ 電源プラグに、ホコリが付いた状態で使用しないでください。
- ・ コンセントの差し込み口に、異物やゴミが入らないようにしてください。
- ・ 電源プラグは、必ずプラグを持ってゆっくりと水平方向に抜き差ししてください。



- ・ 異物・ホコリの侵入防止シャッター付きコンセントです。プラグ2ピンが同時に入るよう、まっすぐ差し込んでください。

安全構造上、片側から差し込まれるとシャッターがロックするため、プラグが引っかかり、入りづらいことがあります。

1.安全上のご注意

- 暖房器具など火気を近づけたり、熱風を当てないでください。
- コンセントや配線に水がかからないように注意してください。
- コンセントや配線に洗剤や殺虫剤をかけないでください。
- コードを止め金などで固定して使用しないでください。
- コードをたばねて使用しないでください。
- コードの上に重いものをのせたり、はさみ込んだりしないでください。
- コードを敷物の下にして使用しないでください。
- コードを無理に引っ張ったり、曲げたり、ねじらないでください。
- コードが傷ついたままで使用しないでください。
- コンセントが破損したり、外れかけた状態で使用しないでください。
- お手入れの際は、必ず電源プラグをコンセントから抜いてください。
- コンセント部やプラグ部などの分解や改造をしないでください。
- コードをワゴンなどで踏み付けしないでください。
- ロッカー用オプションのコンセントを取り付ける場合、各コンセントの電源プラグの接続は、ベース内で行ってください。
- 健康に影響をおよぼすことが考えられますので、以下の内容を守って使用してください。
 - この製品を購入された当初は、化学物質の発散が多いことがありますので、しばらくの間は換気や通風を十分に行ってください。
 - この製品をご使用になる室内が著しく高温多湿（温度28℃、相対湿度50%超が目安）になる場合は、窓を閉め切らないようにするか、強制的に換気を行ってください。
- 製品の上に立ち上がったり、腰を掛けたりしないでください。また、もたれかかったり、ぶら下がったりしないでください。（特にお子様にご注意ください。）
転倒や転落により、けがをする原因になります。
- 床に傾斜や段差のある、不安定な場所では使用しないでください。
転倒によるけがの原因になります。
- 製品と収納物の重量に耐えられない場所には、設置しないでください。
転倒によるけが・破損の原因になります。
- アジャスターがある製品を設置する際は、本体の水平を保つようにアジャスターで調節してください。
前傾した状態で設置すると、扉が開いたり、引き出しが流れ出たり、本体が倒れてきて、けがをするおそれがあります。

1.安全上のご注意

- 専用のオプションパーツ以外は取り付けないでください。

落下によるけがや破損の原因になります。

- 可動部（引き出しや配線カバーなど）のすきまに手や指を入れないでください。

けがの原因になります。

- トレーがある製品はトレーを引き出すとき、トレーが扉に当たらないように、トレーをまっすぐに引き出してください。トレーや扉が傷ついたり、破損してけがをするおそれがあります。

- のせるものが、天板からはみ出さないようにしてください。

ものが落下して、けがをするおそれがあります。

- 可動部に注油しないでください。

油がたれて床や衣類を汚す原因になります。

- コードダクト、コード受けにかばんなどを引っ掛けしないでください。

落下によるけがや破損の原因になります。

- テーブルを移動させるときは、のせているものをすべて取り除いてから行ってください。

のせているものが落下して、けがをするおそれがあります。

- 扉や引き戸、引き出しの開閉はゆっくり行ってください。

ストッパーの乗り越えや破損によって引き出しが抜け落ち、けがをするおそれがあります。

手や指をはさむおそれがあります。

- ボルトやネジがゆるんだままで使用しないでください。

本体の変形・破損や転倒により、けがをする原因になります。早めに締め直してください。

- 溶接外れやリベットのゆるみ、アジャスターやキャップ類の欠落など、異常を発見したときは、直ちに使用を中止して、お買い上げの販売店にご相談ください。

そのまま使用していると、製品の破損により、けがをするおそれがあります。

- 棚板などが変形した状態で使用しないでください。

落下や転倒などにより、けがをする原因になります。

- 製品に貼ってあるラベルは、絶対にはがさないでください。

誤った使いかたや事故を防止するためのものです。ラベルがなくなったり、はがれたときは、当社から取り寄せ、正しい位置に貼ってからご使用ください。

- この製品を他の人が使用するときは、この取扱説明書をよく読んでから使用するようにご指導ください。

2.未永くご使用いただくためのご注意

- この製品は室内または屋内用です。
屋外での使用や水ぬれは、故障やさび・反り・変色・カビの発生の原因になります。
- 直射日光やストーブなどの熱、エアコンの風が直接あたる場所や、湿気・乾燥の著しいところでの使用は避けてください。
変色や変形・そりなどのおそれがあります。
- 天板に飲み物をこぼしたままにしたり、ぬれ雑巾などをそのまま放置しないでください。
表面材の変色やはがれ、ひび割れ、そりなどの原因になります。必ず水分が残らないように拭き取ってください。
- 天板の上に、熱い湯のみや加熱したなべ・やかんなどを直接置かないでください。
白く変色するおそれがあります。茶たくなべ敷きを敷いて使用してください。
- 天板の上に、金属や陶器などの硬いものを直接置かないでください。
表面を傷つける原因になります。
- 製品の色は、使用環境により紫外線等の影響で少しずつ変化します。また、素材によって変化の程度が異なります。
- 配線カバーの上に、重いものをのせないでください。
落下や破損の原因になります。
- 使用開始後、のせたものの重量や床の状態により、本体にゆがみが出てくる場合があります。そのときは再度、本体の水平をアジャスターで調整してください。
- ときどき、ボルトやネジのゆるみによるガタツキがないか点検し、ある場合は締め付けてください。

3.使いかた

⚠警告

- 奥行き600mmまたは700mmの両面テーブルを、W7200mmを超える長さまたは5連以上にする場合は、カウンターウエイト1セット（奥行き600mmはSDA-V6PWF5・奥行き700mmはSDA-V7PWF5）を必ずご使用ください。

転倒によるけがや破損のおそれがあります。

- 奥行き600mmタイプの片面テーブルに、ハンギングデスクトップパネルを取り付ける場合は、安定性確保のため、ハンギングデスクトップパネル用安定脚（SDF-VF10:オプション）を必ずご使用ください。ただし、アンダーパネルを取り付ける場合は不要です。

転倒によるけがや破損のおそれがあります。

- 増連は、最大連結数や最大連結長以内で行ってください。

転倒によるけがのおそれがあります。

連結数や連結長は、購入先の販売店にお問合せください。

⚠注意

- 天板エッジ部に衣服を強くこすらないでください。

衣服にエッジ材の色が付着する原因になります。

- 本体を持ち上げてアジャスターを調節するときは、転倒しないように注意して行ってください。また、持ち上げた本体を下ろすときも、手や足をはさまないように注意してください。

けがをするおそれがあります。

- 天板の端に体重をかけたり、重いものをのせたりしないでください。

転倒や転落によるけがや、ものの破損の原因になります。

- 配線カバーに強い力や衝撃を加えないでください。

破損によるけがの原因になります。

- お手入れの際は、必ずコンセントの電源プラグを電源コンセント（OAタップ）から抜いてください。（固定タイプ）

- コンセントを長期間使用しないときは、必ずコンセントの電源プラグを電源コンセント（OAタップ）から抜いてください。（固定タイプ）

- 配線している製品を移設するときは、すべての配線を外し、コード類を傷つけないように注意して行ってください。

コードの断線によるショートや感電のおそれがあります。

- テーブルを移設するときは、必ず二人以上で持ち上げて行ってください。

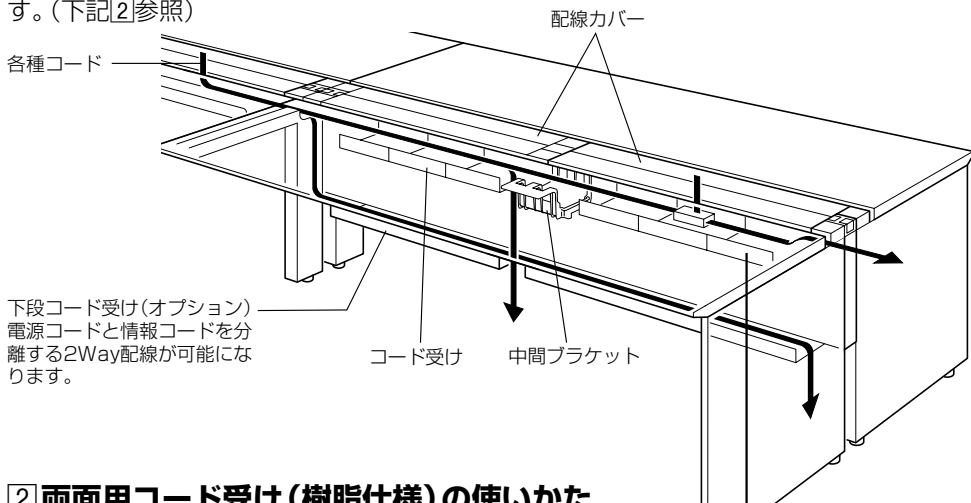
引きずりますと、床を傷つけたり、製品を破損するおそれがあります。

3. 使いかた

① 配線のしかた

開閉タイプの配線は配線カバーを開いて、固定タイプの配線は配線カバーを外して、上からコード受けの中に入れて配線します。(次ページ③参照)

また、両面用コード受けは、天板の下からコード受けの側板を開いて配線することができます。(下記②参照)



② 両面用コード受け(樹脂仕様)の使いかた

両面用コード受け(樹脂仕様)は幕板に沿って任意の位置に動かすことができます。

配線の立ち上げ位置に合わせて設置してください。

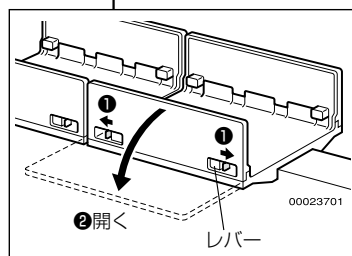
〈側板の開きかた〉

レバーを矢印の方向に動かし、側板を開いてください。

〈側板の閉じかた〉

側板を②の矢印と逆に動かし、側板を閉じてください。

※側板が閉まらない場合は、レバーを①の矢印の方向と逆に動かし、側板を閉じてください。



〈取り扱い時の注意〉

- オプション(センター引き出し・PCハンガー・パーソナルハンガー)を取り付けている場合、オプションに当たってコード受けの側板を開閉できないことがあります。オプションを取り外すか、コード受けを開閉できる位置に動かしてください。
- 側板は配線後、必ず閉じてください。側板が開いた状態で使用すると、コード受けの脱落や破損、配線など内容物の脱落のおそれがあります。
- ワゴンなどをコード受けにぶつけないでください。コード受けの脱落や破損のおそれがあります。

3. 使いかた

③ 配線カバーの使いかた

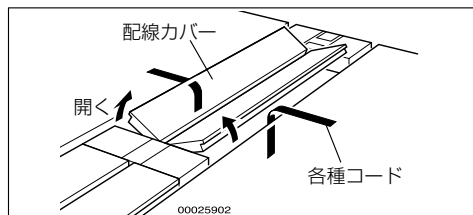
各種コードの配線にご使用ください。

1. 開閉タイプの場合



両面開閉タイプの場合

中央を支点にして、両側から開くことができます。



△注意

配線カバーや、コード受け (樹脂仕様) を開閉するときは、指や手をはさまないように注意してください。

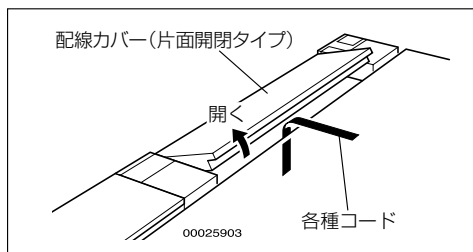
けがをする原因になります。

〈取り扱い時の注意〉

配線カバーを勢いよく開けないでください。脱落による破損の原因になります。

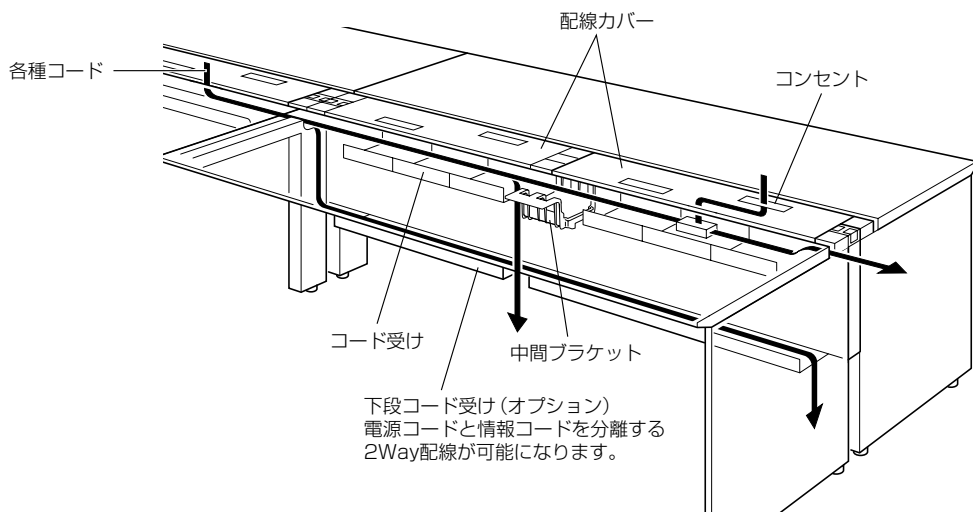
片面開閉タイプの場合

配線カバーの手前を開くことができます。



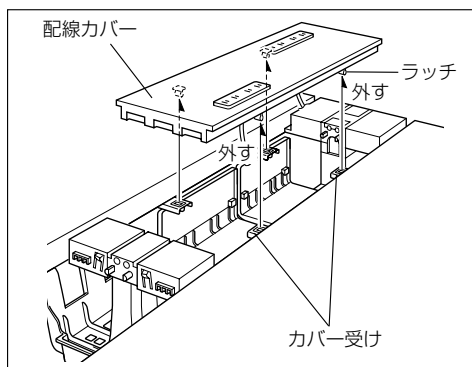
3. 使いかた

2. 固定タイプの場合



両面固定タイプの場合

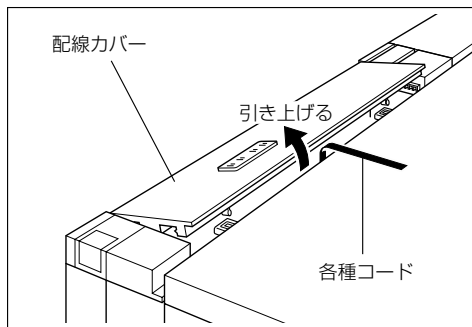
配線カバー内に配線するときは、配線カバーを真上に引き上げてカバー受けからラッチ (4か所) を外し、配線カバーを取り外して行ってください。



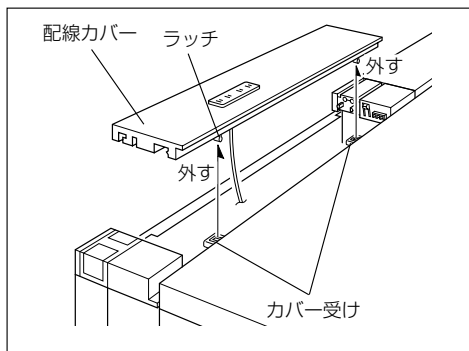
3.使いかた

片面固定タイプの場合

- 配線カバー内に配線するときは、配線カバーを手前側にずらした状態で、天板側を引き上げてカバー受けからラッチ（2か所）を外し、配線カバーの手前を開くことができます。



- 配線カバーを取り外して配線するときは、配線カバーを手前側にずらした状態で、真上に引き上げてカバー受けからラッチ（2か所）を外し、配線カバーを取り外して行ってください。



※取り付けかたは、[次ページの「固定式の取り付けかた」](#)を参照してください。

△注意

配線カバーの取り外しや取り付けをするときは、指や手をはさまないように注意してください。

けがをする原因になります。

〈取り扱い時の注意〉

配線カバーに無理な力を加えて、取り外しや取り付けをしないでください。

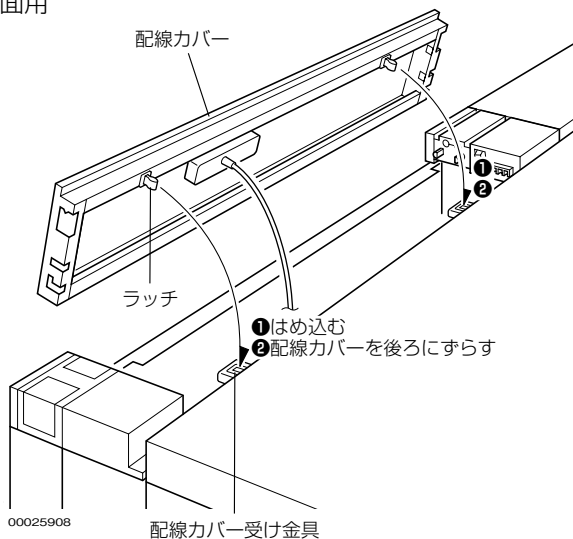
破損の原因になります。

3.使いかた

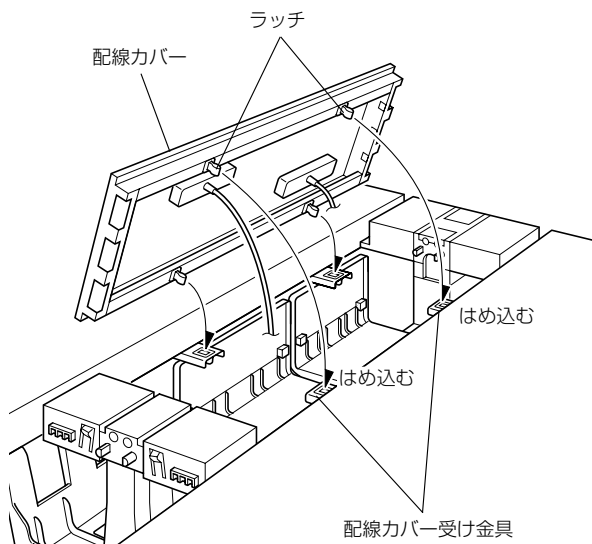
固定式の取り付けかた

配線カバーを取り付けた後に、コードの結束を外してください。

片面用



両面用



4.お手入れのしかた

△注意

固定タイプのテーブルをお手入れするときは、必ずコンセントの電源プラグを電源コンセント(OAタップ)から抜いてください。

- 日常のお手入れは、乾いたやわらかい布でから拭きしてください。
- 汚れが著しい場合は、以下の手順で汚れを落としてください。
 1. うすめた中性洗剤につけた布を、かたく絞って拭いてください。
 2. 水につけた布をよく絞って、洗剤が残らないように拭き取ってください。
 3. 乾いたやわらかい布で、水分が残らないように拭き取ってください。

汚れを落とすときの注意

水にぬれたままにしないでください。
また市販の各種クリーナーやワックス、シミ抜きなどを使用される際は、その使用方法や使用上の注意をご理解の上、お客様の判断においてご使用ください。
正しく使用されないと変色や変形など異常の原因になります。

■消毒のしかた

消毒のしかたと注意事項については、下記URL、または二次元コードから詳細をご覧ください。

https://www.kokuyo-furniture.co.jp/manual/pdf/how_to_clean.pdf



5. 部品の交換について

部品の交換をご希望の場合は、お買い上げの販売店、またはお客様相談室までお問い合わせください。

⚠️注意

お客様での交換作業はしないでください。
製品の故障・破損の原因になります。

6. 仕様

両面タイプ 基本セット

品番：DWV-□D	3016	2816	2416	2016	1816	1616	1516	1416	1216	1016	
外寸法 (mm)	幅	3000	2800	2400	2000	1800	1600	1500	1400	1200	1000
	奥行き	1600									
	高さ	720									

品番：DWV-□D	3014	2814	2414	2014	1814	1614	1514	1414	1214	1014	
外寸法 (mm)	幅	3000	2800	2400	2000	1800	1600	1500	1400	1200	1000
	奥行き	1400									
	高さ	720									

品番：DWV-□D	3012	2812	2412	2012	1812	1612	1512	1412	1212	1012	
外寸法 (mm)	幅	3000	2800	2400	2000	1800	1600	1500	1400	1200	1000
	奥行き	1200									
	高さ	720									

両面タイプ 増連セット

品番：DWV-□J	3016	2816	2416	2016	1816	1616	1516	1416	1216	1016	
外寸法 (mm)	幅	3020	2820	2420	2220	1820	1620	1520	1420	1220	1020
	奥行き	1600									
	高さ	720									

品番：DWV-□J	3014	2814	2414	2014	1814	1614	1514	1414	1214	1014	
外寸法 (mm)	幅	3020	2820	2420	2220	1820	1620	1520	1420	1220	1020
	奥行き	1400									
	高さ	720									

品番：DWV-□J	3012	2812	2412	2012	1812	1612	1512	1412	1212	1012	
外寸法 (mm)	幅	3020	2820	2420	2220	1820	1620	1520	1420	1220	1020
	奥行き	1200									
	高さ	720									

※□にはP(パネル脚 コンセント付き固定式配線カバー)、W(パネル脚 開閉式配線カバー)が入ります。

6.仕様

片面タイプ 基本セット

品番：DWV-□D	3008	2808	2408	2008	1808	1608	1508	1408	1208	1008
外寸法幅	3000	2800	2400	2000	1800	1600	1500	1400	1200	1000
(mm)奥行き	825									
高さ	720									

品番：DWV-□D	3007	2807	2407	2007	1807	1607	1507	1407	1207	1007
外寸法幅	3000	2800	2400	2000	1800	1600	1500	1400	1200	1000
(mm)奥行き	725									
高さ	720									

品番：DWV-□D	3006	2806	2406	2006	1806	1606	1506	1406	1206	1006
外寸法幅	3000	2800	2400	2000	1800	1600	1500	1400	1200	1000
(mm)奥行き	625									
高さ	720									

片面タイプ 増連セット

品番：DWV-□J	3008	2808	2408	2008	1808	1608	1508	1408	1208	1008
外寸法幅	3020	2820	2420	2200	1820	1620	1520	1420	1220	1020
(mm)奥行き	825									
高さ	720									

品番：DWV-□J	3007	2807	2407	2007	1807	1607	1507	1407	1207	1007
外寸法幅	3020	2820	2420	2200	1820	1620	1520	1420	1220	1020
(mm)奥行き	725									
高さ	720									

品番：DWV-□J	3006	2806	2406	2006	1806	1606	1506	1406	1206	1006
外寸法幅	3020	2820	2420	2200	1820	1620	1520	1420	1220	1020
(mm)奥行き	625									
高さ	720									

※□にはP(パネル脚 コンセント付き固定式配線カバー)、W(パネル脚 開閉式配線カバー)が入ります。

6.仕様

素材

天板	表面：メラミン化粧板、芯材：スチール、ハニカム、エッジ：樹脂押出品 (ABS)
幕板	本体：スチール (焼付塗装)、キャップ：樹脂 (ABS)
エンド脚	本体：スチール (焼付塗装)、キャップ：樹脂 (ABS)、取付金具：スチール (焼付塗装)
中間脚	本体：スチール (焼付塗装)、キャップ：樹脂 (ABS)
中間ブラケット (樹脂仕様)	本体：樹脂 (ABS)
中間ブラケット (スチール仕様)	本体：スチール (焼付塗装)
コード受け (樹脂仕様)	本体：樹脂 (PP)
コード受け (スチール仕様)	本体：スチール (焼付塗装)
配線カバー	開閉タイプ：アルミ押出材、 キャップ：樹脂 (ABS) / 固定タイプ：スチール (焼付塗装)
アジャスター	オレフィン系エラストマー

耐荷重 (全面に均等にのせた場合)

天板	1470N [150kgf]
コード受け (樹脂仕様)	19N [2kgf]
コード受け (スチール仕様)	49N [5kgf]
配線カバー	49N [5kgf]

△注意

耐荷重 (左表の数値) を超えて、ものを置かない (入れない) ください。

- 故障や変形の原因になります。
- 落下によるけがや破損の原因になります。

■保証について

〈保証内容のご確認とお願い〉

●この保証書は、記載内容(無料修理規定)に基づいて、無料修理を行うことをお約束するものです。本書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありません。

保証期間経過後の有償修理などについてご不明の場合は、お買い上げの販売店またはお客様相談室までご相談ください。

●無料修理を受けられる場合は、「ご購入明細書」が必要になります。

お買い上げ日と販売店を、「ご購入明細書」にてご確認いただき、大切に保管してください。

※「ご購入明細書」とは、製品の納品時にお客様にお渡しする「納品書兼出荷案内書」・「販売店が発行する納品書(製品明細の記載があるもの)」のことです。

〈保証期間について〉

●保証期間は、一般社団法人日本オフィス家具協会(JOIFA)のガイドラインに準拠し、電気部品を除いて、お買い上げの日から下記の年限とさせていただきます。

1年	外観・表面 仕上げ	塗装および樹脂部品の变色・退色、 レザー・クロスの摩耗。
2年	機構部・ 可動部	引き出し・スライド機構・扉の開閉・ 錠前・昇降機構などの故障。
10年	構造体	強度・構造体にかかわる破損。 (オプション、一部の製品を除きます)

※使用頻度としましては、週40時間(週5日として1日8時間)の労働時間を想定しています。

24時間体制の執務、年中無休での業務や、これに準ずる過酷なご使用をされること(消防・警察・鉄道・各業種の監視室・警備室・新聞社・TV局・学生寮・病院等)での使用頻度を前提とした保証期間ではありません。ご理解の程お願い致します。

●電気部品に関しましては、下記の年限とさせていただきます。

1年	電気部品	照明器具、スイッチ、ACアダプタ、 コンセント、モーターなど。
----	------	------------------------------------

お試用の電池は、保証対象外です。

〈無料修理規定〉

1.保証期間中に、取扱説明書・本体貼付ラベルなどの注意書にしたがった正常な使用状態で当社の責任と認められる不具合・故障が発生した場合は、無料修理をさせていただきます。

その際、張り地などの部材交換が必要な場合に本製品と同等の機能部材を使用する場合があります。

また、弊社の判断により製品全体を交換させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

2.お買い上げ日から保証期間中に故障が発生した場合は、お買い上げの販売店またはお客様相談室へご相談ください。

3.保証期間が過ぎた後や保証が適用されない故障につきましては、有料で修理させていただきます。

4.保証期間内でも以下の場合は有料となりますのでご了承ください。

(イ)ご購入明細書のご提示が無い場合

(ロ)ご購入明細書にお買い上げ年月日・お客様名・販売店名の記入がない場合、または字句が書き換えられた場合

(ハ)消耗部品(弊社指定部品)の交換

(ニ)第三者から転売・譲渡を受けた場合

(ホ)火災・水害・塩害・ガス害や地震などの天災地変による故障または破損

(ヘ)使用上の誤りによる故障または破損

(ト)カタログ、取扱説明書に記載の禁止事項もしくはそれに類する操作またはご使用者の故意もしくは重大な過失による故障または破損

(チ)加工・改造・不当な修理による故障または破損

(リ)設置後の落下、衝突や移動によって生じた故障または破損

(ヌ)接続している他の機器に起因した故障または破損

(ル)異常な環境下(高温・多湿・著しい温度変化等)での使用もしくは保管による故障または破損

(ヲ)強い磁気の影響や特殊工具の使用による故障または損傷

(ワ)屋外・温浴施設・プールなどで使用された場合の故障または破損

(カ)経時変化により発生する不具合または塗装面の自然退色

(コ)使用時の手垢・埃等の汚れによる仕上げ表面の変化

(ク)使用上の消耗により発生する異音などの現象、変質またはさび・かびの発生

(ケ)外観の傷・へこみ・変形や再現のできない不良

(ク)一般的に品質や機能上、影響のない感応的現象(におい、音鳴りや振動など)

(ツ)日本国外で使用された場合に生じた故障または破損

5.ご転居の場合は、事前にお買い上げの販売店またはお客様相談室までご相談ください。

6.本書およびご購入明細書は日本国内においてのみ有効です。

7.ご購入明細書は再発行致しませんので、大切に保管してください。

コクヨ株式会社

本社オフィス 〒537-8686 大阪市東成区大今里南6丁目1番1号

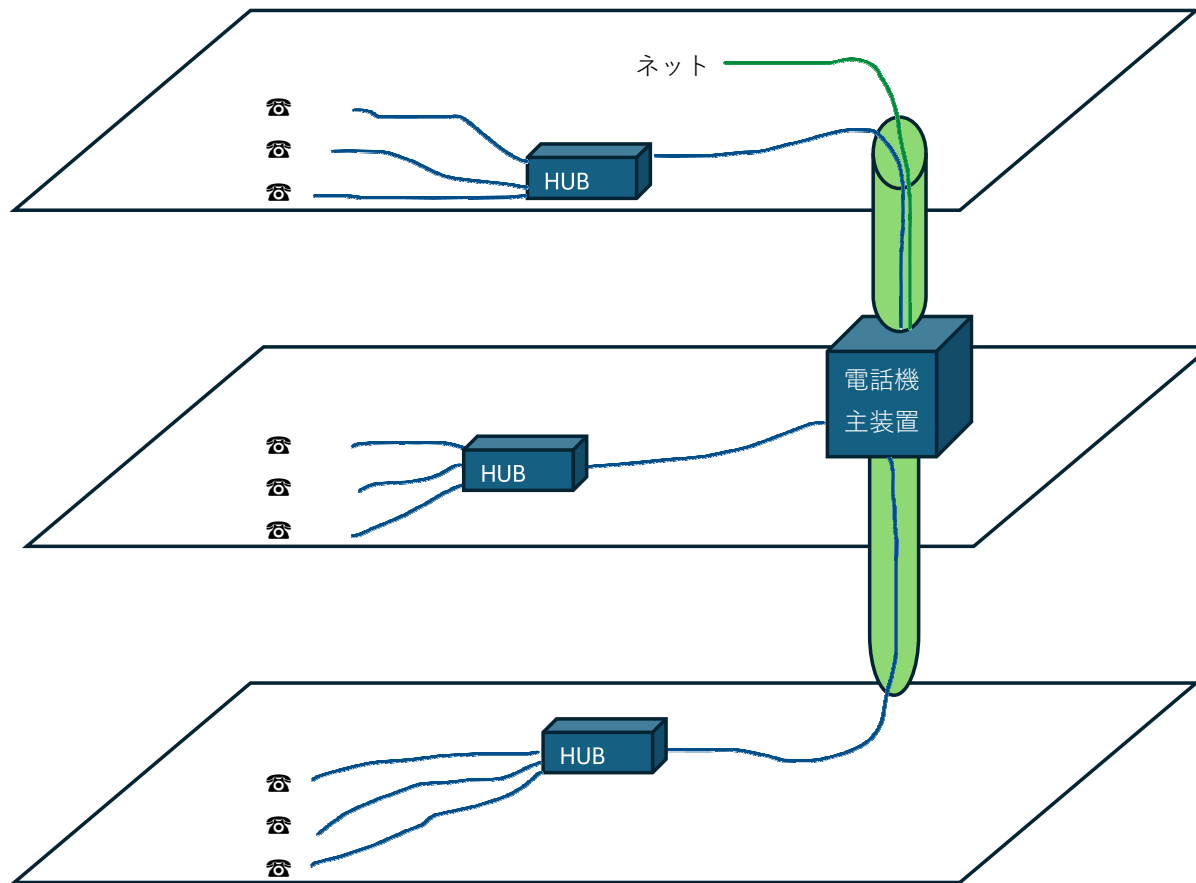
ホームページURL <https://www.kokuyo.co.jp/>

お問い合わせ、ご相談は

お客様相談室

kokuyo.jp/soudan/





青 電話業者

緑 電源工事業者

手書きがLANケーブル

雇用環境均等室 (企画) 10台 (指導) 0台
 雇用環境均等室 30台 (指導) 1台
 労災補償課 26台 1台
 カールコード電話機 66台
 コードレス電話機 2台

1階



2階の床を貫通し、1階へ配管を行う。
 1階廊下(倉庫付近)まで配管を行い、以降は、天井配線(天井配線は見積対象外) 執務室の指定箇所へメタルモールを実施する所まで見積に含まれます。

コ7抜き
 コ7抜き
 コ7抜き

更衣室 23.11㎡

●ルコード電話機 101台
■ドレス電話機 6台

2階



局長室 ■ 0台
(ア抜き) ■ 1台

総務課 ■ 28台
総務部長室 ■ 1台

健康安全課 ■ 8台
■ 0台

監督課・貸金室 ■ 17台
基準部長室 ■ 1台

男性更衣室 ■ 1台
(ア抜き) ■ 0台

機械室 ■ 1台

労働保険徴収室 ■ 1台
■ 30台

電子申請センター ■ 0台
■ 13台

需給調整室 ■ 0台
■ 5台

2階の主装置より
階段室経由し
①1階へ、床貫通を行い、配管実施
(以下、1階にて記載)
②2階、主装置～総務課付近の廊下まで配管を行い、以降は、天井配線(天井配線は見積対象外)
執務室の指定箇所へ
メタルモールを実施する所まで
見積りに含みます。
③3階への配管を2階主装置から行う。

主装置



助成金センター③
■ 15台
■ 1台

会議室
■ 0台
■ 1台

■ カールコード電話機
■ コードレス電話機

助成金センター②
■ 18台
■ 0台

安定課・対策課・訓練課
■ 38台
■ 1台

助成金センター①
■ 12台
■ 0台

- カールコード電話機
- コードレス電話機

3階

